令和6年5月27日

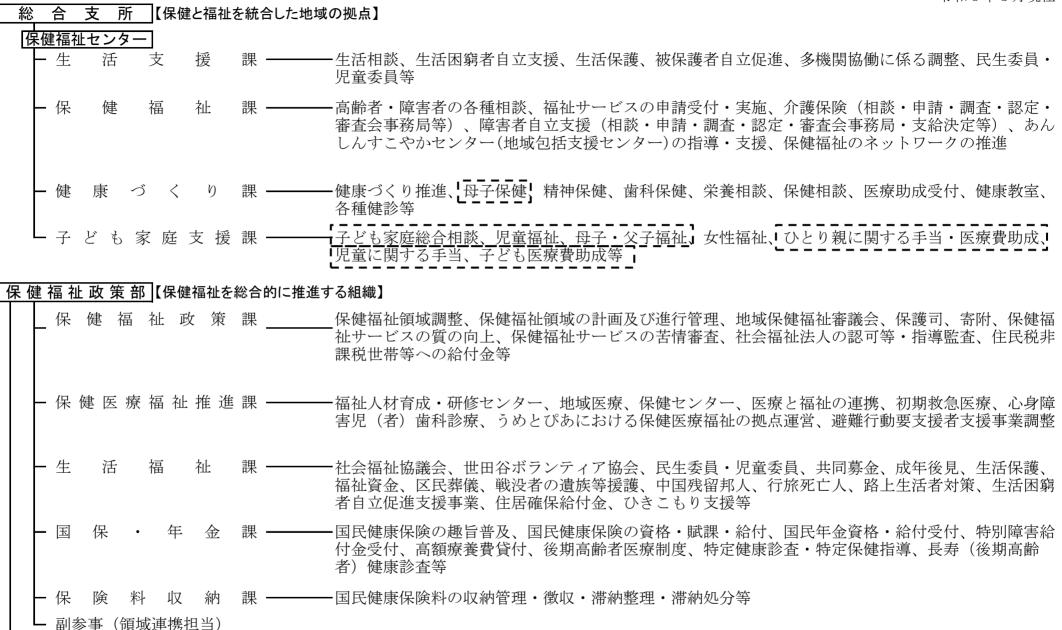
令和6年度

主 要 事 務 事 業

(福祉保健常任委員会)

保 健 福 祉 領 域 組 織・ 主 な 担 当 事 務

令和6年5月現在



地域包括ケア担当参事

※ は、子ども・若者施策推進特別委員会に関係する事務

高 齢 福 祉 部 【高齢者福祉を総合的に推進する組織】

- 高 齢 福 祉 課 ―――――高齢福祉及び高齢者施策の計画及び調整、社会福祉事業団、ひとりぐらし高齢者等の状況把握、高齢 者在宅サービスの実施及び調整、社会福祉法人等に対する施設整備費助成、高齢者福祉施設の整備、 高齢者在宅サービスセンターの維持管理及び支援、高齢者福祉施設の運営(一時生活援助施設・特別 養護老人ホーム(短期入所生活介護を含む))等

介 護 保 険 課 ――――介護保険制度の運営(事業計画、趣旨普及、保険料賦課・収納、保険給付、事業者指定・指導、事業 者支援、要介護認定等)、シニアボランティア・ポイント事業

· 介 護 予 防 · 地 域 支 援 課 ————介護予防の総合的推進、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、認知症施策の総合的推進、認知症 在宅生活サポートセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)運営等

副参事(認定審査事務担当)5

| 障 害 福 祉 部 | 【障害者福祉を総合的に推進する組織】

- 障 害 施 策 推 進 課 -----障害施策の計画及び調整、障害者施策推進協議会、障害者団体育成連携、障害者福祉団体連絡協議 会、被爆者見舞金、障害者(児)福祉手当、障害者(児)医療助成、障害者扶養共済・扶養年金、自 立支援給付等の支給、障害者(児)在宅サービスの実施及び調整、障害支援区分認定、障害者差別解 消、障害理解の促進、障害者の地域生活支援機能の強化、手話を使いやすい環境の整備等の推進

障害者地域生活課 ―――――障害者施設の整備、社会福祉法人等に対する障害者福祉施設整備助成、社会福祉法人等が運営する障害者施設及び障害者サービスの運営費補助、区立障害者福祉施設の運営管理、障害者ネットワークバスの運行、障害者就労支援、障害者休養ホームひまわり荘等

副参事(情報化推進·施設整備担当)

---子ども施策の計画・調整・推進、子どもの安全安心、子ども基金、子どもの人権擁護、私立幼稚園認Ⅰ - 子ども・若者支援課 ■可・指導・助成、私立幼稚園預かり保育(区単独事業)、若者支援施策の調整、若者の交流と活動の 「推進(青少年交流センター、大学連携による居場所等)、子ども・青少年協議会、子ども・若者支援 協議会等 — 児 ┩児童福祉、地域児童健全育成、児童館(子育て支援、子どもの健全育成、子ども・子育て環境づく ■り)、放課後児童健全育成、成長に応じた子どもの自立支援、児童福祉施設維持管理等 - 子 ┩在宅子育て支援、ひとり親家庭等支援、妊娠期からの切れ目のない支援、子どもの貧困に対する支 接、ヤングケアラー、子ども等医療費助成、児童手当、出産費助成等 一時保護及び措置された子どもの権利擁護、障害児入所給付費の支給、里親制度の普及促進及び里親 - 児 童 相 談 支 ■支援、措置費の支弁、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施 ■設、児童家庭支援センター)の認可等、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金、子ども家庭支援 「センターと児童相談所との連携、要保護児童及びその家庭の支援に係る調整、社会的養育に係る総合」 的な計画及び推進、調整 - 保 --認可保育所・地域型保育事業の認可事務等に関すること、病児・病後児保育等に関すること、保育計Ⅰ 杳 I画の策定及び施策の調整に関すること。特定教育・保育施設(区立認可保育所、私立認可保育所、認Ⅰ 「定こども園等」、特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等)及「 び一時預かり事業等の運営支援に関すること、保育園整備支援に関すること。 ┪子ども・子育て支援給付に係わる調整(支給認定、入園利用調整、保育料)、認可外保育施設(保育Ⅰ ─ 保 育 認 定 ・ 調 整 課 ■室、保育ママ、認証保育所)の運営支援に関すること、認可外保育施設への届出受付・指導、特定教 「育・保育施設、特定地域型保育事業、助産施設、母子生活支援施設、児童養護施設及び里親支援セン」 ターの指導検査、特定こども・子育て支援施設の指導検査、幼児教育・保育の無償化に関する調整 (施設等利用給付認定、負担軽減補助等給付) - 副参事(児童施策推進担当) 副参事(児童相談所・子ども家庭支援連携担当) 5 副参事(乳幼児教育・保育支援担当)

副参事(保育の質向上担当) 2

世田谷保健所 【地域保健法に基づいた地域住民の健康保持及び増進を担う組織】 副所長 健康企 画 課 健康せたがやブラン (第三次)の推進、健康危機管理、衛生上の試験・検査、地域保健専門研修、衛生統計、受動喫煙対策、保健師の人材育成、健康づくり推進、成人保健(がん対策関連含む)等 健康 推 進 課 健康づくり推進、「母子保健、 益科保健、 歯科保健、 栄養指導等 感染症 対策 課 健康がらり推進、「母子保健、 益科保健、 強科保健、 栄養指導等 「世田谷保健相談、課 一感染症の防疫業務 「北沢保健相談、課 一感染症の防疫業務 「北沢保健相談、課 一感染症の防疫業務 「出沢保健相談、課 一感染症の防疫業務 「山保健相談、課 一感染症の防疫業務 「山保健相談、課 一感染症の防疫業務 「山保健相談、課 一感染症の防疫業務 「山保健相談、課 一感染症の防疫業務 「山保健相談、課 一感染症の防疫業務 「人と動物との共生推進、狂犬病予防法事務、医事・薬事、医師等免許、環境・食品衛生関係の許認

※ は、子ども・若者施策推進特別委員会に関係する事務

可•指導•普及啓発等

■ 副参事(健康危機管理担当)※災害時保健医療を含む■ 副参事(保健師統括担当)

《参考~出資団体、関連団体》

(公財) 世田谷区保健センター ― 保健センター

がん対策事業、健康増進事業、健康教育事業、障害者相談支援 事業、こころの健康支援事業、保険診療等による検査事業、検体検 査事業等

保健福祉政策部(保健医療福祉推進 課)

(福) 世田谷区社会福祉事業団

- 特別養護老人ホーム(芦花ホーム・上北沢ホーム)、地域密着型特別養護老人ホーム(寿満ホームかみきたざわ)、ホームヘルプサービス、高齢者在宅サービスセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション、福祉人材育成・研修センター等

高齢福祉部 (高齢福祉課)

(福) 世田谷区社会福祉協議会

一 地域福祉資源開発事業(生活支援体制整備事業、地区高齢者見守りネットワーク)、地区社会福祉協議会活動支援、地域支えあい活動支援(サロン・ミニデイ・子ども食堂運営支援)、日常生活支援(ふれあいサービス、介護予防・日常生活支援総合事業)、子育て支援(世田谷区ファミリーサポートセンター事業等)、研修・人材育成、障害者就労促進、権利擁護・成年後見制度、生活困窮者自立相談支援センター運営等

保健福祉政策部(生活福祉課)

(福) 世田谷ボランティア協会

ボランティアセンター、ボランティアビューロー、ボランティア相談、 地域ネットワーク、講座・体験研修・イベント、防災ボランティア、国 際交流等 保健福祉政策部(生活福祉課)

令和6年度当初予算

<歳出予算(部別)一覧>

(単位:千円)

	一般会計	国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計
保健福祉政策部	44, 715, 459	84, 780, 002	25, 865, 196	87, 830
高齢福祉部	14, 532, 581			72, 372, 707
障害福祉部	32, 122, 443	_	_	_
世田谷保健所	9, 210, 533	_	_	_

令和6年度 主要事務事業一覧

頁	主要課題	
9	地域保健医療福祉の総合的推進	
14	高齢者の地域生活支援	
18	障害者等の地域生活支援	
20	健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化	

令和6年度主要事務事業(主要課題「地域保健医療福祉の総合的推進」)

地域保健医療福祉の総合的推進(保健福祉政策部)

「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えた、令和6年度からの8年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す「地域保健医療福祉総合計画」(以下、総合計画という)に基づき、取組みを推進する。

この計画では、①高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムを強化すること、②地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進め、世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤を整備することの2つを柱としている。

総合計画や、高齢、障害、子ども等の個別計画、また令和6年度からの世田谷区基本計画・実施計画に基づき、世田谷版地域包括ケアシステムを推進し、区民、事業者等との連携、協働を充実させるとともに、総合計画に位置付けた「重層的支援体制整備事業」を活用することで、制度の狭間の支援ニーズを抱えた区民や複雑化・複合化した日常生活課題を抱えた区民に対して支援を行い、より一層の地域福祉の推進を図る。

エネルギー価格・物価高騰等への対応については、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援として、新たに住民税非課税等となる世帯 への給付及び定額減税しきれないと見込まれる者への給付など、必要な支援を的確に実施する。

1 保健医療福祉施策の計画的な推進

- (1)総合計画の進行管理
 - 総合計画(令和6~13年度)や各分野別計画の進行管理を着実に行い、保健医療福祉の施策や基盤の整備を計画的に推進する。
- (2) 世田谷版地域包括ケアシステムの強化

世田谷区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていく。

(3) 医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)等が参画する医療・介護連携推進協議会で医療と介護の連携に関する課題について協議し、関係団体等と連携しながら、在宅医療・ACP(アドバンス・ケア・プランニング:人生会議)の普及、医療・介護情報の共有、相談支援の充実、医療職・介護職の人材育成とネットワークづくり等、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組みを進める。

(4) 地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携を基盤に、生活上の課題を抱えた方へのアウトリーチ等による福祉的課題の早期発見・継続支援、活動への参加や地域づくりの支援、多様なNPOや住民等との連携による生活支援サービスの開発などに取り組む。

(5) 避難行動要支援者支援

高齢者、障害者など自力で避難が困難な避難行動要支援者が安全に避難できるよう、総合支所による町会・自治会との協定締結や、 事業者等と地域の連携による安否確認体制を検討するとともに、施設所管による福祉避難所(高齢者・障害者)の円滑な開設及び運営に向けた取組みを進める。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や周知に向けた取組みを進める。計画の未作成者に対しては、居宅介護支援事業所等の福祉の専門職と連携し、個別避難計画の策定・推奨の検討に取り組んでいく。

(6) 全区的な保健医療福祉拠点の運営

保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」については、全区的なバックアップ体制の構築のため、区複合棟の保健医療福祉総合プラザを 運営し、総合プラザ内事業者及び民間施設棟との連携促進により、保健福祉の全体調整機能を向上させ、災害時の医療拠点としての 運営体制を確立していく。

2 権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

(1) 成年後見制度等の利用促進

成年後見利用促進法に基づき、制度を必要とする高齢者等の利用促進とともに、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及を図る。また、令和5年度に策定した「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画(令和6年度~13年度)」に基づき、中核機関と位置付けた成年後見センターとともに地域連携ネットワーク構築により連携を強化し、制度の利用促進を図る。

(2) 保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

第三者評価の受審を促進するとともに、苦情・事故報告等を集計・分析し、苦情・事故防止につながる情報提供を行う。また、保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査審議する。

(3) 保健福祉サービスの苦情対応

保健福祉サービスに関する苦情の申立てがあった場合は、条例の規定に基づき保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を聴くことで、苦情への適切な対応を図る。

3 生活福祉等の推進

(1) 生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者の状況に応じて、就労支援や金銭管理支援等を通じて、日常生活の自立や就労による経済的自立を推進する。

(2) 生活困窮者等の支援

生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が、各総合支所保健福祉センター生活支援課と連携し、住居確保給付金の支給や就労支援、家計改善支援等を行い、生活困窮者の自立を支援する。

(3) ひきこもり対策

令和4年4月に開設した年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、「重層的支援協議会」等により関係機関と連携を強化しながら課題・ニーズに寄り添ったきめ細やかな切れ目のない支援体制の構築や、社会的理解の促進に取り組む。

4 国民健康保険の運営

(1)標準準拠システムへの移行

国民健康保険システムの標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、DX推進担当課等と連携のもと、ベンダーに対して最短での移行を視野に入れたヒアリングを実施し、最適な移行時期を検討する。

(2) 被保険者証の廃止、マイナンバーカードとの一体化

令和6年12月2日から現行の保険証の発行を終了しマイナ保険証を基本とする仕組みに移行(発行済みの世田谷区国民健康保険証については、令和7年9月30日まで有効)されるため、マイナ保険証の利用促進や現行の保険証廃止後の対応について、被保険者へ確実に周知広報していく。また、国からの通知を踏まえ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない方には必要な医療等が受けられるよう、資格確認書を期限までに、申請によらず送付する準備を進めていく。

(3) 資格の適正化と保険料収納率の向上

被保険者の資格の適正化に取り組むとともに、口座振替の勧奨や催告の早期着手による滞納整理の推進等により、保険料収納率の 更なる向上に努める。

(4) 医療費の適正化

国保総合システムの機能を活用し、実効的なレセプト内容の審査・是正に取り組むとともに、後発医薬品(ジェネリック医薬品) に関して利用差額通知の送付及び希望シールの配布により利用を促進し、医療費の適正化を図る。

(5) 特定健診・特定保健指導等の実施

第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導等を円滑に実施するとともに、課題となっている受診率と利用率の向上に努める。また、第3期データヘルス計画に基づき効率的・効果的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化を推進する。

〇地	○ 地域保健医療福祉の総合的推進				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	子算額(千円)	担当所管課	
23		保健福祉サービスの総合的な展開		総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、 子ども家庭支援課)	
24		地域保健福祉の推進に係る総合的調整	3, 168	保健福祉政策部(保健福祉政策課)	
25		地域福祉活動等促進事業	16, 060	保健福祉政策部(保健福祉政策課)	
25		保健福祉サービス質の向上の推進	64, 457	保健福祉政策部(保健福祉政策課)	
25		保健福祉サービス苦情審査会運営	541	保健福祉政策部(保健福祉政策課)	
25		社会福祉法人の認可・指導検査	293	保健福祉政策部(保健福祉政策課)	
26		住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金	11, 719, 474	保健福祉政策部(保健福祉政策課)	
28		避難行動要支援者支援の推進 [10-1-5]	27, 175	総合支所(地域振興課、生活支援課、保健福祉課)、危機管理部(災害対策課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課、生活福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)、障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課)	
29		福祉人材育成・研修センター運営 [9-4-1] [9-4-2] [9-4-4]	100, 283	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)	
29		保健医療福祉総合プラザ維持運営 [10-3-3]	343, 303	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)	
30		初期救急診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業	626, 443	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)	
31		在宅医療・介護連携推進事業 [9-3]	70, 554	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部 (介護保険課、介護予防・地域支援課)、世田谷保健所 (健康推進課)	
32		成年後見制度の利用促進	107, 652	総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課)、 保健福祉政策部(生活福祉課)	
33		地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進 [8-1-2] [8-2-2] [8-2-3]	398, 535	保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)	
34		日常生活支援事業	30, 964	保健福祉政策部(生活福祉課)	
34		災害時ボランティア受入体制整備事業	30, 239	保健福祉政策部(生活福祉課)	
35		路上生活者対策	16, 919	保健福祉政策部(生活福祉課)、総合支所(生活支援課)	
36		住居確保給付金支給事業	89, 310	保健福祉政策部(生活福祉課)	
37		ひきこもり対策 [3-2-1] [9-2-4]	180, 785	保健福祉政策部(生活福祉課)	

38	生活困窮者自立促進支援事業の実施	380, 131	総合支所(生活支援課、子ども家庭支援課)、保健福祉 政策部(生活福祉課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
40	生活安定支援事業	73, 762	保健福祉政策部(生活福祉課)
40	ハローワークと連携した生活困窮者等の就労自立支 援の取組み	_	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
41	中国残留邦人等に対する支援	43, 307	保健福祉政策部(生活福祉課)
41	生活保護事業	21, 665, 710	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
41	生活保護受給者就労支援事業	19, 681	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
42	被保護者居宅生活安定化支援事業	38, 920	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
42	生活保護受給者金銭管理支援事業	36, 846	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
42	被保護者自立促進事業	38, 750	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
43	生活保護適正化事業	65, 610	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
44	国民健康保険の運営	532, 259	保健福祉政策部(国保・年金課、保険料収納課)
46	特定健診・特定保健指導等	1, 471, 927	保健福祉政策部(国保・年金課)
47	後期高齢者医療制度の実施	25, 408, 329	保健福祉政策部(国保・年金課)

令和6年度主要事務事業(主要課題「高齢者の地域生活支援」)

高齢者の地域生活支援(高齢福祉部)

高齢者が住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会を実現できるよう、令和6年度からの3年間を計画期間とする「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の地域生活を支える施策を総合的に推進するとともに、介護保険制度の円滑な運営を図る。

施策の推進にあたっては、高齢者が支えられるだけではなく支える側に立つ「これまでの高齢者観に捉われない施策」やICTを活用したハイブリッド型見守りをはじめとした「DXの推進」等の新しい考え方や視点も踏まえた上で、取り組む。

また、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯、生活困窮者など、困りごとを抱えた全ての区民を対象とした「世田谷版地域包括ケアシステム」の強化に取り組むとともに、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会の三者の連携に児童館を加えた四者連携を進め、「身近な福祉の相談窓口」としての相談対応や参加と協働の地域づくりにより課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」の取組みを一層推進していく。

1. 高齢者等の地域生活を支える環境の整備

(1)介護予防の総合的な推進

区では、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

(2) あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が一体となって、四者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、四者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困 第者等の相談に対応し、情報提供を行い、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談 を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

あんしんすこやかセンターの事業運営の質の確保・向上のため、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。 また、令和7年4月からの新たな事業者による運営への円滑な移行に向けて令和5年度から着手している次期委託期間(令和7年度~12年度)の地域包括支援センター運営事業者の選定について、実施するとともに、あわせて、条例改正による人員体制の拡充の実現と、関係部署との連携による執務スペースの確保等の執務環境の整備に取り組む。

(3) 安全・安心の取組み

24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」や、介護保険サービスを利用していない75歳以上

の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進するとともに、多様な高齢者サービスや地域の支えあいによる見守りに取り組む。さらに、事業者と見守りに関する協定の締結を進めるなど、高齢者が安全で安心な生活を送れるよう重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「高齢者見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつなぐほか、警察署や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

また、加齢により聴力が低下した高齢者が、補聴器を適切に装用することで日常生活の質の向上や認知機能の低下防止につなげることを目的に、令和6年4月より中等度難聴の高齢者のための補聴器購入費助成を実施する。

(4) 高齢者施設の整備促進

要介護高齢者等が地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、区有施設や大規模団地の建替えなどの機会をとらえ、多様な手法により整備を促進していく。

2. 介護保険制度の円滑な運営、サービスの充実

(1)介護保険の円滑な運営

第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化、自立支援・重度化防止 に資する研修等に引き続き取り組むとともに、事業者の取組みを評価する仕組の検討や介護職員の負担の軽減や処遇の改善、介護現 場における生産性の向上に関する情報発信等の事業者支援を行っていく。また、低所得者等に配慮し、介護保険料や介護サービスの 利用者負担の軽減も引き続き実施していく。

(2)介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」及び令和6年3月策定の「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画(令和6年度~令和8年度)」に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策の総合的な推進を図る。

(3) 福祉・介護人材の確保・育成、定着支援

区の将来人口推計によると、今後10年間は後期高齢者が増加する見込みであり、特に90歳以上の要介護認定者数の増加が顕著となるとの予測から、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをとおし、引き続き介護職員のキャリアアップを支援していく。

また、さらなる介護人材の確保、定着支援のため、引き続き宿舎借り上げ支援事業や介護人材採用活動経費助成等の事業を着実に取り組んでいくほか、特に若い世代の人材を確保するため、さらなる介護職の魅力向上を推進していく。

さらに、令和6年度を初年とする「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念及び計画目標を実現する

ため、「介護人材対策推進協議会」を通じて介護サービス事業者や関係機関等との連携を図りながら、働きやすい環境整備の構築に向けた取り組みを検討していく。

3. 地域支えあい活動の推進

高齢者の孤立化等を防ぐためには、行政だけではなく区民が主体的に参加する取組みを促進していく必要がある。区民が自主的に行う「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」等の住民活動や、地域の活動団体が自主的に参加して、高齢者が孤立しないよう見守るネットワークづくりを支援し、地域支えあい活動の推進を図る。

〇高	○ 高齢者の地域生活支援				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課	
48		高齢者見守り施策の推進	145, 157	総合支所(地域振興課、保健福祉課)、高齢福祉部(高 齢福祉課、介護予防・地域支援課)	
49	新規	高齢者補聴器購入費助成	57, 464	高齢福祉部(高齢福祉課)	
50		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備促進	60, 764	高齢福祉部(高齢福祉課)	
50		都市型軽費老人ホームの整備促進 [9-1-3]	6, 176	高齢福祉部(高齢福祉課)	
50		地域密着型サービス拠点の整備促進 [9-1-3]	633, 538	高齢福祉部(高齢福祉課)	
51		高齢者福祉施設改修工事	36, 900	高齢福祉部(高齢福祉課)	
52		福祉人材の確保・育成 [9-4-2]	178, 838	高齢福祉部(高齢福祉課)	
55		ひとりぐらし高齢者等の安全確保	25, 132	高齢福祉部(高齢福祉課)	
56		高齢者虐待対策事業	50, 154	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課)	
57		介護保険制度の運営	650, 437	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、 介護保険課、介護予防・地域支援課)	
58		介護保険料の減免及び軽減		高齢福祉部(介護保険課)	
58		介護サービス利用者負担額の軽減	44, 309	高齢福祉部(介護保険課)	
58		シニアボランティア・ポイント事業	1, 777	高齢福祉部(介護保険課)	
59		介護予防・日常生活支援総合事業等の実施[7-3-1] [7-3-2]	1, 839, 923	高齢福祉部(介護予防・地域支援課、介護保険課)	
62		「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知 症施策の総合的な推進[9-4-3]	106, 522	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)	
66		あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の運 営[9-2-5]	963, 181	高齢福祉部(介護予防·地域支援課)、総合支所(保健 福祉課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)	
69		地域支えあい活動の推進	24, 968	生活文化政策部(市民活動推進課)、保健福祉政策部 (生活福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・ 地域支援課)	

令和6年度主要事務事業(主要課題「障害者等の地域生活支援」)

障害者等の地域生活支援(障害福祉部)

国は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築等を行い、障害者等の地域生活の支援の充実に取組んでいる。一方、令和4年9月には、国連の障害者権利委員会から日本政府へ90項目以上の勧告があり、この勧告を踏まえた国や都の動向を注視する必要がある。

こうした状況のなか、区では、令和4年9月に「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定し、障害理解の促進や差別解消、参加や活躍の場の拡大、情報コミュニケーション等について、必要な施策を講じていくことを定めた。令和6年3月には、世田谷区地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、「市町村障害者計画(障害者基本法)」「市町村障害福祉計画(障害者総合支援法)」及び「市町村障害児福祉計画(児童福祉法)」を、一体的に「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」として策定した。計画の基本理念である「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けて施策を推進していく。

1. 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するための「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めた「世田谷区手話言語条例」の趣旨を区民等に広く周知するとともに、条例に基づく施策を行うことで、障害に対する理解を広め、地域における相互理解を深めていく。

2. 安心して暮らし続けることができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもと、地域の課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進する。令和2年度に策定し、令和5年度に更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」及び令和5年度に策定した「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けのグループホームの整備を進め、医療的ケアを含めた重度障害者(児)を身近な地域で受け入れるための環境整備等に取り組むとともに、障害者の高齢化や重度化、親なき後を見据え、障害者の地域生活支援機能の強化を推進していく。

3. 参加及び活躍の場の拡大のための施策

障害の有無や障害種別にかかわらず誰もが自然に社会の中に参画する状態を目指すため、障害者の就労支援として、障害者がその特性に応じた働き方を見つけることができるよう、「せたJOB応援プロジェクト」や農福連携事業の推進により多様な働く場の確保に取り組む。また、社会参加の1つとしてスポーツや文化活動等への参加は、余暇活動の充実や自己表現の獲得として重要であるため、「世田谷区手話言語条例」等と令和7年秋開催の東京2025デフリンピック(ろう者のためのオリンピック)を絡めたPR等に取り組んでいく。

4. 情報コミュニケーションの推進のための施策

障害の特性に応じた情報提供や意思疎通を支援するため、情報コミュニケーション施策を拡充させるとともに、デジタルツールを使う 人とそうでない人とでの情報格差(デジタルデバイド)が生じないよう、障害者本人がデジタルツールを活用し、自ら情報取得やコミュニケーションを円滑にとることができるように、講習会等の機会拡充に取り組む。

○ 障害者等の地域生活支援

O 14	. П. Б. <u>1</u>	少地域工作文版		
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	子算額(千円)	担当所管課
70		せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推	1 954	 障害福祉部(障害施策推進課)
10		進計画-の推進	1, 204	
70		地域共生社会実現に向けた取組み [9-2-3]	20, 685	障害福祉部(障害施策推進課)
73		地域生活支援拠点等の整備	65, 465	障害福祉部(障害施策推進課)
74		障害者総合支援法に基づく在宅サービスの充実	5, 180, 432	総合支所(保健福山課)、障害福山部(障害施策推進課)
74		重度障害者等就労支援特別事業の実施	3, 011	障害福祉部(障害施策推進課)
74		障害認定調査外部委託の実施	1, 836	総合支所(保健福山課)、障害福山部(障害施策推進課)
				障害福祉部(障害保健福祉課、障害者地或生活課)、子ども・
75		医療的ケアが必要な障害児(者)への支援 [9-2-2]	509, 659	若者部 (保育課) 、教育総合センター(支援教育課、乳
				幼児教育・保育支援課)
78		障害者(児)の在宅生活の支援	222, 004	障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課)
79		相談支援体制の充実	326, 337	総合支所(保健福山課)、障害福祉部(障害保健福山課)
80		精神障害施策の充実 [9-2-1] [9-4-5]	102, 480	障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)
81		高次脳機能障害施策の充実	_	障害福祉部(障害保健福祉課)
82		障害者虐待防止の推進	3, 811	総合支所(保健福山課)、障害福山部(障害施策推進課)
82		障害者居宅介護人材の確保・育成 [9-4-4]	1, 520	障害福祉部(障害施策推進課)
84		発達障害者支援事業	452, 054	障害福祉部(障害保健福祉課)
86		障害者施設の整備 [9-1-4]	58, 769	障害福祉部(障害者地域生活課)
88		障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援	4, 860, 515	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
90		障害者の居住の場の運営および運営支援	393, 243	障害福祉部(障害者地域生活課)
91		梅ヶ丘拠点障害者支援施設の運営支援	236, 912	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
93		高齢者、障害者などの移動困難者への支援	37, 459	障害福祉部(障害者地域生活課)
			1, 768, 764	
94		障害者就労の支援	(就労支援施設	障害福祉部(障害者地域生活課)
			の再掲分を含む)	
96		障害者施設工賃アップ推進事業	38, 970	障害福祉部(障害者地域生活課)

令和6年度主要事務事業(主要課題「健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化」)

健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化(世田谷保健所、総合支所)

社会、経済情勢が変化するなかで、高齢化が一層進展し、健康寿命の延伸が求められている。区では、令和6年度から新たに策定した区の総合保健計画「健康せたがやプラン(第三次)」に基づき、区民の望ましい健康づくり、安全で安心して暮らせる地域社会の創造に向けた取組みを進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザを始めとした新興・再興の感染症、大規模食中毒、医薬品による健康被害等、生命や健康を脅かす事態の発生を念頭に置き、多様化する健康危機から区民を守るための健康危機管理体制の強化に取り組む。さらに、保健師等の継続的人材育成や災害時の他自治体応援職員の受援調整の体制整備など、危機対応力の向上に取り組む。

1. 多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

- (1) 感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進 新型コロナウイルス感染症パンデミック対応における経験を踏まえて専門家等への意見聴取を行い、「世田谷区新型インフルエン ザ等対策行動計画」改定に向けての課題整理を行い、当該計画の見直しに向け取り組む。
- (2)健康危機管理体制の整備 新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模食中毒等の健康危機発生に備え、令和5年度に新たに策定 した「感染症予防計画」及び「健康危機対処計画」について、関係機関との連携項目等について検討を進め、改定を行う。
- (3) 災害時医療体制の強化

拠点病院や4師会を始めとする関係機関等と意見交換を行い、緊急医療救護所及び医療救護所の見直しに向けた検討、調整を進め、 災害医療運営連絡会を開催し関係機関等と合意形成を図りながら、災害時医療救護体制の再編を行う。また、この再整備に関する決 定内容、方向性等を世田谷区地域防災計画の修正に盛り込むとともに、医療救護本部の機能の確立及び緊急医療救護所の運営の更な る具体化を進める。

(4) 食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査(検査)・指導体制を充実するとともに、講習会や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うほか、食品衛生協会等との連携を含め、ハサップ(HACCP)制度化に対応する食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じた食品に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するように取り組む。

2. 健康せたがやプラン (第三次) に基づく総合的な健康づくりの推進

(1)健康せたがやプラン(第三次)は、世田谷区健康づくり推進条例第1条で掲げる「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を基本理念に据え、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが

責務と役割を果たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進することとしている。

「生涯を通じた健康づくりの推進(11施策)」、「健康に関する安全と安心の確保(4施策)」及び「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

(2) 健康せたがやプラン(第二次)後期(平成29年度~令和5年度)から取り組んできた健康づくり運動のテーマである「健康せたがやプラス1(ワン)」を引き続きキーワードに、健康づくりプロモーションを進めるとともに、健康無関心層を巻き込む仕掛けや工夫を取り入れた取組みをリーディングプロジェクトとして位置付け、関係者・関係団体などと連携し、より戦略的かつ総合的に施策を推進していく。また、社会全体に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった健康課題やコロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、重点的に取り組んでいく。

3. 人と動物との調和のとれた共生社会の推進

令和5年度改定の「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)」に基づき、各施策を実施する。

- (1) プラン理念について様々な世代、様々な立場の区民への周知啓発。
- (2) 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の継続実施によるプランの進捗状況の管理と施策評価及び見直しの実施。
- (3) 飼い主の健康状態など様々な理由による飼育困難や多頭飼育崩壊等に至る前の予防として地域、地区で活動する動物連絡員制度について、さらなる人員の充実と、地域と協働して取り組む体制の強化。
- (4)地域住民の理解のもと、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、餌や糞尿等一定のルールで適正に管理して、長期的に飼い主のいない猫の減少を図る「地域ねこ活動」の推進。
- (5) 災害時におけるペット対応の推進。
- (6) 動物関連施策へのふるさと納税を活用した施策の充実。
- (7) 狂犬病予防注射済票申請のオンライン化の準備。

4. 住宅宿泊事業の適正な運営

新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和、インバウンド需要の増大に伴い、新規届出住宅数が増加傾向にある。良好な住環境を確保することを基本に、事業の現状を届出や苦情などの状況等を把握して、住宅宿泊事業の実施に関し、宿泊者の衛生確保等、事業者への適切な運営のための指導・助言等を行う。

0 1	○ 健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	子算額(千円)	担当所管課	
97		健康危機管理体制の強化 [10-3]	52, 235	世田谷保健所(健康企画課、感染症対策課、各保健相談課)、総合支所(保健福祉課)	
99		健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進 [7-1]	5, 804	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、 生活保健課)、総合支所(健康づくり課)	
102		受動喫煙対策	9, 821	世田谷保健所(健康企画課)	
103		がん対策の推進	1, 636, 867	世田谷保健所(健康企画課)、総合支所(健康づくり課)、 学校教育部(教育指導課)	
108		精神保健福祉施策の充実 [7-2]	94, 585	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課)、総合支所(生活 支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)、 障害福祉部(障害保健福祉課)、子ども・若者部(子ども・ 若者支援課)、教育政策・生涯学習部(学校健康推進課)	
115		歯科保健事業の推進	110, 860	世田谷保健所(健康推進課)、保健福祉政策部(保健医療 福祉推進課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)	
117		食育の推進[7-1-3]	4, 484	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)	
119		感染症対策事業	28, 585	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)	
122		予防接種事業	4, 147, 495	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)	
129		小児慢性特定疾病医療費給付	224, 147	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)	
129		難病対策事業	3, 525	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)	
130		食の安全確保	15, 116	世田谷保健所(生活保健課)	
132		環境衛生の充実	18, 932	世田谷保健所(生活保健課)	
137		医事・薬事環境の向上	3, 099	世田谷保健所(生活保健課)	
139		人と動物との調和のとれた共生社会の推進	16, 635	世田谷保健所(生活保健課)	
141		狂犬病予防法事務	14, 828	世田谷保健所(生活保健課)	

総合支所

				1	松百久川
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		保健福祉サービスの	地域の保健福祉サービスの拠	千円	① 誰もが、安心して健やかに自分らしく
		総合的な展開	点として、関係機関・事業者・		在宅で生活を継続できるよう、保健・
		(生活支援課、保健福祉課、	NPO等との連携による総合		福祉・医療の連携を図り、利用者のニ
		健康づくり課、	的・効果的なサービスを提供す		ーズを的確にとらえ、区民・事業者等
		子ども家庭支援課)	る。		との協働に基づいたサービスを総合的
					に提供する。
					② ケアマネジメント、ケースマネジメン
					トなど多機関による支援を適切に実施
					し、高齢・介護、障害、保健医療、子
					育て、生活困窮等、複雑化・複合化し
					た課題を抱える区民に対しての支援
					を、支所内の連携により取り組むとと
					もに、地域包括ケアシステムを引き続
					き推進し、関係機関との連携を強化す
					る。
					③ 事業者への支援、サービスの提供の定
					期的な評価を行い、サービスの質の向
					上を図る。
					④ 地域の関係機関等からの相談や多様な
					苦情解決の調整を行うとともに、必要
					に応じて緊急時の福祉的対応を行うこ
					とにより、問題の早期解決や予防に努
					める。
				I	

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		地域保健福祉の推進に係る	「誰一人取り残さない 世田	千円	(1)総合計画の進行管理を行うとともに、高
		総合的調整	谷をつくろう」を基本方針に据	3, 168	齢者、障害者、子ども、健康づくり等の各
		(保健福祉政策課)	えた「地域保健医療福祉総合計		分野個別施策の推進及び計画策定等を支援
			画」や各分野別計画などに沿っ		する。
			て、保健福祉領域の施策の調整		まちづくりセンター、あんしんすこやか
			を総合的に進める。		センター、社会福祉協議会、児童館の四者
			(1)総合計画の進行管理と、保		の連携を進め、「福祉の相談窓口」の充実
			健福祉領域内の総合調整、世		と社会資源開発による地区の課題解決の取
			田谷版地域包括ケアシステム		組みである「参加と協働による地域づく
			の強化		り」を行う地域包括ケアの地区展開を推進
			(2)地域保健福祉審議会の運営		する。
					複雑化・複合化した課題等を抱えた区民
					への支援体制を強化する。厚生労働省の重
					層的支援体制整備事業を活用し、つなぎ先
					がないことで支援が滞ることがないよう総
					合支所保健福祉センターを中心に多機関協
					働事業を実施する。また、課題を抱えた方
					を早期に把握して関係性を構築するための
					アウトリーチを通じた支援や社会参加の機
					会を掴めない方などへの参加支援を強化す
					る。
					(2)地域保健福祉審議会を運営し、保健福祉
					施策の推進を図る。全区版の地域ケア会議
					として、地区及び地域の取組みや課題を共
					有するとともに、全区的な課題の解決に向
					けた対応を検討し、政策形成につなげる。

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域福祉活動等促進事業	地域保健福祉等推進基金を活	千円	区に寄附を行った区民の意向に配慮すると
	(保健福祉政策課)	用し、区内福祉施設等への支援	16, 060	ともに、福祉的環境の整備等のため、区内で
		を行うことで、地域保健福祉活		福祉施設等を運営する団体の活動の支援など
		動の一層の促進を図る。		を行う。
	保健福祉サービス	(1)苦情・事故報告等に基づく	千円	(1) 区に提出された苦情・事故報告等を集
	質の向上の推進	事業者支援や事業者指導の総	64, 457	計・分析し、苦情・事故防止につながる情
	(保健福祉政策課)	括により、サービスの質の向		報提供を行う。
		上を図る。		保健福祉サービス向上委員会を運営し、保
		(2)サービス提供事業者の第三		健福祉サービス等の向上を推進する上で必要
		者評価受審を促進し、利用者		な支援・指導等に関する事項を審議する。
		のサービス選択に資する情報		
		を提供するとともに、事業者		(2) 高齢介護・障害福祉・子どもの各サー
		のサービスの質の向上を図		ビスに係る第三者評価について、東京都の
		る。		補助金を活用して、区立事業所の受審を行
				うとともに、民間事業者に対する受審費補
				助を行う。
	保健福祉サービス	区民から申立のあった苦情に	千円	区民からの苦情申立てについて、学識経験
	苦情審査会運営	対して適切な対応を図るととも	541	者等で構成する苦情審査会にて、中立公正な
	(保健福祉政策課)	に、サービスの質の向上に結び		立場で審査を行い、区に対し意見書を提出す
		付ける。		る。区は、この意見書を踏まえサービスの改
				善などに努め、その結果を苦情審査会に報告
				する。
		社会福祉法人の認可等及び指	千円	■ 区が所轄する社会福祉法人の認可等及び指
	社会福祉法人の 認可・指導検査	住芸福祉伝入の認可等及の指	293	
	総円・担等快宜 (保健福祉政策課)	特監宜事務业のに任芸価性連携 推進法人の認定等事務を適正に	230	特監査、並びに社芸備征伝入寺を社員とする 社会福祉連携推進法人の認定等の事務につい
	(体)医怕性以外珠/	12.21.7		
		実施する。		て、法令に基づき適正かつ円滑に行う。

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		住民税非課税世帯等への価	エネルギー・食料品価格等の	千円	(1) 令和5年度世田谷区重点支援給付金(住
		格高騰重点支援給付金	物価高騰の影響を受けた世帯を	11, 719, 474	民税非課税世帯向け追加給付分及び住民
		(保健福祉政策課)	支援するため、低所得者や定額		税均等割のみ課税世帯分)【令和5年度 から継続】
			減税しきれないと見込まれる方		
			に対し給付金を支給する。		①支給対象者
					ア 令和 5 年度住民税非課税世帯 イ 令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯
					ペア、イともに住民税均等割が課税されている
					者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
					① 主 公姑
					②支給額 ア 1 世帯あたり 7 万円
					イ 1 世帯あたり10万円
					※当該世帯にこども加算の対象となる児童がい
					る場合には、該当支給対象者(世帯主)の世
					帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円 を支給する。
					を 文作 する。
					(2) 令和6年度新たに住民税非課税等となる 世帯への給付【新規】
					,
					①支給対象者
					ア 令和6年度住民税非課税世帯 イ 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯
					ペア、イともに(1)の支給対象世帯、または
					住民税均等割が課税されている者の扶養親族
					等のみからなる世帯を除く。
					②支給額
					ア、イともに1世帯あたり10万円
					※当該世帯にこども加算の対象となる児童がい
					る場合には、該当支給対象者(世帯主)の世
					帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円 を支給する。
		次頁へ続く			こ

	市和日午及王安事务司	
前頁から続く 住民税非課税世帯等への価格高 騰重点支援給付金		(3) 定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付【新規】
		①支給対象者 令和6年分の所得税と令和6年度分の住民税 について、納税者本人と扶養親族の数からそ れぞれ算定された定額減税可能額が、定額減 税を行う前の所得税と住民税を上回り、減税 しきれないと見込まれる納税義務者。
		②支給額 令和6年分の所得税と令和6年度分の住民税 について、定額減税しきれない額を合算し、 1万円単位で切り上げた額。

総合支所 危機管理部 保健福祉政策部 高齢福祉部 隨害福祉部

		総合	支所 危機管理	部 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	避難行動要支援者支援の	「避難行動要支援者避難支援		(1)「避難行動要支援者支援事業」について
	推進	プラン」に基づき、避難行動要	27, 175	は、「避難行動要支援者支援の進め方(ガ
	(地域振興課、生活支援課、	支援者の避難支援対策を推進す		イドライン)」などを活用し、本事業の普
	保健福祉課)	る。		及・啓発とともに、協定締結の推進を図
	(災害対策課)	(1)避難行動要支援者支援事業		る。
	(保健医療福祉推進課、	の推進		
	生活福祉課)	(2)福祉避難所(高齢者・障害		(2)福祉避難所(高齢者・障害者)の円滑
	(高齢福祉課、介護保険課、	者)の開設・運営体制の強化		な運営に向け、図上演習等を障害者施設、
	介護予防・地域支援課)	及び、福祉避難所(高齢者・		高齢者施設ごとに協働で実施し、災対各部
	(障害施策推進課、障害者地	障害者)協定締結施設の拡充		マニュアルと各施設の運営マニュアルの実
	域生活課、障害保健福祉課)	(3)個別避難計画の作成【拡		効性を高める。福祉避難所(高齢者・障害
		充】		者)の拡充に向け、新規開設施設等に協定
		(4)安否確認体制の検討		締結を働きかける。
				なお、水害時には、発災前から対応できる
				よう検討を進める。
				(3) 避難行動要支援者について個別避難計
				画の作成や周知に向けて作業を進める。計
				画の未作成者に対しては、居宅介護支援事
				業所等の福祉の専門職と連携し、個別避難
				計画の策定・推奨の検討に取り組んでい
				< ∘
				(4)個別避難計画や避難行動要支援者名簿
				の活用も含めた事業者等、地域による安否
				確認体制の検討を進める。

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	福祉人材育成・研修	各分野における福祉人材の確	千円	(1) 研修室を効率的に活用した事業を実施
	センター運営	保、質の向上に向けた研修など	100, 283	するため、指定管理者やプラザ内の他の
	(保健医療福祉推進課)	の事業を効率的に実施する。		事業と連携し進める。
		(1) 効率的な事業実施		(2) センターで実施する人材育成の事業を
		(2) 運営委員会の開催		効果的、効率的に実施するため、学識経
				験者を含めた委員会を開催する。
	保健医療福祉総合プラザ	保健医療福祉の全区的なバッ	千円	(1)保健福祉の全体調整機能を向上させ、
	維持運営	クアップ体制の構築のため、区	343, 303	運営協議会や地域交流会議を通じて事業
	(保健医療福祉推進課)	複合棟の保健医療福祉総合プラ		の評価・検証を行うとともに、世田谷保
		ザを運営し、総合プラザ内事業		健所と連携し、災害時の医療拠点として
		者及び民間施設棟との連携促進		の体制を着実に進める。
		により、保健福祉の全体調整機		(2) 保健医療福祉総合プラザの管理運営を
		能を向上させ、災害時の医療拠		民間事業者のノウハウを活用し、効率的
		点としての体制を着実に進め		かつ効果的に行う。
		る。		(3) 民間施設棟について、基本協定に基づ
				く運営及び維持管理等に関するモニタリ
				ングを実施し、運営状況の継続的な改善
				等を行っていく。

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内	内容及び	バ手衫	去		
		初期救急診療事業及び心身 障害児(者)歯科診療事業 (保健医療福祉推進課)	1. 区民の健康を守るため、一般の 医療機関の診察終了後の準夜や休 日に、比較的軽症で入院を伴わな い患者に対応する初期救急診療事	千円 626, 443	(= / 1/4//3 4/ (\(\text{D} \) 1/3 (\(\text{I} \)	、内科、	、歯	'科		
			業を、小児科・内科3カ所、歯科1 カ所、薬局2カ所で実施する。また、輪番制による休日診療を、小		名 称	診療科目	平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜
			児科・内科6か所(繁忙期最大9か		世田谷区医師会初期救急診療所	小/内	小	0	0	
			所)、歯科2か所、薬局(年末年 始)2か所で実施する。		玉川医師会診療所	11,/ 1,1	のみ			
			初期救急医療の周知・普及を図		烏山診療所	小/内		0	_	0
			るため、主に乳幼児の保護者を対		世田谷区歯科保健センター	歯	—	—	—	\circ
			象に、小児のための初期救急医療 講座を実施する。		輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))	小/内		_	0	_
					輪番(地域の歯科診療所2か所)	歯	—	—	\circ	_
					④運営 ・入院・手術等初期 場合は、連携する ・初期救急医療の周急 (2)小児のための初期 提供	病院を知・普	·紹介 及を	する図る	Ó	
			2. 心身の障害等のため、一般 の歯科診療所での診療を受け られない方への歯科診療を行		 実施場所 世田谷区口腔衛生 実施日時 	センタ				
			j.		月 午前9時~12時 〇		水 つ	木〇		金 \(\(\)2
					午後1時~4時 -		-	$\triangle 1$	-	
						△ 2 …∮				_

保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所

				一 保健倫性以東部 局断倫性部 世田谷保健州
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	在宅医療・介護連携推進事業 (保健医療福祉推進課) (介護保険課、 介護予防・地域支援課) (健康推進課)	医療というでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学院のは、大学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	千円 70,554	(1) 地域の保護 では、

総合支所 保健福祉政策部

区分 事務事業名及び所管課 6年度事業(目標) 6年度当初予算 事務事業の内容及び手 (1)成年後見利用促進法に基づ (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課) (生活福祉課) 6年度事業(目標) 6年度当初予算 事務事業の内容及び手 (1)成年後見センターにおいて、 する高齢者等の早期利用促進。 た成年後見人への支援を行う。 地域連携ネットワークの構築 後見活動を行っている専門職団との連携強化を図る。	制度を必要と や親族を含め
(生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課) 接を図る。	や親族を含め
健康づくり課) 接を図る。	
(生活福祉課) 地域連携ネットワークの構築 後見活動を行っている専門職団	
後見活動を行っている専門職団	
	により、成年
しの連携強化な図る	体や関係機関
住民税非課税の方などの低所	得者層に向け
た、後見人等への報酬助成や申	立費用の助成
支援制度について周知を行い、	利用を促進す
る。	
(2)区民成年後見人を養成し、 (2)将来的な成年後見制度の利用	件数の増加に
住民による支えあいを推進すが応するため、一般区民を成績	F後見人の候
る。	0
(3)区民成年後見人の活用によ (3)区長申立て事例等の後見人受	
り成年後見制度の利用支援を 成年後見制度の親族申立てに	
推進する。 対応や制度説明会の講師等と	• • • • • • • •
年後見人研修修了者を活用する	0

保健福祉政策部 高齢福祉部

		,			
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		地区・地域でつながり続け	地区における生活支援のニー	千円	重層的支援体制整備事業の一端を担う世田谷
		る支援の実施と住民との協	ズ・課題の早期発見に取り組む	398, 535	区社会福祉協議会において、まちづくりセンタ
		働による地域づくりの推進	とともに、福祉的課題の解決の		一、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議
		(生活福祉課)	ための支援過程を通じ、困難化		会、児童館の四者連携を基盤とした相談支援や
		(介護予防・地域支援課)	や再発生の抑制に向けた共に生		活動への参加支援、地域づくりを推進する。
			きる地域づくりを推進する。		(1) 福祉の相談窓口や多様なアウトリーチ等
					により、生活上の課題を抱えた方の早期実態把
					握とともに、必要な支援につなげるための継続
					的なアウトリーチ支援や地域活動への参加支援
					など、課題解決のための支援を行う。【拡充】
					(2) 四者連携と協議のうえ、地区の課題解決
					に向けた協議体を運営し、住民や地域活動団体
					など多様な主体と協働しながら新たな生活支援
					サービスの開発を行うなど、支えあいによる地
					域づくりに取り組む。

				休健怕性以來部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	日常生活支援事業 (生活福祉課) 災害時ボランティア 受入体制整備事業	日常生活に支援が必要な高齢者や障害者等に対し、地域住民の支えあい活動を基盤として、ふれあいサービスなどを実施し、日常生活の困りごとの解決を図る。 災害時に全国から集まるボランティアの調整を担うコーディスティアの調整を担うコーディスティーな業成し、四个・ウン	千円 30,964 千円 30,239	家事や外出支援などの生活サービスを行う。 災害ボランティアコーディネーターやコー ディネーターのリーダーを養成するため、集
	(生活福祉課)	ネーターを養成し、町会・自治会や避難所運営組織等への啓発を図るとともに、町会等と連携して災害ボランティアの受入体制の整備を推進する。		会型での基礎講座をはじめ、随時受講可能な YouTubeでの基礎講座や、スキルアップ講座、 専修講座など、体系的な研修を実施する。 避難所運営組織等と連携して合同訓練を実施するなど、関係づくりを進めるとともに受入体制を検証し、実効性を高めていく。 災害時におけるボランティアの活用等について、防災訓練や会議、行事等の場で説明し、理解を図る。 新たにコーディネーターを集めての座談会を実施し、コーディネーターの担い手が不足しように増やしていくか、コーディネーターから創設とコーディネーターとの顔つなぎや連携強化を図る。

総合支所 保健福祉政策部

		,		松口又用一体使怕他以来印
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	路上生活者対策	都区共同で実施している「路	千円	自立支援センター「大田寮」など特別区人
	(生活支援課)	上生活者対策事業」を効果的に	16, 919	事・厚生事務組合が実施する以下の事業を通
	(生活福祉課)	実施し、路上生活者の自立を支		じて、関係各所管と協力し、路上生活者の支
		援する。		援を行う。
				自立支援センターは、5年毎の輪番制によ
				り、第3ブロック内の渋谷区・大田区・品川
				区・世田谷区・目黒区の順番の持ち回りで設
				置しており、現在は大田区内に設置された自
				立支援センターにおいて、次の各事業を実施
				する。
				①巡回相談事業
				巡回面接相談を通じ状況把握、路上生活
				者対策事業の紹介、利用斡旋を行う。
				②緊急一時保護事業
				路上生活者の一時保護、宿所・食事の提
				供、生活相談、健康診断等を行う。
				③自立支援事業
				緊急一時保護を利用した路上生活者のう
				ち、就労意欲があり、自立の見込まれる
				方に就労支援、地域生活移行支援を行
				う。
				④地域生活継続支援事業
				自立支援事業終了後、再び路上生活に戻
				らないよう生活・就労状況を把握し、必
				要に応じてアフターケアを行う。
	次頁へ続く			

総合支所 保健福祉政策部

					松口又川 休使悃祉以来司
1	区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く 路上生活者対策			⑤支援付地域生活移行事業 長期化・高齢化した路上生活者の方に対
					し、路上生活を脱却して、賃貸アパート 等で安定した居宅生活を送ることを目的
					として実施。各ブロックに借り上げたアパートに入居後は、買物同行、金銭管理
					等、居宅生活継続のための相談支援等を 提供し、地域生活に移行する。
		住居確保給付金支給事業(生活福祉課)	離職等により住まいを喪失するおそれのある方等に就労支援と共に家賃助成を行うことで、 就労による自立を支援する。	千円 89,310	離職、廃業から2年以内である方又は個人の責によらない理由・都合(休業等)により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援と共に、原則3ヶ月間(要件を満たしている場合は、最長9か月間まで延長が可能)の家賃助成を行う。世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、申請受付及びハローワークと連携した就労支援を実施し、所管課において審査、支給決定を行う。

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		ひきこもり対策	1. 世田谷区ひきこもり相談窓	千円	令和4年4月に開設したひきこもり相談窓
		(生活福祉課)	口「リンク」による支援体制	180, 785	口「リンク」を中心に、関係機関との連携を
			の構築と社会的理解の促進に		強化しながら、きめ細やかな切れ目のない支
			取り組む。		援体制の構築や社会的理解の促進に取り組
					t.
					①関係機関の連携強化
					令和4年度に設置した「重層的支援協議
					会」や実務担当者会等により多職種多機関
					の連携を強化する。
					②きめ細やかな支援の充実
					当事者や家族の個別の状況に応じ、適切
					に切れ目ない支援を行う体制を構築する。
					③当事者、家族の活動との連携
					当事者・家族の活動をサポートするとと
					もに、ピアサポートの場から専門機関につ
					ながる仕組みの充実を図る。
			2. ひきこもり等にある当事者		ひきこもり等にある当事者が安心して過ご
			のための居場所の充実に取り		せ、同じ悩みを持つ人と交流・相談ができる
			組む。		居場所活動を行う団体へ支援する。【新規】
			,,		A WINDLE

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

				総合文所、保健倫性以東部、十とも・右有部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活困窮者自立促進	1. 世田谷区生活困窮者自立相	千円	①各総合支所保健福祉センター生活支援課
	支援事業の実施	談支援センター「ぷらっとホ	380, 131	各総合支所保健福祉センター生活支援課に自
	(生活支援課、	ーム世田谷」と、各総合支所	(再掲事業	立促進担当を設置し、生活困窮者及び生活保護
	子ども家庭支援課)	保健福祉センター生活支援	予算含む)	受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必
	(生活福祉課)	課、生活福祉課が連携し、生		要と思われる者について、「ぷらっとホーム世
	(子ども家庭課)	活困窮者及び生活保護受給者		田谷」への情報提供を行うとともに、支援調整
		の自立を支援する。		会議において支援プランの検討を行う。
				②「ぷらっとホーム世田谷」
				生活困窮者等に対して、各総合支所保健福祉
				センター生活支援課と連携し、一人ひとりの課
				題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居
				確保給付金支給事業、就労支援や就労準備支
				援、住まい相談を含む家計改善支援、フード
				パントリー等の総合的な支援を行う。就労支
				援は株式会社パソナへの委託、その他は世田
				谷区社会福祉協議会への委託により実施す
				3.
		2. 貧困の連鎖を防止するた		①生活困窮世帯等の子どもの支援事業
		め、生活困窮世帯等の子ども		生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子ど
		に対する支援を充実させる。		もを対象に、ボランティア等との世代間交流
				を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着
				等を目的とした自主学習支援、食育等を通じ
				た日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区
				社会福祉協議会への委託により実施する。
				②ひとり親家庭の学習支援事業
				ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもス
				タディルーム」について、生活困窮家庭等の
	次頁へ続く			子どもを含め区内5か所で実施する。従来の
	(八只) (机)			学習支援とともに進学相談等の支援を実施す

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

					一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く			る。
		生活困窮者自立促進支援 事業の実施			③生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生
		事未切关旭 			活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業
					「まいぷれいす@はなもも」を区内北部で実
					施すると同時に、区内南部に2か所目を開設する。
					చం

		T		
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活安定支援事業	学習塾等の費用や高校、大学	千円	(1) 受験生チャレンジ支援貸付事業
	(生活福祉課)	等の受験費用の貸付について、	73, 762	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター
		相談・受付業務を行うことによ		「ぷらっとホーム世田谷」で世田谷区社会福
		り、低所得者世帯(生活保護世		祉協議会が相談員を配置し、学習塾等の受講
		帯を除く)の子どもを支援す		費用や高校、大学等の受験費用の貸付につい
		る。また、子ども食堂に取り組		て、相談・受付業務を行う。
		む個人や団体が円滑に事業を実		(2) 子ども食堂の推進補助
		施できるよう支援する。		区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対
				し、東京都の子供食堂推進事業等を活用した経
				費助成や立ち上げ時のコーディネート等を行
				い、子ども食堂等を通じた子どもの食を支援す
				る社会福祉協議会の取り組みに対し支援を行
				う。
				(3) 地域で支える食の支援事業の充実を図る
				ため、食の支援の基盤づくりと区民・事業者等
				が参加するネットワーク強化を目指す社会福祉
				協議会の取組みに対し支援を行う。
	ハローワークと連携した	砧総合支所内に設置した「就	千円	ハローワークの職員である「就職支援ナビ
	生活困窮者等の就労自立	職サポートコーナーきぬた」に	_	ゲーター」が、ハローワークシステムの求人
	支援の取組み	おいて、生活困窮者及び生活保		情報端末等を活用し、各総合支所保健福祉セ
	(生活支援課)	護受給者の就労を支援する。		ンター生活支援課、ぷらっとホーム世田谷と
	(生活福祉課)			も連携しながら、支援対象者との面接を通じ
				て早期就労支援プランを策定する。
				また、関係機関による運営協議会を設置し
				て、事業運営計画・事業報告などを年度毎に行
				い、より効果的な支援を検討する。

本務事業名及び所管課			,		心口又//
## で安心した生活が送れるよう必要な支援を行なう。 本活保護事業	区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	· ·	7 77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
(生活福祉課) 要な支援を行なう。 留邦人等とその配偶者の生活安定を目的として、生活支援給付等を行う。 ②支援・相談員 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる支援・相談員を配置し、支援給付事務の補助や通院に伴う通訳等を行う。 ③地域生活支援事業 中国残留邦人等交流会や、日本語学習のための教材費や交通費の支給を行う。 生活保護法に基づき、生活に 関連受給者の生活を保障するとともに、自立を支援する。 セ活保護法に基づき、生活に困窮する者に 対して困窮の程度に応じて生活扶助等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 を総合支所保健福祉センター生活支援課にて、対して対象の程度に応じて生活扶助等を行い、健康で文化的な最低限度の生活な保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護乗車請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 を総合支所保健福祉センター生活支援課にて、就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷらっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護					
世活保護事業 生活保護事業 生活保護事業 生活保護事業 生活保護事業 生活保護事業 生活保護の主活を保障するとともに、自立を支援する。 生活保護の会替の生活を保障するとともに、自立を支援する。 生活保護の会替の生活を保障するとともに、自立を動展するために必要な支援を行う。 ・生活保護の生活を保障するとともに、自立を助展するために必要な支援を行う。 ・生活保護の主活を保障するとともに、自立を助展するために必要な支援を行う。 ・生活保護の生活を保障するとともに、自立を助展するために必要な支援を行う。 ・生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 ・生活保護の検討を行う。 ・生活保護の発育の程度に応じて生活状別、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 ・技術・大学と関す門員を配置し、ハローワークやぷよのとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護		対する支援	て安心した生活が送れるよう必	43, 307	世帯の収入が一定基準に満たない中国残
②支援・相談員 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる支援・相談員を配置し、支援給付事務の補助や通院に伴う通訳等を行う。 ③地域生活支援事業 中国残留邦人等交流会や、日本語学習のための教材費や交通費の支給を行う。 生活保護法に基づき、生活保護法に基づき、生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して指摘社課) 生活福祉課) 生活保護争業 (生活支援課) (生活福祉課) を援事業 (生活支援事業) (生活保護法に基づき、生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して国籍の程度に応じて生活技財等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 生活保護受給者就労 (生活支援課) (生活を投票) (生活を投票) (生活を投票) (生活を投票) (生活を投票) (生活を投票) (生活福祉課)		(生活福祉課)	要な支援を行なう。		留邦人等とその配偶者の生活安定を目的と
中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる支援・相談員を配置し、支援給付事務の補助や通院に伴う通訳等を行う。 ③地域生活支援事業 中国残留邦人等交流会や、日本語学習のための教材費や交通費の支給を行う。 生活保護事業 生活失援課)(生活な援課)(生活福祉課) をは、自立を支援する。 生活保護受給者の生活を保障するとともに、自立を支援する。 生活保護受給者就労 をおいた。自立を支援する。 生活保護受給者就労 をおいた。要な支援を行う。 生活保護受給者就労 をおいた。要な支援を行う。 生活保護受給者就労 をおいた。要な支援を行う。 生活保護受給者就労 をおいた。まり効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 をおいて、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 生活保護受給者就労 を後舎支所保健福祉センター生活支援課に、生活有限が大のより対し、就労支援専門員を配置し、ハローワークやぶらっとボーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護					して、生活支援給付等を行う。
### ### ### #########################					②支援・相談員
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##					中国残留邦人等に理解が深く、中国語が
### ### ### ### #####################					できる支援・相談員を配置し、支援給付事
# 世活保護事業 # 生活保護法に基づき、生活保護法に基づき、生活保護会給者の生活を保障するとともに、自立を支援する。 # 生活保護受給者就労 # 生活保護受給者就労 # 生活保護受給者就労 # 支援事業 (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活を保護する。 # 生活保護受給者就労 # 被保護者に対し、就労支援専 門員がケースワーカーと連携して、就労を支援する。					務の補助や通院に伴う通訳等を行う。
### ### #############################					③地域生活支援事業
生活保護事業 生活保護法に基づき、生活保護法に基づき、生活保護法に基づき、生活に困窮する者に 護受給者の生活を保障するとと もに、自立を支援する。 4年活保護法に基づき、生活に困窮する者に 対して困窮の程度に応じて生活扶助等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 生活保護受給者就労 被保護者に対し、就労支援専門員がケースワーカーと連携して、就労を支援する。 千円 19,681 就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷらっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護					中国残留邦人等交流会や、日本語学習のた
(生活支援課) (生活を援課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活保護受給者の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 (生活支援課) (生活支援課) (生活支援課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活福祉課) (生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 (生活支援課に就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷらっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護					めの教材費や交通費の支給を行う。
(生活福祉課) もに、自立を支援する。		生活保護事業	生活保護法に基づき、生活保	千円	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に
を とともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 *** *** ** ** ** ** ** ** **		(生活支援課)	護受給者の生活を保障するとと	21, 655, 710	対して困窮の程度に応じて生活扶助等を行
接を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就 労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のも と、それぞれの状況に応じた支援方針を立 て、安心できる生活を保障するとともに、生 活相談者の相談内容を分析し、より効果的な 自立に向けた支援事業の検討を行う。 *** *** ** ** ** ** ** ** **		(生活福祉課)	もに、自立を支援する。		い、健康で文化的な最低限度の生活を保障す
生活保護申請時の生活状況、健康状態や就 労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のも と、それぞれの状況に応じた支援方針を立 て、安心できる生活を保障するとともに、生 活相談者の相談内容を分析し、より効果的な 自立に向けた支援事業の検討を行う。 *** ** ** ** ** ** ** ** **					るとともに、自立を助長するために必要な支
### 第二章					援を行う。
と、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 ****** ***** **** **** *** ***					生活保護申請時の生活状況、健康状態や就
で、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。					労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のも
### ### #############################					と、それぞれの状況に応じた支援方針を立
生活保護受給者就労 被保護者に対し、就労支援専					て、安心できる生活を保障するとともに、生
生活保護受給者就労 被保護者に対し、就労支援専 門員がケースワーカーと連携し (生活支援課) (生活支援課) (生活福祉課) 千円 門員がケースワーカーと連携し て、就労を支援する。 各総合支所保健福祉センター生活支援課に 就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷ らっとホーム世田谷と連携を図りながら、専 門的な立場から指導助言を行うなど、被保護					活相談者の相談内容を分析し、より効果的な
支援事業					自立に向けた支援事業の検討を行う。
支援事業 (生活支援課)門員がケースワーカーと連携し て、就労を支援する。19,681 らっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護					
(生活支援課) て、就労を支援する。				·	
(生活福祉課) 門的な立場から指導助言を行うなど、被保護		支援事業	門員がケースワーカーと連携し	19, 681	
			て、就労を支援する。		
Table		(生活福祉課)			
					者の就労支援を実施する。

i 				総合文別 保健倫性以東部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	被保護者居宅生活安定化 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	日常的な生活課題を抱える精神障害のある被保護者が、安定 した居宅生活を送ることができ るよう支援する。	千円 38,920	①支援内容 必要に応じて訪問や通院同行、医療機関 等との連絡調整、服薬に係る助言等の支援 を行う。 ②実施方法 精神保健福祉事業の実績のある団体に委 託して実施する。
	生活保護受給者金銭管理 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	心身上の理由により、生活費を適切に管理することができない生活保護受給者が、住み慣れた地域で暮らし続けるよう支援する。	千円 36,846	①支援内容 生活保護受給者の同意のもと、支援計画 に基づき、生活保護費や年金等の日常生活 費の管理、公共料金等の支払の代行、預金 通帳等の財産保全に必要な書類管理などの 支援を行う。 ②実施方法 金銭管理支援事業の実績のある団体に委託 して実施する。
	被保護者自立促進事業 (生活支援課) (生活福祉課)	被保護者及び被保護世帯に対して、生活保護法では対応できない就職活動に要する費用や学習塾等の費用など自立支援に要する経費の一部を給付し、本人及び世帯の自立促進を図る。	千円 38, 750	①支給内容 ・就労支援 ・社会参加活動支援 ・地域生活移行支援 ・健康増進支援 ・次世代育成支援 ②支給方法 被保護者からの支給申請に基づき、例月 の保護費と併せて支給する。

					総合文別 保健倫征以東部
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		生活保護適正化事業	各総合支所保健福祉センター	千円	各総合支所保健福祉センター生活支援課に
		(生活支援課)	生活支援課に専門員を配置し、	65, 610	年金・資産調査専門員を配置し、年金や手当
		(生活福祉課)	ケースワーカーと連携して生活		等の受給権及び扶養義務者の調査、動産・不
			保護事務の適正な執行を図る。		動産の資産及び収入状況の調査を行う。また
					医療機関への適正受診に係る指導や後発医薬
					品の案内等を行うなど、生活保護事務の適正
					な執行を図る。
					各総合支所保健福祉センター生活支援課に
					生活支援専門員(警察官経験者)を配置し、
					来所者及び職員の安全確保、被保護者の面接
					への同席、被保護者宅への訪問同行等を行
					う。
					世田谷総合支所保健福祉センター生活支援
					課に第三者行為求償事務を行なう専門員を配
					置する。
					医療扶助について、医療扶助レセプト点検
					を活用した適正受診の推進。また、被保護者
					健康管理支援事業による生活習慣病の発症や
					その重症化予防を推進し、医療扶助費の適正
					な執行を図る。

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		国民健康保険の運営	1. 標準準拠システムへの移行	千円	令和5年12月にプロポーザルを実施したが
		(国保・年金課、	に向けて取り組む。	532, 259	事業者不参加で不調となり、令和8年3月まで
		保険料収納課)			の移行が不可能となったため、国に対して移行
					困難システムとして申請した。今後、DX推進
					担当課等と連携のもと、事業者(ベンダー)に
					対して最短での移行を視野に入れたヒアリング
					を実施し、最適な移行時期を検討する。
			2. 被保険者証の廃止、マイナ		令和6年12月2日から現行の保険証の発
			ンバーカードとの一体化に向		行を終了しマイナ保険証を基本とする仕組み
			けて取り組む。		に移行(発行済みの世田谷区国民健康保険証
					については、令和7年9月30日まで有効)
					されるため、マイナ保険証の利用促進や現行
					の保険証廃止後の対応について、被保険者へ
					確実に周知広報していく。また、国からの通
					知を踏まえ、マイナンバーカードによりオン
					ライン資格確認を受けることができない方に
					は必要な医療等が受けられるよう、資格確認
					書を期限までに、申請によらず送付する準備
					を進めていく。
			3. 資格の適正化と保険料収納		(1)オンライン資格確認の活用により、健康
			率の向上を図る。		保険等加入者への国保脱退手続きの勧奨を
			(1)資格の適正化		積極的に行うとともに、在留期限切れの外
					国人に対する脱退勧奨を行うことなどによ
					り、一層の資格の適正化を図る。
					電子申請や郵送による加入・脱退申請の
					処理等の委託や、国民健康保険の問い合わ
					せに対応するコールセンターを導入する。
					【新規】
		次頁へ続く			

17	八 市	2数車業々及が記答調	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区		事務事業名及び所管課 から続く		0 午及ヨ忉丁昇	
	17.72	がり続く 健康保険の運営	(2)納付相談の充実		(2)物価高騰の影響等を踏まえ、保険料の納
		健康体験の建 名	(3)納付者の利便性の向上		付が困難な世帯について、今後の納付計画
			(4)現年度分の収納対策		の相談や経済的に困窮している方が適切な
			(5)滞納整理		支援につながるように窓口を案内するなど、
			(6)DXと事務改善の推進		丁寧な納付相談を実施する。
					(3)Web口座振替受付サービス等の周知を広
					く行うなど、口座振替の加入勧奨を強化す
					る。更に電子マネーほかキャッシュレス決
					済等の納付機会の拡充に努める。
					(4)新たに口座振替新規登録キャンペーン及
					び通年型個別催告を実施し更なる収納率向
					上を目指す。【拡充】引き続き電話催告セ
					ンターによる納付勧奨の強化(土日架電の
					実施)や口座引落再振替不能者への早期の
					通知等により、未納の早期解消や発生防止
					に努める。
					(5)電子データによる預貯金等照会サービスの
					活用により、財産調査を強化し、納付交渉を
					効果的に行うとともに、支払能力がないと判
					断した場合は、滞納処分の執行停止を進める。
					また、新たに高額・困難班を設置し、滞納の
					累積を縮減する取組みを行う。【拡充】
					(6)AI-OCR等の活用や各窓口への簡易
					口座登録端末の導入による事務改善を検討
					する。【拡充】
					. 3
			4 医療費の適正化を図る。		(1)国保総合システムの機能を活用し、実効
			(1)医療機関等レセプトの実効		的なレセプト内容の審査・是正に取り組
	次頁~	へ続く	的な点検		み、医療費の適正化を推進する。
			1.2 87MDC		

				保健倫仙以東部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 国民健康保険の運営 特定健診・特定保健指導等	(2)医療費通知の送付 (3)後発医薬品(ジェネリック 医薬品)の利用促進 特定健診・特定保健指導の実	千円	(2)健康と医療保険制度に対する意識啓発を図るため、被保険者ごとに医療費の総額等を通知する。 (3)後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知の送付及び、希望シールの配布により、ジェネリック医薬品の利用促進を図る。 (1)特定健診の受診率向上のため、40歳代・50
	国保・年金課)	施等により、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。 (1)特定健診・特定保健指導の実施と受診率の向上 (2)長寿健診の実施と受診率の向上 (3)第3期データヘルス計画に基づく保健事業の実施 (4)後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施	1, 471, 927	歳代の未受診者対策の強化及び効果的な受診 勧奨等を実施する。特定保健指導は、コール センターを利用した電話による利用勧奨・予 約受付を引き続き実施し、利用率の向上を図 る。 (2)後期高齢者医療制度の加入者(75 歳以上の区 民)に対し、特定健診と同様の健診を実施する (長寿健診)。 (3)第3期データヘルス計画に基づき、効率 的・効果的な保健事業を実施することで、被 保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正 化を図る。 (4)後期高齢者の特性を踏まえた保健事業健 診結果等を活用し、後期高齢者への重症化 予防事業及び健康相談を実施する。

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		後期高齢者医療制度の実施	後期高齢者医療制度を適切に	千円	(1)東京都後期高齢者医療広域連合と連携し
		(国保・年金課)	運営する。	25, 408, 329	て円滑に事務を運営し、被保険者資格の管
					理、被保険者証等の交付、保険料徴収、保
					険給付等の申請・届出の受付、審査を行
					う。
					(2)マイナンバーカードと保険証の一体化に
					より、令和6年12月に現行の保険証等が
					廃止となる。国や広域連合から提供される
					情報に基づき、資格確認書等の交付に向け
					た事務取扱の整備を進める。
					(3)延滞金の徴収を通じて期限内納付を促す
					とともに、滞納整理を進め、適正な債権
					管理に努める。
					(4)標準準拠の後期高齢者医療システムの
					令和8年1月の導入に向け、被保険者情報
					や保険料の収納管理を行っている現行シス
					テムからの円滑な移行を行うため、課題の
					整理を進める。

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		高齢者見守り施策の推進	ひとりぐらしや認知症高齢者	千円	(1)75 歳以上で介護保険サービスを利用して
		(地域振興課、保健福祉課)	等の増加に対応し、孤立を防止	145, 157	いない等の高齢者を対象として、民生委員
		(高齢福祉課、	するため、多様な見守り施策を		が居宅を訪問する。
		介護予防・地域支援課)	推進し、高齢者の安全・安心な		(2)あんしんすこやかセンター(地域包括支
			在宅生活の継続を支援する。		援センター)に見守りコーディネーターを
			(1)民生委員ふれあい訪問		配置し、ひとりぐらし・高齢者のみ世帯等
			(2)あんしん見守り事業		で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象
			(3)高齢者安心コール		に、見守り事業を行う。
			(4)地区高齢者見守りネットワ		①見守り訪問及び見守り相談の実施
			一ク		②見守りサービスに関する情報の集約
			(5)事業者との連携による見守		③区民ボランティアによる見守り訪問の
			Ŋ		実施(一部シニアボランティア・ポイン
					ト事業を活用)
					(3)高齢者安心コール
					①高齢者や高齢者の親族や近所の方からの
					見守り相談も含めた 24 時間 365 日対応の
					電話相談を行う。
					②見守りを必要とするひとり暮らし高齢者
					等に対し、定期的に安否確認を行う電話訪
					問サービスを行う。
					③必要に応じて、ボランティアによる訪問
					を行い、援助を実施する。
		次頁へ続く			

				総合文別 局断領征部
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			④認知症により外出先から帰れないなどの
	高齢者見守り施策の推進			不安がある高齢者に見守りステッカーを配
				付し、緊急連絡先に速やかにつなぐ。
				(4)まちづくりセンターとあんしんすこやか
				センター、社会福祉協議会、町会・自治
				会、地域の活動団体などが参加する地区高
				齢者見守りネットワークなどにより高齢者
				を見守り、適切な支援につなぐ。
				(5)区内で事業を展開する事業者と締結する
				高齢者見守り協定により、支援が必要な高
				齢者等を早期に把握し、適切な対応を図り
				孤立死の防止に努める。
₩	ᅕᅅᅕᄽᆎᅖᄜᄀᆴᇝᅷ	も成りました時上が何子しょ 吉	7 m	5. 保障点サイギの大人も各主なされ、中族
新規	高齢者補聴器購入費助成	加齢により聴力が低下した高	千円	
	(高齢福祉課)	齢者が、補聴器を適切に装用す	57, 464	
		ることで日常生活の質の向上や		に補聴器が必要と認められた前年度の住民税
		認知機能の低下防止につなげる		が非課税世帯の高齢者(65歳以上)を対象に
		ことを目的に、中等度難聴の高		補聴器購入費の助成を行う(1人5万円)。
		齢者のための補聴器購入費助成		
		を実施する。		

				同断油址司
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	特別養護老人ホーム、介護	特別養護老人ホームを整備す	千円	【特別養護老人ホーム】
	老人保健施設の整備促進	る社会福祉法人に対し、東京都	60, 764	(1)社会福祉法人に対する建設費助成
	(高齢福祉課)	の整備費補助対象となった事業		・10法人(償還金補助)
		について、建設費助成(償還金		(2) 社会福祉法人に対する大規模改修費補助
		補助)を行うとともに、大規模		・1法人
		改修費の補助を行う。		
		また、介護老人保健施設を整		【介護老人保健施設】
		備する医療法人等に対し、東京		医療法人等に対する建設費助成
		都の整備費補助対象となった事		・3法人(償還金補助)
		業について、建設費助成(償還		
		金補助)を行う。		
	都市型軽費老人ホームの	都市型軽費老人ホームについ	千円	都市型軽費老人ホームの整備に対する補助
	整備促進	て、事業者の参入促進を図り、	6, 176	(予定) 1か所
	(高齢福祉課)	低額な料金で入居できる高齢者		
		の居住の場を確保する。		
	地域密着型サービス拠点の	要介護高齢者等が住み慣れた	千円	(1)地域医療介護総合確保基金及び都の補助
	整備促進	地域で安心して生活ができるよ	633, 538	制度を活用し、整備を促進する。
	(高齢福祉課)	う、認知症対応型共同生活介護		(2)未整備圏域については、区独自補助を行
		(認知症高齢者グループホーム)		う。
		や小規模多機能型居宅介護等の		(3)整備に対する補助(予定)
		地域密着型サービスについて、		・認知症対応型共同生活介護 2か所
		整備費補助事業者公募を実施		・小規模多機能型居宅介護 1か所
		し、整備促進を図る。		・看護小規模多機能型居宅介護 4か所
				・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
				1か所
				・地域密着型特別養護老人ホーム 2か所
				(4)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付
				金(ハード交付金) 5か所

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		高齢者福祉施設改修工事	高齢者施設の整備・維持にお	千円	(1) 高齢者施設の修繕 1か所
		(高齢福祉課)	いて、修繕等必要な措置を講ず	36, 900	(2) 高齢者施設の中長期保全計画に基づく
			る。		改修設計 2か所
			- 0		(3) 高齢者施設整備における、区有地の整
					地や塀の建替え等 1か所

				一
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	次頁へ続く	区内の福祉施設や介護サービス事業所における質の高い福祉・介護人材の確保と育成・定着支援を総合的に推進する。 1.福祉・介護人材の発掘・確保	千円 178, 838	(1)世田谷区福祉人材育成・研修センター(以下「研修センター」という。)やハローワーク等と連携し、未就労有資格者の掘り起こしや、講座、就職相談・面接会、イベント、施設見学会、職場体験、区広報掲示板へのポスター掲示等の広報啓発など多様な方法で区内事業所への就労支援を行う。 (2)介護職員初任者研修課程の受講料助成・助成額 72,000円上限・予定人数 96名 (3)区内小・中学校、高等学校への出前入門講座や、小学生とその保護者及び中学生・高校生を対象とした「夏休み小・中・高校生福祉体験」を実施し、福祉・介護の仕事に対する興味・関心の働成とイメージの向上を図り、就労のきっかけづくりを行う。 (4)介護の未経験者が受講しやすい「入門的研修」など、介護人材の採用活動用パンフレットの作成経費等を助成する「介護人材採用活動経費助成事業」や、特養ホームや地域密着型サービス事業所等に勤務する介護職員等の宿舎借り上げ経費の一部助成事業などにより、人材確保に向けた事業所の取組みを支援する。
	シスタールル /			

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	2. 福祉・介護人材の専門性		研修センターが行う研修により、福祉・介
		福祉人材の確保・育成	の向上		護人材の専門性の向上を図る。
					①職務別研修
					②知識・技術向上研修
			2 短划 公共 1 社の完美		 (1)研修センターが行う研修等により、福祉・
			3. 福祉・介護人材の定着・		介護人材の定着・育成・質の向上を図る。
			育成・質の向上		(1)介護従事者養成事業
					②階層別研修
					③相談事業(面接相談・メール相談)
					(2)研修費等の助成
					①登録へルパー研修受講助成
					·助 成 額 1時間1,000円
					・予定人数 130名
					②特別養護老人ホームへの研修費助成
					・対象施設 区内特養30施設(4月1日時点)
					(令和6年度開設予定含む)
					・助 成 額 1施設40万・90万・110万
					円上限
					③認知症高齢者グループホーム等研修費
					助成
					・対象施設 72事業所(4月1日現在)
					(令和6年度開設予定含む)
					認知症高齢者グループホーム 48か所
					小規模多機能型居宅介護 15か所
					看護小規模多機能型居宅介護 9か所
					・助成額 1施設10万・20万円上限
					④介護福祉士実務者研修受講料助成
					・助 成 額 139,000円上限
					・予定人数 130名
					5介護福祉士資格取得費用助成 "Back of the factor of the f
		次頁へ続く			・助 成 額 115,000円上限
					・予定人数 66名

				高 節倫祉制
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成			(3)介護職員等としての気概や仕事への意欲 を高めるとともに、世田谷区内で働く職員 同士の連帯感を持つことにより職員の定着 を図るため、合同入職式と永年勤続表彰を 行う。
		4. 福祉・介護人材の確保・育成のための施策の見直し・充実に向けた検討		(1)福祉人材育成・研修センターが行う事業について、運営委員会・検討会での評価・検証を踏まえ、事業の改善、効果的な運営に努める。 (2)「世田谷区介護人材対策推進協議会」において、介護サービス事業者、国や都の関係機関等との連携を図りながら中長期的な視点も含めた施策を推進する。 ※予算額は、1(1)(3)(4)、2、3(1)、4を除いた額。上記にかかる予算は福祉人材育成・研修センター運営(保健医療福祉推進課)で計上。

				高齢 組織部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ひとりぐらし高齢者等の安全確保(高齢福祉課)	ひとりぐらし高齢者・高齢者の方に、24時間365 日安全での生活を確保をでの生活を確保を行う。とりできるための支援を行う。といるをできるにのする。はいかりでは、また「第9期・介むでは、また「第9期・介むでは、からでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでである。。	千円 25, 132	(1)ひとりぐらし高齢者で、慢性無ある。 日中常生活をで、大きの一部で、慢性注意を要報をで、で、大きので、大きので、大きので、大きので、大きので、大きので、大きので、大

(保健福祉課) (高齢福祉課) 者の連携、区や事業者の対応力向上等を図るとともに、虐待事案が発生した場合の対応を行う。 (1)高齢者虐待対策地域連絡会の運営 (2)高齢者虐待に対する対応力の向上 (3)緊急時のホームヘルパー派遣や特別養護老人ホームの入所措置 (4)被虐待高齢者の一時生活援				 総合文別 局断倫仙部
(保健福祉課) (高齢福祉課) 者の連携、区や事業者の対応力向上等を図るとともに、虐待事案が発生した場合の対応を行う。 (1)高齢者虐待対策地域連絡会の運営 (2)高齢者虐待に対する対応力の向上 (3)緊急時のホームヘルパー派遣や特別養護老人ホームの入所措置 (4)被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営 (4)被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営	区分	事務事業名及び所管課		 事務事業の内容及び手法
		(保健福祉課)	者の連携、区や事業者の対応力 向上等を図るとともに、虐待事案が 発生した場合の対応を行う。 (1)高齢者虐待対策地域連絡会 の運営 (2)高齢者虐待に対する対応力 の向上 (3)緊急時のホームヘルパー派 遣や特別養護老人ホームの入 所措置 (4)被虐待高齢者の一時生活援	(2)虐待対応ケア会議へのアドバイザーの派遣や事例検討を中心とした研修等を通し、あんしんすこやかセンターや保健福祉課職員等の対応力の向上を図る。 (3)老人福祉法に基づき、ホームヘルパーの派遣や特別養護老人ホーム入所措置による対応を図る。 (4)被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営

					総合文所 局断倫仙部
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		介護保険制度の運営	第9期介護保険事業計画に基	千円	(1)介護保険に関する相談に応えるととも
		(保健福祉課)	づき、介護保険制度を円滑に運	650, 437	に、要介護認定の新規・更新等に係る申請
		(高齢福祉課、介護保険課	営する。		に対し、受付から認定調査及び認定審査会
		介護予防・地域支援課)	(1) 相談・申請・認定調査及び認		における審査・判定を迅速かつ公平・公正に
			定審査会等を円滑に実施する。		進める。
			(2)介護保険制度の円滑な運		(2)①要介護認定申請時における納付勧奨や
			営に向けた取組みを進め		電話催告センターの委託等、保険料収
			る。		納率の向上に努める。また延滞金の徴
			①保険料収納率の向上		収について、引き続き適切な周知に努
			②介護給付の適正化		め、滯納者に自主納付を促すととも
			③保険者機能の強化		に、応じない場合には滞納処分を行
			④介護保険サービスの質の		い、収納率の向上を図る。
			向上		②要介護認定の適正化、ケアプラン等の
					点検、医療情報との突合・縦覧点検を
					実施し、効果的・効率的な給付適正化
					の取組みを進める。
					③国が示した保険者機能強化推進交付金
					に係る評価指標を活用し、保険者機能
					の強化に取り組む。
					④事業者への運営指導や集団指導等を実
					施するとともに、事業者団体の自主活
					動に対する支援等を行う。また、事業
					者独自の取組みを評価する仕組を検討
					するとともに、介護職員の負担軽減や
					処遇改善等に関する情報発信を行う。
		1			

	1		-	同即作出
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護保険料の減免及び軽減	介護保険料の支払いが困難な	千円	① 対象者
	(介護保険課)	低所得者の保険料を減額する。	_	保険料区分が第2、第3段階で、年間の収
		(区独自)		入150万円・預貯金等350万円以下(単身の
				場合) などの要件を満たす方
				② 減額内容
				第2段階 36,550円→26,376円に減額
				第3段階 48,984円→33,912円に減額
				③令和5年度減額実績 37人
	介護サービス利用者	生計困難者等に対する利用者	千円	介護サービスの利用者負担額を①~③のと
	負担額の軽減	負担額軽減事業	44, 309	おり軽減する。
	(介護保険課)	低所得者が必要なサービスを利		令和5年度実績 399人(確認証発行数)
		用できるよう、国・都の制度に		
		区独自の上乗せ助成を行うとと		①国制度(区独自上乗せ助成含む)
		もに(①・②)、区独自で軽減		軽減率 介護費60% 食費・居住費25%
		(③)を行う。		②都制度(区独自上乗せ助成含む)
				軽減率 介護費60% 食費・居住費25%
				③区独自制度
				軽減率 介護費50%
	シニアボランティア・	ボランティア活動を行う高	千円	ボランティア研修を受講した65歳以上の区
	ポイント事業	齢者に、介護保険料の負担軽減	1,777	民が、登録施設でボランティア活動を行った
	(介護保険課)	資金として活用できる「ポイン		場合に、1時間または1回の活動につき1ポイン
		ト」を付与し、高齢者の健康づ		ト(100円相当、年間12,000円上限)を付与す
		くりと介護予防の取組みを支援		る。【拡充】
		する。		令和5年度実績
				研修受講者数 153名
				登録施設数 161施設
				(登録施設にはあんしんすこやかセンタ
				ー、高齢者安心コール事業を含む)

				高齢 組祉制
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護予防・日常生活支援	1. 総合事業の円滑な実施	千円	
	総合事業等の実施		1, 839, 923	活支援サービス事業及び65歳以上の区民を対
	(介護予防・地域支援課、			象とした一般介護予防事業を実施する。介護
	介護保険課)			予防・自立支援における身体活動、栄養・口
				腔、社会参加の重要性の普及啓発、区民の支
				えあい意識の醸成を図り、社会参加による介
				護予防の取組み及び多様な主体によるサービ
				スの充実を図る。
		2. 介護予防・生活支援サービ		要支援認定者等に対して、サービスを実施
		ス事業の実施		する。
		(1)訪問型サービス		(1)訪問型サービス
		(2)通所型サービス		①指定相当訪問介護サービス(※)
				②指定生活援助サービス(※)
				③支えあいサービス
				シルバー人材センターや社会福祉協議会
				に登録した住民により簡単な家事援助を
				行う。
				④専門職訪問指導
				理学療法士等の専門職による訪問指導を
				実施する。(1回1時間程度)
	次頁へ続く			

				一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			(2)通所型サービス
	介護予防・日常生活支援			①指定相当通所介護サービス(※)
	総合事業等の実施			②指定運動器機能向上サービス(※)
				③地域デイサービス
				NPO等の地域活動団体により、食事を
				含む心身活性化のための活動を実施す
				る。
				④介護予防筋力アップ教室
				民間事業者に委託し、運動機能の向上を
				目的とした3か月間の継続訓練(全12回)を
				実施する。13拠点 36教室
				(1) (2) ※①、②は介護保険事業者
				によるサービス
	次頁へ続く			

				一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く	3. 一般介護予防事業等の推進		65歳以上の区民に対して介護予防事業を実
	介護予防・日常生活支援	(1)介護予防把握事業		施する。
	総合事業等の実施	(2)介護予防普及啓発事業		(1)介護予防把握事業
		(3)地域介護予防活動支援		閉じこもり等支援を要する者をあんしん
		事業		すこやかセンターの訪問等により把握し、
		(4)地域リハビリテーション		介護予防活動へとつなげる。
		活動支援事業		(2)介護予防普及啓発事業
		(5) その他		①まちづくりセンター等で「はつらつ介護
				予防講座」を実施する。
				28か所 588回
				②運動・栄養・口腔、認知症予防を取り入
				れた介護予防講座「まるごと介護予防講
				座」を6日間コースで実施する。
				12か所 18教室
				このほか2教室をオンライン形式により実
				施する。
				③口腔機能向上プログラムを実施する。
				4 か所 8教室
				(3)地域介護予防活動支援事業
				介護予防・健康づくり自主活動団体支援
				高齢者の自主的な介護予防・健康づくり活
				動を支援するため、当該活動を行う高齢者
				の自主活動団体に対して、活動費用の一部
				を助成する。
				令和6年度 80団体(予定)
	次頁へ続く			

				松石文別 局断怕仙司
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			(4)地域リハビリテーション活動支援事業
	介護予防・日常生活支援			住民運営の通いの場へリハビリテーショ
	総合事業等の実施			ン専門職等を派遣する。
				介護予防ケアマネジメント事例につい
				て、多職種が参加する事例検討会を実施す
				る。
				(5)その他
				コロナ禍を通じて外出を控えるようにな
				った高齢者のフレイル状態の進行が懸念さ
				れるため、高齢者の外出を促進させる取組
				みを、令和5年度に試行的に実施した3地
				区から区内全28地区に拡大し実施する。
	「世田谷区認知症とともに	1. 認知症施策の総合的な推進	千円	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」
	生きる希望条例」に基づく		106, 522	(令和2年10月施行)、「第2期世田谷区
	認知症施策の総合的な推進			認知症とともに生きる希望計画(令和6年度
	(保健福祉課)			~8年度)」に基づき、認知症在宅生活サポ
	(介護予防・地域支援課)			ートセンターを拠点とし、認知症の本人や家
				族、多様な関係者と連携・協働しながら認知
				症施策を総合的に推進する。
				「世田谷区認知症施策評価委員会」や「セー
				フティーネット部会」等の運営を適正に行
				う。
	次頁へ続く			

				総合文別 局断俑征制
区り	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 「世田谷区認知症とともに生き る希望条例」に基づく認知症 施策の総合的な推進	(1) 本人発信・社会参加の推進		 (1)本人が自ら思いを発信できる場や社会で活躍できる場を広げるとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを進める。・主な取組み ①本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充 ②本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり ③本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり ④認知症バリアフリーの推進
		(2)条例の考え方・理解を深める取組み		(2) 多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるよう、条例の考え方の理解を深める取組みを推進する。また、地域情報を収集・共有できるよう、あんしんすこやかセンター等との連携を深める。・主な取組み ① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信 ② 教育分野との連携 ③ 認知症あんしんガイドブックの普及
	次頁へ続く			

		1			1-112 321 1113 111
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	(3)備えの推進「私の希望ファ		(3) 認知症になってからも、安心して自分
		「世田谷区認知症とともに生き	イル」		らしく暮らし続けていくための「備え」の
		る希望条例」に基づく認知症			大切さについて発信するとともに、本人が
		施策の総合的な推進			希望を表出し、その希望を実現していく取
					組みを進める。
					・主な取組み
					① 「私の希望ファイル」の取組みの推進
					② 健康の保持増進とこれからの「備え」
					の推進
					③ 本人の希望に寄り添う専門職の質の向
					上
					<u></u>
			(4)地域づくりの推進		(4)区民・地域団体・関係機関・事業者等
					が本人とともに協働するアクションを全区
					で展開しながら、認知症の本人を含め、誰
					もが希望を持って暮らせる地域をつくる。
					・主な取組み
					① 地域のネットワークを活かした地域づく
					りの推進
					② 区民等が交流する場における地域情報の
					共有 共有
					3 パートナーの意識醸成とアクションチー
					ムの発展
					④ 安全・安心な外出を守る取組みの推進
		次頁へ続く			

前几	事務事業名及び所管課 前頁から続く 「世田谷区認知症とともに生き る希望条例」に基づく認知症 施策の総合的な推進	6年度事業(目標) (5)暮らしと支えあいの継続 の推進	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法 (5)もの忘れ相談や診断直後のケア、意思 決定支援・権利擁護等、本人及び家族等へ
Г	「世田谷区認知症とともに生き る希望条例」に基づく認知症			決定支援・権利擁護等、本人及び家族等へ
				の関わりや相談支援体制を強化し、併せて セーフティーネットの充実を図る。 ・主な取組み ① 意思決定支援・権利擁護の推進 ② 本人や家族への相談支援体制の強化 ③ 診断後支援の充実 ④ セーフティーネットの充実 ⑤ 医療機関との連携

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

	,			
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	あんしんすこやかセンター	1. あんしんすこやかセンター	千円	(1)高齢者の自立支援を目的として、介護予
	(地域包括支援センター)	(地域包括支援センター)の運営	963, 181	防・日常生活支援総合事業等から適切にサ
	の運営	あんしんすこやかセンター		ービスを選択できるよう介護予防ケアマネ
	(介護予防・地域支援課)	(地域包括支援センター)にお		ジメントを実施する。
	(保健福祉課)	いて、ワンストップサービス		(2)①面接、訪問等の各種相談に対し、サービ
	(保健医療福祉推進課)	を提供するとともに、高齢者		スの利用調整等、総合的に対応する。
		ができる限り住み慣れた地域		②見守りや予防などの支援の必要性が高
		で自立した生活が営めるよう		い高齢者に対して、訪問等による実態
		支援する。		把握を推進する。
		(1)介護予防ケアマネジメント		③あんしんすこやかセンター職員に対
		の実施		し、高齢者等への相談対応力のスキル
		(2)高齢者の総合相談・支援		アップを図るための研修等を行う。
		(3)虐待の防止や成年後見の活		(3)高齢者の虐待防止、消費者被害防止、成
		用等の権利擁護		年後見等の権利擁護について相談を受ける
		(4)包括的・継続的ケアマネジ		とともに、専門機関へ紹介する。
		メント支援		(4)高齢者の状態変化に応じた適切なケアマ
		(5)要介護認定等の受付		ネジメントが行われるよう、介護支援専門員
		(6)高齢者の地域生活を支える		に対する相談、助言等の個別的支援を行う。
		ネットワークづくり		(5)介護保険の要支援・要介護認定等の受付
		(7)事業者選定の実施		や保健福祉サービスの利用調整等を行う。
				(6)地区団体、医療機関、民生委員、介護事
				業者等とのネットワークづくりを推進す
				る。
	次頁へ続く			

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

					総合文所 保健倫仙以東部 局断倫仙部
区分	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	77	事務事業名及び所官課前頁から続くあんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)の運営	0 平及事業(日保)	0 年度 目例 17 屏	(7)令和7年度から令和12年度までの期間において地域包括支援センターを運営する事業者を公募の上、選定する。なお、事業者選定は、令和7年度からの円滑な実施に向けて令和5年度から引き続き実施し、あわせて人員体制の拡充と執務環境整備に取り組む。
			2. 地域包括支援センター運営 協議会の運営とあんしんすこ やかセンターの評価点検の実 施		(1) 学識経験者、職能団体、介護保険被保険 者等で構成する地域包括支援センター運営協 議会において、あんしんすこやかセンターの 設置、運営等についての確認や検討を行うこ
					とにより、あんしんすこやかセンターの適切、公正かつ中立な運営を確保する。 (2)地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等、地域包括ケアの推進に向けた支援を行う。 (3)あんしんすこやかセンターの事業運営の質の向上のため、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。
		次頁へ続く			

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

				総合文所 保健倫性以東部 局断倫祉部
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	3. あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)の相 談支援対象の拡大(福祉の相 談窓口)と参加と協働による 地域づくりの取組み		あんしんすこやかセンターの相談支援対象を高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に拡大し、まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館の四者の連携により、情報提供や身近な相談対応を行うほか、適切な担当組織や専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。拡充する重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を踏まえ、四者連携の取組みの充実を図るとともに、把握した課題の解決に向け、四者が連携して、参加と協働による地域づくりに取り組む。
		4. 地域ケア会議の実施		あんしんすこやかセンターで地区版地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント支援や地区ネットワークづくりを推進するとともに、地区の課題を総合支所につなぎ、地域版地域ケア会議において地域の共通課題等の解決の検討を行い、さらに全区的課題については、全区版地域ケア会議で検討を行い、政策形成に結びつける。
		5. 医療・介護連携の推進		あんしんすこやかセンターに、区民や事業者からの入院・在宅医療等に関する相談に応じる在宅療養相談窓口を開設し、在宅医療・介護連携推進担当者を配置して、地区連携医と協働して医療・介護連携の推進に取り組む。

生活文化政策部 保健福祉政策部 高齢福祉部

				工作人们以来的 不厌用证以来的 间期间证明
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域支えあい活動の推進	閉じこもりがちな高齢者の心	千円	地域支えあい活動の内容等
	(市民活動推進課)	身機能の維持や地域での孤立化	24, 968	(1)目的
	(生活福祉課)	の防止を図る。		虚弱や一人暮らし等により、閉じこもり
	(高齢福祉課、	世田谷区社会福祉協議会を通		がちな高齢者の地域での交流を図り、介
	介護予防・地域支援課)	じて、住民や福祉団体等が自主		護予防を推進する。また、多様な支えあ
		的に行うふれあい・いきいきサ		い活動を支援し、地域の支えあいを促進
		ロンや子育てサロン、支えあい		する。
		ミニデイ等の活動を支援する。		(2)場所
		区は、地域支えあい活動拠点		地域支えあい活動拠点(22か所)、
		等の有効活用を図り、多様化す		集会施設等
		る地域活動の展開を支援する。		(3) 内容
				支えあいミニデイは、会食とともに、健
				康体操、レクリエーションなど、介護予
				防を推進するためのプログラムを行う。
				その他の地域支えあい活動は、地域での
				仲間づくりを推進し、孤立化を防ぐため
				に、お茶を飲みながらおしゃべりするな
				ど、無理なくできる活動を行う。

障害福祉部

区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		せたがやインクルージョン	「障害のある人もない人もお	千円	せたがやインクルージョンプランー世田谷
		プランー世田谷区障害施策	互いの人格や個性を尊重して、	1, 254	区障害施策推進計画ーに基づき、設定された
		推進計画ーの推進	住み慣れた地域で支えあい選択		計画目標と目標達成のための重点的な取組み
		(障害施策推進課)	した自分らしい生活を安心して		についての進捗管理を行うとともに、学識経
			継続できる社会の実現」に向		験者や障害当事者、関係者等が参加する世田
			け、せたがやインクルージョン		谷区障害者施策推進協議会等に定期的に報告
			プランー世田谷区障害施策推進		し、評価・検証を行っていく。
			計画一の推進に取り組む。		
		地域共生社会実現に		千 円	(1) 心身の機能に障害のある区民のみなら
		向けた取組み		20, 685	ず、様々な状況及び状態にある区民が、多
		(障害施策推進課)	の推進など、区民、団体、事業	,	様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、
		(中日)區水(正泛水)	者等との連携・協働のもとで多		安心して暮らし続けることができるインク
			様な取組みを展開し、地域共生		ルーシブな地域共生社会を実現するための
			社会の実現をめざす。		「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会
			(1)世田谷区障害理解の促進と		の実現をめざす条例」の趣旨を区民等に広
			地域共生社会の実現をめざす		く周知するためのPR事業等の施策に取組
			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		む。
			木がりり百八・台光		
		 次頁へ続く			

		1770 中及工安	3 3/2 3 //	
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く	(2)世田谷区手話言語条例の普		(2) 手話を必要とする方の権利が尊重される
	地域共生社会実現に向けた取組	及・啓発および手話を必要と		地域共生社会の実現に向けた施策を推進す
	7	する当事者が手話を使いやす		るための「世田谷区手話言語条例」の趣旨
		い環境の整備		を区民等に広く周知するため、令和7年度
		21132 == 011		開催の東京デフリンピック(ろう者のため
				のオリンピック)を周知するための事業と
				絡め、PR施策に取組む。さらに区役所にお
				ける待機手話通訳者の配置時間の拡充やく
				みん窓口、出張所等における遠隔手話通訳
				の実施等の環境整備に取り組む。
		(3)障害者差別に関する相談対		 (3)障害者差別に関する相談に対応するとと
		応及び障害者差別解消法の普		もに、研修の実施、啓発物品の配布等を通
		及・啓発		じて、障害者差別解消法の普及啓発を図る。
		(人) (A) 光		① 専門調査員(障害者差別解消)の配置
				障害者差別に係る相談を受け、当事者や
				相手方への聞き取り等の状況確認を行う
				とともに、法的な問題について、弁護士
				から専門的な助言を得るための体制を整
				備する。
				(2) 啓発・研修
				・「世田谷区障害理解の促進と地域共生
				社会の実現をめざす条例」の周知と併
				せて作成する障害者差別に関する啓発
				パンフレットを小学4年生及び教職員
				へ配付し、差別解消に向けた出前講座
				の案内を行う。
				・民生委員をはじめとした地域住民に対
				しても、障害者差別解消等の内容を盛
				り込んだ区民向け基礎講座を実施す
				り込んに区民内の基礎講座を実施する。
	次頁へ続く			~ 0

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 地域共生社会実現に向けた取組 み			 ③ ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布 ・援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」を作成・配布する。 ・障害当事者や団体、関係機関、事業者等と連携しながら様々な場所や機会をとらえ、普及拡大に取り組む。
	次頁へ続く	(4)障害理解の促進		(4)区民が地域や学校において、さまざまな人と出会い、ふれあう機会を通じて、障害理解の促進を図る。 ① 手話の普及・啓発 手話の普及・啓発 手話の普及を発と聴覚障害者への理解の促進のため、小学校への手話講師派遣を実施する。 ② 「区民ふれあいフェスタ」の開催 障害者週間記念事業「区民ふれあいフェスタ」の開催 障害者週間記念事業「区民ふれあいフェスタ」を開催し、区民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図る。 ・表彰式典の開催 令和6年12月8日(日)・障害者週間記念作品展令和6年11月26日(火)~12月8日(日)・自主生産品等販売会令和6年11月27日(水)~12月6日(金)※土日祝除く

		7710平及王安		
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く	(5)情報コミュニケーションの		(5) 障害のある方々の円滑な情報収集や意
	地域共生社会実現に向けた取組	推進【新規】		思疎通など情報コミュニケーションを促
	み			進するため、スマホ相談会を実施する。
				① 視覚障害者に向けたスマホ相談会
				② 聴覚障害者に向けたスマホ相談会
	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等整備事業に	千円	障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活
	(障害施策推進課)	おける5機能の整備【拡充】	65, 465	の安心を見据え、地域生活支援をさらに推進
		NOTIFICATION OF THE PROPERTY O	00, 100	する観点から実施する地域生活支援拠点等の
				整備事業について、拠点等を構成する5機能
				のうち「相談」「緊急時の受入・対応」「地
				域の体制づくり」の3機能の強化に優先して
				取り組むこととし、介護者等の緊急時に対応
				する事業を、令和4年10月から北沢地域で
				試行開始した。令和6年1月からは対象地域
				を区内全域として実施しており、残る2機能
				(「体験の機会・場」、「専門的人材の確
				保・養成」) についても令和6年度の実施に
				向け、取り組みを進めていく。

総合支所 障害福祉部

.\
法
接護、行動
々の状況に
行援護、行
害福祉サー
に、障害福
がある場合
認定調査に
·
ることか
を行う。
見込み)

障害福祉部 子ども・若者部 教育総合センター

	1		14	日本田田田 120 石石田 教育心ロビング
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	医療的ケアが必要な	医療的ケアが必要な障害児	千円	(1)「医療的ケア連絡協議会」の開催
	障害児(者)への支援	(者) への支援の充実	509, 659	児童福祉法の改正に伴い設置が義務付けられ
	(障害保健福祉課、			た医療的ケア児支援の協議の場として、保健、
	障害者地域生活課)			医療、福祉、教育の関係者や、区民等で構
	(保育課)			成される「医療的ケア連絡協議会」を開催す
	(支援教育課、			ప 。
	乳幼児教育・保育支援課)			(2)医療的ケア児と家族支援の充実
				・居宅訪問型保育事業と連携し、医療的ケ
				アが必要な障害児が通う児童発達支援事
				業を実施する施設(「障害児保育園ヘレ
				ン経堂」)の運営支援。
				・医療的ケア児に対応する相談支援従事者
				育成支援
				・区立保育園、区立幼稚園、区立小学校で
				の医療的ケア児の受入れ
				・医療的ケアに携わる人材育成研修(看護
				師等の医療従事者や福祉、教育関係者等
				を対象)
				・看護師を中心とした担い手の確保・育成
				に関する仕組みの構築 ・医療的ケア児を受け入れる施設への助成
				・医療的グラ先を受け入れる施設への助成 (障害児通所施設の日中受入促進補助・放
				「障害先週別施設の百甲安入促進補助・放 課後等デイサービスの夕方受入れ補助の
				実施) 実施)
				の医療的ケア者へのポータブル電源等の
				配付(18歳以下の人工呼吸器等を使用
				している医療的ケア児へは、医療的ケア
	次頁へ続く			児の笑顔を支える基金を活用して、令和
				ルツ大阪で入んる至立で伯用して、中和

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			4年度から実施)
	医療的ケアが必要な障害児			(3) 医療的ケア児を含む障害児通所施設の整
	(者)への支援			備・充実
				・令和5年度に「障害児通所施設等の整備
				の基本的な考え方について」を策定し、
				障害児通所施設等の整備の基本的な考え
				方を整理した。この基本的な考え方を踏
				まえ、障害児通所施設等の整備を行って
				いく。
				・警察庁深沢宿舎跡地を活用し、障害者施
				設との複合施設として、障害児通所施設
				(重症心身障害児事業含む)を整備し、
				令和9年度以降の開設を目指す。
				・世田谷区立弦巻統合保育園に障害児通所
				施設(重症心身障害児事業含む)を複合
				化し、令和11年度以降の開設を目指
				す。【新規】
				(4)医療的ケア児の笑顔を支える基金をもと
				に医療的ケア児への理解を促進し、民間の
				事業者や団体による取組みを地域で支える
				仕組みの構築に取り組む。
				(補助事業) ① 医療的ケア児とそのきょうだいを対象
				① 医療的グラ兄とそのさようたいを対象 とした外出イベント等
				② 医療的ケア児を育てる世帯の災害支援
				② 医療的グチ光を育てる世帯の炎音叉後 体制づくり
				③ 医療的ケア児等を対象とする支援事業
				(補助金額)
				① 1事業最大100万円
	次頁へ続く			② 1事業最大 80万円

		17年0千及工安		
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			③ 1事業最大100万円
	医療的ケアが必要な障害児			※「医療的ケア児を育てる世帯の災害支援
	(者)への支援			体制づくり」を強化するため、人工呼吸器
				等を使用している医療的ケア児を対象とし
				てポータブル電源等の個別配布(年間2
				回)の取り組みを実施。
				・令和6年度に基金の一層の効果的な活用
				を図るため、有識者等による検討会議を
				実施し、基金を活用した更なる医療的ケ
				ア児を支える支援を進めていく。
				(5)医療的ケア相談支援センターHi·na·taは
				医療的ケアを必要とする方や家族に対して
				医療的ケア児等コーディネーターなどの専
				門スタッフによる日常生活に関する相談、
				退院後の在宅生活を支えるプラン及び災害
				時個別支援計画の作成支援のほか、気軽に
				立ち寄れる居場所機能を担う。

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者(児)の在宅生活の	1. 家族のレスパイトや介護者	千円	短期入所施設の運営及び運営費助成等
	支援	が病気の場合などに、短期	222, 004	① 指定管理による運営 2か所
	(障害者地域生活課、	間、夜間も含め、施設で入	,	② 社会福祉法人等に対する助成 11か所
	障害施策推進課)	浴、排せつ、食事の介護等を		② 任去⊞压伍八寸(c/\)\\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	中日旭水田连帆/	行う場を確保する。		
		2. 緊急に介護ができなくなっ		 委託による運営及び運営費助成等
		2. 緊急に升暖ができなくなり た時や、短期入所施設が利用		安託による連呂及び連呂負助成寺 ① 補助金による運営
		7,11		
		できない場合に、一時的に保		・緊急時一時保護(通所施設) 12か所
		護する場を確保する。		② 委託による運営
				・緊急一時保護 1か所 (除字老仕巻十・ ハスキャルボ)
		2 人業老が庁庁の担入れば		(障害者休養ホームひまわり荘)
		3. 介護者が病気の場合など		社会福祉法人等に対する運営費助成等
		に、日中、施設で排せつ、食		・日中ショートステイ事業 8か所
		事の介護等を行う場を確保す		
		3.		4
		4. 家族のレスパイトのため、		重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業
		自宅に訪問看護師を派遣す		・契約事業者数 32事業者
		る。		
		5 言語の習得や就学、就労に		① 中等度難聴児発達支援事業による補聴器
		おける人間関係の構築、就労		購入費助成の実施
		のための円滑な意思疎通な		② 身体障害者手帳の交付対象とならない1
		ど、ライフステージに応じた		8歳から64歳までの中等度難聴や片耳
		生活の質を高めることを目的		が高度以上の難聴がある非課税世帯(学
		に、補聴器の購入に要する費		生は要件を緩和)の難聴者を対象とした
		用の一部を助成する。		補聴器購入費助成の開始

総合支所 障害福祉部

					総合文別
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		相談支援体制の充実	障害者(児)や家族にとって身	千円	(1)区が委託する相談支援体制の全区的機能
		(保健福祉課)	近な地区・地域での暮らしを支	326, 337	を担う基幹相談支援センターは、総合的相
		(障害保健福祉課)	える相談支援体制の充実を図		談業務や相談支援事業者等への専門的助
			る。		言・支援、人材育成等に取り組むととも
			(1)基幹相談支援センターの運		に、自立支援協議会の事務局機能を担う。
			営(梅ヶ丘拠点障害者支援施		(2)地域障害者相談支援センター(愛称「ぽ
			設民間施設棟)		ーと」)は、地域における相談支援の中核
			(2)地域障害者相談支援センタ		を担い、制度の狭間への落ち込み防止の機
			ー(ぽーと)の運営		能として、主訴が明確でないこころの相談
			(3)サービス等利用計画の作成		への対応や伴走型の寄り添い支援、指定相
			促進及び計画相談支援の基盤		談支援事業所等へのバックアップなどを担
			整備		う。
					(3)指定特定相談支援事業所の参入促進、相
					談支援専門員拡充のための初任者研修の実
					施、質の向上に向けた相談支援人材育成研
					修の実施等に取り組む。

隨害福祉部 世田谷保健所

				障害偏祉部 世田谷保健所
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	精神障害施策の充実(障害保健福祉課)(健康推進課)	国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応など、今後の精神障害者施策の取組みを検討し、順次施策の具体化を進めていく。	千円 102, 480	(1)精神障害者等支援連絡協議会や家族会等の意見を踏まえながら、精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業や、多職種チーム(保健師、精神保健福祉士、専門医師等)による地域での訪問支援事業(世田谷保健所所管)などの施策を着実に進めていく。 (2)精神障害当事者を対象に、自身の障害や病気の経験を活かし中を養成し、地域を持ずでの活躍をマッチングする事業を実施するとともに、動費助成を行う。 精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業については、ピアサポーターを通り、・活躍支援事業についる開拓等を進めるとももの、カ7年度から業務委託を行う事業者の選定を令和6年度に実施する。

隨害福祉部

				障害福祉部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区分	高次脳機能障害施策の充実(障害保健福祉課)	高次脳機能障害者支援体制の再構築	6年度当初予算 千円 一	

総合支所 障害福祉部

					総合文別
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の仕組み(予	千円	(1)自立支援協議会、虐待防止・差別解消・
		(保健福祉課)	防等)づくりを進める。	3, 811	権利擁護部会や関係所管と連携を強化し、
		(障害施策推進課)	(1)障害者虐待に対する理解促		イベント等での周知活動を継続する。ま
			進及び、関係機関との連携・		た、地域ネットワークの強化に向け、関係
			協力体制の充実		機関への支援や意見交換等を通じ、連携・
			(2)障害者虐待に関する知識・		協力体制の充実を図る。
			技術の向上に向けた事業者等		(2)障害福祉サービスの課題に沿って、外部
			への支援		講師による障害者虐待対応研修を実施し、
			(3)障害福祉サービスの質の向		事業者の専門知識・技術等の向上を図る。
			上に向けた事業者への指導助		(3)関係所管と連携し、障害福祉サービス等
			言や支援		事業者への支援・指導検査の実施を継続す
					る。また、事業者への指導助言や支援のあ
					り方等を検討し、障害福祉サービスの質の
					向上を図る。
		障害者居宅介護人材の	区内の居宅介護事業所などで	千円	(1)人材確保・育成
		確保・育成	の人材不足の状況を踏まえ、民	1, 520	① 重度訪問介護従業者養成研修
		(障害施策推進課)	間事業所の人材確保・育成、質		・予定人数 6名
			の向上に取り組むため、研修を		② 同行援護従業者養成研修
			実施する。		・実施時期 令和6年4月
			(1)人材確保・育成		・受講者数 20名
			(2)質の向上		③ 知的障害者移動支援従業者養成研修
					・実施時期 令和6年7月~令和7年2月
					(4回)
					・予定人数 96名 (24名×4回)
					(2)質の向上
					① 障害福祉の理解研修
					・実施時期 令和6年6月~令和7年3月
		次頁へ続く			(4回)

	T	17年0千及王安		
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			・予定人数 各100名程度
	障害者居宅介護人材の確保・育			② 障害支援力向上研修
	成			・実施時期 令和6年5月~令和7年2月
				(6回)
				・予定人数 各20~30名程度
				③ 高次脳機能障害支援力向上研修
				(web開催)
				・実施時期 令和6年7月、12月(2回)
				・予定人数 各100名程度
				※予算額は(1)①、③にかかる予算のみ。
				(1) ②と(2) にかかる予算は、保健医療
				福祉推進課で計上。
				田田市市公田

				厚舌怕似部。
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区分	事務事業名及び所管課 発達障害者支援事業 (障害保健福祉課)	(1)支援の中核的拠点施設として、発達障害相談・療育センター「げんき」にて、相談、療育、保護者支援、地域支援などを実施する。 (2)ライフステージを通じて支援情報があるようを選挙する。 (3)発達障害の特性のある方に向け、ピアサポートや居場所づくりの支援を行う。	千円	事務事業の内容及び手法 (1)中核的拠点施設 ① 発達障害児支援の中核的拠点施設である発達障害相談・療育を行うとともに、保育園等関係機関、成人期の関係機関等において、保育園等関係機関、成力の関係機関等におりを選を行う。また、一二、大学を引きをできた。との発達者ので、大学を引きをである。 ② 子前な地域での発達相談を行う。また、毎年のの充実をは、発達では、発達での発達相談でを通して、発達を引き継ぎ支援をある。 (2)支援情報が引き継ぎ支援を通して総合をの対して、大学を選挙を表して、大学を選挙を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表していいい、大学を表している。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり
	次頁へ続く			

				早青怕似部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区分	前頁から続く発達障害者支援事業	6年度事業(目標)	6年度当初予算	

隨害福祉部

				草 青
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者施設の整備(障害者地域生活課)	障害者施設整備等に係る基本 方針に基づき、障害者施設の整 備を推進する。 (1)公有地等を活用した整備 (2)既存施設の定員拡充や事 業追加による整備 (3)グループホームの整備促 進	千円 58, 769	令和2年度に大いった。 令和2年度に強い。 令和5年度に関係の表達を重要によるを重要に要素に変勢では、では、では、では、では、では、では、では、では、できまるが、できないででででいる。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
	次頁へ続く			

		740 千及王安		
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			(3) グループホームの整備促進
	障害者施設の整備			施設整備にかかる補助や土地・建物所有
				者向けに不動産活用の啓発チラシを周知す
				るなど、特に整備が必要な重度障害者対象
				のグループホームの整備誘導を図る。

					型型 · 一 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		障害者(児)の日中活動の	(1)日中における障害者(児)の	千円	(1)障害者総合支援法に基づく通所施設等の
		場の運営および運営支援	社会参加や働く場を確保し、	4, 860, 515	指定管理による運営及び運営費助成等
		(障害者地域生活課、	併せて家族の介護負担の軽減		(梅ヶ丘拠点障害者支援施設を除く)
		障害保健福祉課)	を図る。		① 指定管理による運営
		平日	(2)障害児通所サービスの質の		[種別、箇所数] ・生活介護 14か所
			(2)		・ 就労移行支援 7か所
					・就労継続支援(B型) 10か所
			(3)区立障害者福祉施設の役		② 社会福祉法人等に対する運営費助成等
			割、指定管理者制度のあり方		[種別、箇所数]
			検討【新規】		・生活介護 12か所
			(4) 医療的ケア児を含む障害		・自立訓練 5か所
			児通所施設の整備・充実		・就労移行支援 6か所
					・就労継続支援(A型) 2か所
					・就労継続支援(B型) 37か所
					・地域活動支援センター I 型 2か所
					・地域活動支援センターⅡ型 1か所 ③ 児童福祉法に基づく通所施設の運営費
					助成等
					[種別、箇所数]
					・児童発達支援事業 10か所
					・放課後等デイサービス 7か所
					※ 多機能型施設は重複して計上
					(2)障害児通所サービスの質の向上
					・障害児通所施設への巡回訪問を実施し、
					施設の安全な運営の確認及び課題等に対
					する助言等の相談支援を行い、質の向上
					に努める。
					・ 障害児通所施設への第三者評価受審促進
					・ 障害児通所施設職員研修の実施
					児童相談所設置市事務として、障害児通
					所施設の指定・指導等を実施する。関係
		次頁へ続く			所管と連携し、支援から指導・監査に至

-				中青領征制
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			る指導体制を確立し、サービスの質の向
	障害者(児)の日中活動の			上を図る。
	場の運営および運営支援			(3) 学識経験者等を委員とする検討委員会を
				設け、区立障害者施設の担うべき役割を整
				理するとともに、指定管理者選定のあり方
				を検討する。
				(4) 医療的ケア児を含む障害児通所施設の
				整備・充実
				令和5年度に「障害児通所施設等の整
				備の基本的な考え方について」を策定
				し、障害児通所施設等の整備の基本的な
				考え方を整理した。この基本的な考え方
				を踏まえ、障害児通所施設等の整備を行
				っていく。
				・警察庁深沢宿舎跡地を活用し、障害者施
				設との複合施設として、障害児通所施設
				(重症心身障害児事業含む)を整備し、
				令和9年度以降の開設を目指す。
				・世田谷区立弦巻統合保育園に障害児通所
				施設(重症心身障害児事業含む)を複合
				化し、令和11年度以降の開設を目指
				す。【再掲】

		1	I	中古油川
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区分	障害者の居住の場の運営および運営支援(障害者地域生活課)	6年度事業(目標) 障害者が地域社会の中で、必要な支援を受けながら安心して居住できる場の運営および運営費の助成等の支援を行う。	6年度当初予算 千円 393, 243	障害者グループホーム等の指定管理による

-				
区(分事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	梅ヶ丘拠点障害者支援施設	障害者の地域生活への移行・	千円	梅ヶ丘拠点障害者支援施設への運営支援
	の運営支援	継続支援機能を十分に発揮でき	236, 912	(1)施設入所支援利用者の地域移行の推進
	(障害者地域生活課、	るよう、モニタリング結果に基		地域移行に向けたプログラムの作成・実
	障害保健福祉課)	づいた事業者への運営支援等を		施、相談支援事業所等と連携した地域移
		行う。		行・定着支援を推進する取組みに対して補
				助を行う。
				(2)医療的ケアに対応する支援体制の整備
				施設入所支援、生活介護(通所)、短期
				入所、障害児通所支援において医療的ケア
				に対応するため、嘱託医配置のための経費
				や看護師及び生活支援員等による支援の提
				供に対して補助を行う。
				(3)障害児のアセスメント及び専門訓練の提
				供等
				障害児通所支援(児童発達支援・放課後
				等デイサービス)において、心理士や言語
				聴覚士等の専門職によるアセスメントや家
				族支援及び専門訓練の提供に対して補助を
				行う。
				(4)日中活動での利用者送迎
				障害者の日中活動(生活介護・自立訓
				練)において、通所者の送迎に要する経費
				に対して補助を行う。
				(5)自立訓練提供回数・緊急枠確保の体制整
				備 通転点支割簿において 佐鹿冷山の利用
				通所自立訓練において、年度途中の利用 希望者の受入れを確保するための体制整備
				布室有の気入れを確保するための体制整備 に対して補助を行う。
	次頁へ続く			に対して補助を117。

				早青俑址制
区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			(6)放課後等デイサービスでの利用者送迎
	梅ヶ丘拠点障害者支援施設			通所する医療的ケア児及び重症心身障害
	の運営支援			児の送迎に要する経費に対して補助する。
				(7)運営改善の取り組み
				施設入所に対する国の動向も踏まえ、施
				設に対する区民ニーズ等の変化に合わせた
				改善に向け検討を行っていく。

				早音 倫
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	高齢者、障害者などの	福祉タクシー券給付、自動車	千円	福祉タクシー券給付事務の再構築や世田谷
	移動困難者への支援	燃料費助成、リフト付きタクシ	37, 459	区福祉移動支援センターや福祉有償運送事業
	(障害者地域生活課)	ー券給付事務について、キャッ		者への運営費の助成等
		シュレス決済や電子申請による		(1) 各種給付事務等の効率化を行うととも
		償還払いなど電子化導入にあた		に、せたがやPayを活用したタクシー券の電
		って、手法ごとに実現に向けた		子化の実現に向けて課題を整理し、電子化
		課題を整理し、導入に向け検		導入が可能な事業からシステム改修を行
		討・実施していく。また、世田		い、利用者への配慮をしつつ、順次電子化
		谷区福祉移動支援センターや福		を実施する。
		祉有償運送事業への支援等を通		(2)世田谷区福祉移動支援センターが行う、
		じて福祉移動サービスの利用拡		移動困難者からの相談、介護タクシーの配
		大など、移動困難者の利便性向		車、担い手増や技術向上の取組みを支援す
		上を図る。		る。
		(1) 福祉タクシー券等給付事		(3)NPO団体が行う福祉有償運送事業に対
		務の再構築		し、運行実績等に応じた支援を行う。
		(2)福祉移動支援センター事業		(4)移動困難者にとって福祉移動サービスが
		の実施		使いやすくなるよう、福祉移動に関する情
		(3)NPO団体への支援		報誌の作成や介護保険事業者等への広報活
		(4)福祉移動サービス情報の提		動を行う。
		供		
	次頁へ続く			

下書名就労の支援	個批問
(障害者地域生活課) 活ができるよう、障害者就労の促進と定着支援に取り組む(1)障害者就労支援を設して、就労支援施設間を含めた連携強化による就労促進(2)就労定着支援の充実(3)障害者雇用への理解促進(4)多様な働く場の拡大 (4)多様な働く場の拡大 (5) 「世田谷区障害者雇用促進協議会いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と層に向けた取組みを継続して実施する。(4)短時間等の就労を希望する障害者で支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め福連携事業」など、多様な働く場の	
の促進と定着支援に取り組む (1)障害者就労支援をシターを 核として、就労支援施設間を 含めた連携強化による就労促 進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大 (4)多様な働く場の拡大 (5)では、就労支援施設間を含める。(2)が対定着支援事業」の支援状況と支援力向上を図り、就労から定着支援までの一貫した支援に取り組む。(3)が世田谷区障害者雇用促進協議会いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と届に向けた取組みを継続して実施する。(4)短時間等の就労を希望する障害者で支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め福連携事業」など、多様な働く場の	_
(1)障害者就労支援センターを核として、就労支援施設間を含めた連携強化による就労促進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大 (2)就労定着支援事業」の支援状況と支援力向上を図り、就労から定着支援事業「の支援状況と支援力向上を図り、就労から定着支援までの一貫した支援に取り組む。(3)「世田谷区障害者雇用促進協議会いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と雇に向けた取組みを継続して実施する。(4)短時間等の就労を希望する障害者で支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め福連携事業」など、多様な働く場の	バこ」
核として、就労支援施設間を 含めた連携強化による就労促進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大	上世田
含めた連携強化による就労促進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会 いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と雇に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	利用
進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と雇に向けた取組みを継続して実施する。(4)短時間等の就労を希望する障害者で支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め福連携事業」など、多様な働く場の	う充実
(2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大 (2)「就労定着支援事業」の支援状況 と支援力向上を図り、就労から定着 支援までの一貫した支援に取り組む。 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会 いて、東京商工会議所世田谷支部、 議所世田谷区委員会、特別支援学校 連携により、企業等の障害理解と雇 に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	促進
(3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の拡大 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会 いて、東京商工会議所世田谷支部、 議所世田谷区委員会、特別支援学校 連携により、企業等の障害理解と雇 に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	
(4)多様な働く場の拡大 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と雇に向けた取組みを継続して実施する。(4)短時間等の就労を希望する障害者で支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め福連携事業」など、多様な働く場の)把握
(3)「世田谷区障害者雇用促進協議会いて、東京商工会議所世田谷支部、議所世田谷区委員会、特別支援学校連携により、企業等の障害理解と雇に向けた取組みを継続して実施する。(4)短時間等の就労を希望する障害者で支援する「せたJOB応援プロト」や、経済産業部と連携して進め福連携事業」など、多様な働く場の	生活
いて、東京商工会議所世田谷支部、 議所世田谷区委員会、特別支援学校 連携により、企業等の障害理解と雇 に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロ ト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	
議所世田谷区委員会、特別支援学校 連携により、企業等の障害理解と雇 に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロ ト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	
連携により、企業等の障害理解と雇 に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロ ト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	
に向けた取組みを継続して実施する。 (4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロ ト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	•
(4)短時間等の就労を希望する障害者 て支援する「せたJOB応援プロ ト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	月促進
て支援する「せた J O B 応援プロト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	
ト」や、経済産業部と連携して進め 福連携事業」など、多様な働く場の	•
福連携事業」など、多様な働く場の	
	/
推進する。]出を

隨害福祉部

				草書倫仙部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く障害者就労の支援	2 区施設等において就労支援 事業に取り組み、障害者の就労 促進を図る。 (1)チャレンジ雇用の推進 (2)世田谷区障害者活躍推進計 画推進への協力 (3)区役所内体験実習 (4)保護的就労の見直し検討	0 平皮 曰 彻 了 异	(1) 久我障害者を短期間雇用し、就業体験を通して企業等への就労を図るチャレンジ雇用を推進する。 (2)障害者雇用促進法の改正に基づき、人事課が策定した「世田谷区障害者活躍推進計画」について、引き続き連携して推進に取り組む。 (3)職場体験実習として、庁内職場で施設利用者・特別支援学校生徒を短期間受け入れる。職場体験を通し、障害者の社会習慣習得や就労意欲向上を図る。 (4)区の外郭団体において実施している保護的就労(一般就労が難しい障害者を区施設の清掃・喫茶等の業務で雇用(5年を限度)し、一般就労を目指す取組み)は、障害者雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業への見直しを行う。 (雇用主:世田谷区社会福祉協議会・世田谷区社会福祉事業団・世田谷サービス公社)

_			17年0千及王安		
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		障害者施設工賃アップ	障害者施設等で働く障害者の	千円	(1)企業等からの作業依頼を区内障害者施設に
		推進事業	工賃アップを図るための支援を	38, 970	仲介するとともに、施設の共同受注の取組み
		(障害者地域生活課)	行う。		を促進する。
			(1)作業所等経営ネットワーク		(2)福祉のために寄付された地域保健福祉等推
			支援事業		進基金を活用し、区内就労継続支援事業所等
			(2)障害者施設受注拡大・工賃		に対して、企業等からの作業受注拡大や施設
			向上推進事業【新規】		の自主生産品開発等に必要な設備整備等に係
			(3)障害者施設製品販売促進事		る経費助成を行い、施設利用者の工賃向上に
			業		取り組む。【新規】
			(4)世田谷区障害者優先調達推		(3)区内障害者施設製品の販売を促進するた
			進方針に基づく調達推進		め、「フェリーチェ本店(喜多見駅前)」
					「フェリーチェ世田谷区役所店」の運営と、共
					同受注販売の取りまとめ等を行う障害者施設
					製品販売促進事業を実施する。
					(4)世田谷区障害者優先調達推進方針に基づ
					き、庁内での障害者施設からの物品や役務の
					調達を推進する。
	ļ				
					1

		T		,	世田谷宋健圻 総合文州
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		健康危機管理体制の強化	1. 健康危機への対応	千円	1. 健康危機への対応
		(健康企画課、感染症対策課、	新型インフルエンザ等感染	52, 235	(1)健康危機管理連絡会の開催
		保健相談課)			医師会等の医療関係団体、警察、消防等
		(保健福祉課)	感染症、熱中症予防対策、大		の関係機関と令和5年度に策定した「感染
			規模災害や大規模食中毒等の		症予防計画」及び「健康危機対処計画」に
			健康危機発生に備え、関係機		ついての意見交換を行い、当該計画の改定
			関との連携など、新型コロナ		に取り組む。
			ウイルス感染症への対応を踏		(2)熱中症予防対策の推進
			まえた健康危機管理に対応す		令和5年5月に改正された気候変動適応
			る体制の整備を図る。		法について、令和6年4月に新設される熱
			(1)健康危機管理連絡会の開催		中症特別警戒情報の周知や、指定暑熱避難
			(2)熱中症予防対策の推進		施設の対応について庁内関係所管と連携し
			(3)食品の放射性物質検査への		て検討する。
			対応		また、区民への幅広い熱中症予防啓発、
					公共施設等を利用した熱中症予防「お休み
					処」を設置するとともに、官民連携協定に
					基づく熱中症予防対策を推進する。
					(3)食品の放射性物質検査への対応
					食の安全・安心を確保するため、保育園
					や小・中学校等の給食等の放射性物質の検
					査、区民による持ち込み検査について検査
					結果の区民周知を継続する。
		次頁に続く			

		T	1	T	
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	2. 災害時医療救護体制の強化		2. 災害時医療救護体制の強化
		健康危機管理体制の強化	災害時医療救護体制の再編		(1) 災害医療運営連絡会等の開催
			を行い、この決定内容、方向		災害医療に関連して拠点病院や4師会を始め
			性等を世田谷区地域防災計画		とする各関係機関と意見交換を行い、災害医療
			の修正に盛り込むとともに、		の検討の今後の進め方、世田谷区地域防災計画
			災害時の医療救護活動の円滑		の修正に向けた手順を協議する。この協議結果
			な実施に向けた体制強化を図		をとりまとめ、災害医療運営連絡会を開催し、
			る。		関係機関との合意形成を図りながら、災害時医
			(1)災害医療運営連絡会等の開		療救護体制の再編を行う。
			催		(2) 医療救護本部のオペレーションの確立及び
			(2)医療救護本部の機能の確立		緊急医療救護所の更なる具体化
			及び緊急医療救護所の更なる		災害時に医療救護本部を機能させるため、そ
			具体化		の運用を検討し、災害医療及び薬事コーディネ
			(3) 災害時の円滑な医療救護		ーターと協議しマニュアル等を作成するととも
			活動実施に向けた環境整備		に、緊急医療救護所訓練を継続して実施し、医
					療救護体制の充実に向けた具体策を検討する。
					(3) 災害時の円滑な医療救護活動実施に向
					けた環境整備
					災害時における医療救護活動拠点となる「う
					めとぴあ」での円滑な活動の実施に向けて、参
					集体制、受援体制等基本的な環境整備及び関係
					団体との連携に向けた内容の検討を進める。
			3. 新型インフルエンザ等への		 3. 新型インフルエンザ等への対応
			対応		今般の新型コロナウイルス感染症パンデ
			新型インフルエンザ等の発		ミック対応における経験を活かし、必要な
			生に備え、感染予防やまん延		人員体制や非常時優先項目等を定めた、
			防止の対策強化を図る。		「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動
					計画 の改定を行う。
<u> </u>					日間」 ツ以仁で11 ノ。

マハ	車效車坐々及7/15/卒 無	C 午唐事業(日播)	C 年 由 业 切 ヱ 笆	東双東类の内容及び毛汁
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	健康づくり推進条例及び健	1. 健康せたがやプラン (第三	千円	1. 第三次プランの推進
	康せたがやプランの推進	次)(以下「第三次プラン」	5, 804	(1)健康づくり運動「健康せたがやプラス
	(健康企画課、健康推進	, , , , –		1(ワン)」の継続
	課、感染症対策課、生活保			一人ひとりが健康に良いことを何かひ
	健課)	た目標の実現にあたり、様々		とつ生活の中に加えられるよう区民全体
	(健康づくり課)	な施策を展開するとともに、		へ啓発するために、「歩くこと、動くこ
		各地域の特性や健康課題に応		と」「かしこく、おいしく食べること」
		じた事業を区民や事業者等と		に着目して、各種健康事業や関係団体の
		の協働により進める。		活動等の機会を通じ、健康づくり運動を
		(1)健康づくり運動「健康せ		促すよう働きかける。
		たがやプラス1(ワン)」		(2) リーディングプロジェクト
		の継続		関係者・関係団体などと連携し、新た
		(2) リーディングプロジェク		に健康に関心の薄い方や関心があっても
		F		実践につながらない方を含め、区民が、
		(3) 新型コロナウイルス感染		自主的かつ合理的に、または自然に、健
		症からの学び		康につながる選択ができるような仕掛け
		(4)健康づくり施策		や工夫を一つの手法として取り入れ、リ
		(5) 地域の健康づくり		ーディングプロジェクトとして位置付
				け、区民の望ましい健康づくりを推進す
				る。
				(3) 新型コロナウイルス感染症からの学び
				コロナ禍で明らかになった健康課題に
				対して、重点的に取り組むとともに、コ
				ロナ禍で得た新たな知見を施策に活か
				し、区民が健やかでこころ豊かに暮らし
				続けることができる安全・安心な環境づ
				くりに取り組んでいく。
				(4)健康づくり施策
				【生涯を通じた健康づくりの推進(11施
	次頁に続く			策)】
				2117 a

			1	
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			①こころの健康づくり・総合的な自殺対
	健康づくり推進条例及び健康せ			策の推進
	たがやプランの推進			②がん対策の推進
				③望ましい生活習慣づくり
				庁内関係各課等との連携、働く世代
				の健康増進(中小企業支援含む)に向
				けた全国健康保険協会(協会けんぽ)
				東京支部や職域保健関係団体等との連
				携・協働、官民連携による取組みなど
				を活用し、区民が望ましい生活習慣を
				実践できる環境づくりを推進してい
				< ∘
				④親と子の健康づくり
				⑤子ども・若者の健康づくり
				⑥健康長寿の推進
				⑦食育の推進
				⑧口と歯の健康づくり
				⑨女性の健康づくり
				⑩アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境
				づくり
				⑪たばこ対策
				【健康に関する安全と安心の確保(4施策)】
				⑩感染症予防対策の推進
				⑬健康的な生活環境の推進
				⑭食の安全・安心の推進
				⑤健康危機管理体制の強化
				(5)地域の健康づくり
				5つの地域ごとに、地域特性や健康課
				題などを踏まえた健康づくりの取組みを
	次頁に続く			区民や地域団体等と協働しながら進めて

				世田谷保健所一総合文所
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康せ たがやプランの推進			いく。 ※ (2)、(3)、(4)の①、②及び④~ ⑤、(5)については、各事務事業の中で詳 細を記載する。
		2. 第三次プランの進捗管理		2. 第三次プランの進捗管理 第三次プランの実施状況や施策の進捗状 況等を管理し、第三次プランを着実に進め ていく。
		3. 世田谷区健康づくり推進委員会の運営		3.世田谷区健康づくり推進委員会の運営 世田谷区健康づくり推進委員会」において、第三次プランの実施状況や施策の進捗 状況を報告し、取組みに対する意見を伺う。

世田谷保健所

		Last. Laste to a section.	, p (a. 1 a.) (a	. Lastante L Date	巴田谷休健別
区	分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		受動喫煙対策	1. 健康増進法・東京都受動喫	千円	1. 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に
		(健康企画課)	煙防止条例に基づく受動喫煙	9, 821	基づく受動喫煙防止の取組み
			防止の取組み		(1)区民・事業者等への周知啓発
			(1)区民・事業者等への周知		様々な機会を通じて制度内容を繰り返し
			啓発		周知するとともに、区ホームページやチラ
			(2)受動喫煙に関する個別相		シ等の配布により広く周知啓発する。
			談等の実施		(2)受動喫煙に関する個別相談等の実施
			(3) 普及啓発・改善依頼等事		区民や事業所等からの受動喫煙や世田谷
			業の実施		区たばこルールに関する苦情や通報、相
					談、問合せ等を受け付けるコールセンター
					を運営する(民間委託)。
					(3) 普及啓発・改善依頼等事業の実施
					受動喫煙に関する苦情や通報のあった施
					設管理者に対して、法に基づく改善を促す
					ため、電話または訪問による啓発等を実施
					する(民間委託)。
					, c (
			2. 健康影響を考慮した禁煙・		2. 健康影響を考慮した禁煙・受動喫煙防止
			受動喫煙防止に関する取組み		に関する取組み
					健康せたがやプラン(第三次)のリーデ
					ィングプロジェクトに位置付けている禁煙
					支援の推進について、区で作成した「せた
					がや禁煙成功体験記」を活用し、禁煙の取
					組みを普及啓発することで、効果的な禁煙
					支援につなげていく。また、「望まない受
					動喫煙」の防止に向け、路上喫煙の禁止な
					どのたばこマナーを定めた「世田谷区たば
					こいにはこく を足めた「臣田存区には こルール」の担当所管である環境政策部と
					も連携し、受動喫煙防止対策を推進する。
					も生物し、又動失圧的止刈界を推進する。

				世田台体健別 総百叉別 子仪教目部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	がん対策の推進	1. がん予防の推進	千円	1.がん予防の推進
	(健康企画課)	(1)科学的根拠に基づくがん	1, 636, 867	がん対策推進計画(第二次)に基づき、
	(健康づくり課)	予防の推進		科学的根拠に基づくがん予防に関する情報
	(教育指導課)	(2) ウイルス等に起因するが		を分かりやすく区民に提供し、区民一人ひ
		ん予防の啓発		とりががん予防に取り組むことができるよ
				う支援する。
				(1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進
				区民に分かりやすいがん予防に関する情
				報発信として、国立がん研究センターの
				「科学的根拠に基づくがん予防」等の情報
				をがん検診の案内に掲載するとともに、世
				田谷区がんポータルサイトの活用や「がん
				征圧月間」等の機会に効果的なSNSの発
				信を行うことで広く周知する。
				(2) ウイルス等に起因するがん予防の啓発
				① 肝炎ウイルス検診を実施するととも
				に、東京都と連携して、要精密検査と
				判定された区民を的確に医療につなげ
				るための啓発を行う。
				② 子宮頸がんの予防の普及啓発とし
				て、HPV等に関する啓発用小冊子を女
				性のがん検診(乳がん、子宮頸がん)
				の案内に同封するとともに、カード型
				の啓発物や、SNS等対象世代に合わ
				せたツールを活用し、子宮頸がん検診
				の効果や必要性について、HPVワクチ
				ンの積極的勧奨と併せて、広く区民に
				発信する。
	次頁に続く			

			T		世田台怀健別 松石文別 子仪教目部
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	2. がんの早期発見に向けた取		2. がんの早期発見に向けた取組みの推進
		がん対策の推進	組みの推進		がん対策推進計画(第二次)に基づき、
			(1) 科学的根拠に基づくがん		国のがん検診の指針を踏まえた科学的根拠
			検診の推進		に基づく「対策型」がん検診を推進して、
			(2)受診結果の活用による精		目標受診率の達成を目指すとともに、精度
			度管理の推進【拡充】		管理の仕組みを確立し、検診の質の向上を
					図る。
					(1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進
					国のがん検診の指針等を踏まえ、対策型
					がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳
					がん、子宮頸がん)を実施し、受診勧奨の
					強化等により、受診率の向上に取組む。
					(2)受診結果の活用による精度管理の推進
					① プロセス指標に基づく精度管理の充
					実のため、医療機関の協力により対策
					型がん検診(胃がん、肺がん、大腸が
					ん、乳がん、子宮頸がん)の検診結果
					等のデータを把握し、一元管理(区立
					保健センターへ委託)する。また、が
					ん検診の要精密検査者の追跡把握や精
					密検査未受診者への再受診勧奨を実施
					することにより受診率を向上させ、精
					検受診率及び陽性反応的中率などの精
					度管理指標の把握にも努めるととも
					に、がん検診を申し込んだ区民へ受診
					票を送付する際、勧奨チラシを同封
					し、精密検査の受診の意識づけを行
					う。
		次頁へ続く			

				世田谷保健所 総合文所 字仪教育部
区 分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区 刀	前頁から続くがん対策の推進	3. がんに関する教育・啓発の推進 (1) がんに関する教育の推進 (2) がんに関する正しい知識 の普及	0 平皮 日初了异	② 対策型がん検診精度管理専門部会に 対策型がん検診精度管理専施医療・ 対検討・ロセスをでいる。 3. がんに関するととで、 大変を変し、する。 3. がんに関する教育の推進 がん対でのまにで、のののでは、できる。 3. がんに関する教育画(イスに関するがのできるがのできる。) がん対でのがいるできるででが、できるできる。 できずいででは、できずいででは、できる。 できずいででは、できずいででは、できないででは、できないででは、できないででは、できないででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、
	次頁へ続く			

				世田谷保健所 総合文所 字仪教育部
区	分事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く	4. がん患者や家族等への支援		4. がん患者や家族等への支援の充実
	がん対策の推進	の充実		がん対策推進計画(第二次)に基づき、
		(1) アピアランスケアの充実		がん患者や家族等が地域で安心して生活で
		(2) 「若年がん患者在宅療養		きるよう、関係団体等と連携した相談、信
		支援事業」の実施		頼できる情報発信、就労と治療の両立支援
		(3)がん相談の強化		等様々な支援を行う。
		(4) がん患者等の生活を支え		(1)アピアランスケアの充実
		るネットワーク会議の運営		がん治療に伴う外見の変化に起因するが
		(5) 「がん先進医療費融資制		ん患者の苦痛を軽減するケアとして、国立
		度」及び同制度に対する区		がん研究センターとの連携強化や、保健セ
		の「医療費利子補給」の実		ンター内のがん情報コーナーの充実等、相
		施		談事業を強化する。また、経済的負担を軽
				減するために令和5年度より開始したウィ
				ッグ・胸部補整具の購入費用等の助成を継
				続して実施する。
				(2) 「若年がん患者在宅療養支援事業」の
				実施
				40歳未満のがん末期患者の方へ、在宅
				サービスや福祉用具等の費用を助成する
				「若年がん患者在宅療養支援事業」を継続
				して実施する。
				(3) がん相談の強化
				図書館での出張相談を引き続き実施する
				とともに、国立がん研究センターや、区内
				の東京都がん診療連携拠点病院との連携を
				強化することで、がん相談の利便性と質を
				向上させる。また、あんしんすこやかセン
) 次頁へ続く			ターとの連携に向けて、検討を行う。

					世田谷保健所 総合文所 字仪教育部
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く			(4)がん患者等の生活を支えるネットワー
		がん対策の推進			ク会議の運営
					がん相談コーナーを実施する区立保健セ
					ンターとがん診療連携拠点病院、地区医師
					会、歯科医師会等の関係機関との連携会議
					(がん患者等支援ネットワーク会議)を定
					期的に開催し、がん患者等の生活を支える
					ための地域のネットワークの連携強化を図
					る。
					(5) 「がん先進医療費融資制度」及び同制
					度に対する区の「医療費利子補給」の実
					施
					がんに罹患した区民が、有効な治療を受
					けることができる選択肢を一層広げるた
					め、区内に本拠を置く金融機関と連携を図
					り、低金利で区民が利用しやすい「がん先」
					進医療費融資制度」及び、同制度に対する
					区の「医療費利子補給」を実施するととも
					に、関係機関に働きかけるなど、制度に関
					する区民周知に努める。

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

下の発生の大きないのではできます。 1
(健康企画課、健康推進課) (生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、健康づくり課、 機能・支援体制の強化 (2)早期治療・支援・医療 中断の予防のための相談体制の充実 (3)効果的な支援のための 連携体制の強化 (3)効果的な支援のための 連携体制の強化 (4) 対対 (4) 対対 (5) 対対 (6) 対
(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課) (1)精神保健としての相談機能・支援体制の強化 (2)早期治療・支援・医療(障害保健福祉課) (子ども・若者支援課) (学校健康推進課) (3)効果的な支援のための連携体制の強化 (3)効果的な支援のための連携体制の強化 (4) を職種チームによる訪問支援事業を拡充し、措置入院者に対する退院支援に加え、法改正に伴い国が創設する「入院者訪問支援事業」を開始し、区長同意による医療保護事業」を開始し、区長同意による医療保護事業と対し、対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充し、対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充し、対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充し、対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充した。対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充した。対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充した。対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充した。対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充した。対理人の強化 (5) を職種チームによる訪問支援事業を拡充した。対理人の強化 (5) を制定している。 (1) 特神保健及び精神障害者福祉に関する記述 (4) に関する記述 (4) に対し、対理人の主義を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
(産康づくり課、子ども家庭支援課) (障害保健福祉課) (で書保健福祉課) (学校健康推進課) (学校健康推进课) (学校康工程) (学校健康工程) (学校康工程) (学校
子ども家庭支援課) (障害保健福祉課) (子ども・若者支援課) (学校健康推進課) (学校健康推進課) (3) 効果的な支援のための 連携体制の強化 多職種チームによる訪問支援事業を拡充し、措置入院者に対する退院支援に加え、 法改正に伴い国が創設する「入院者訪問式援事業」を開始し、区長同意による医療係
(障害保健福祉課) (子ども・若者支援課) (学校健康推進課) (学校健康推進課) (学校健康推進課) (学校健康推進課) (当事者や家族が安心して地域で暮らせるよう支援体制を整える。 (1)精神保健としての相談機能・支援体制の強化 多職種チームによる訪問支援事業を拡充し、措置入院者に対する退院支援に加え、法改正に伴い国が創設する「入院者訪問支援事業」を開始し、区長同意による医療保
(子ども・若者支援課) (学校健康推進課) 制の充実 (3)効果的な支援のための 連携体制の強化 多職種チームによる訪問支援事業を拡充し、措置入院者に対する退院支援に加え、 法改正に伴い国が創設する「入院者訪問表 援事業」を開始し、区長同意による医療保
(学校健康推進課) (3) 効果的な支援のための 連携体制の強化 連携体制の強化 多職種チームによる訪問支援事業を拡充 し、措置入院者に対する退院支援に加え、 法改正に伴い国が創設する「入院者訪問を援事業」を開始し、区長同意による医療保
連携体制の強化 連携体制の強化 多職種チームによる訪問支援事業を拡充し、措置入院者に対する退院支援に加え、 法改正に伴い国が創設する「入院者訪問支援事業」を開始し、区長同意による医療保
多職種チームによる訪問支援事業を拡充し、措置入院者に対する退院支援に加え、 法改正に伴い国が創設する「入院者訪問支援事業と 援事業」を開始し、区長同意による医療係
し、措置入院者に対する退院支援に加え、 法改正に伴い国が創設する「入院者訪問対 援事業」を開始し、区長同意による医療保
法改正に伴い国が創設する「入院者訪問す 援事業」を開始し、区長同意による医療例
援事業」を開始し、区長同意による医療係
護入院者に対して入院早期から訪問することによる。特別では、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の観光に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対して、大学の表現に対しまれば、対理に対しに対しまれば、対理に対しますが、対しに対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対しに対しまれば、対理に対しまれば、対しに対しまれば、対しに対しがも認力に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しは、対理に対しに対しは、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しまれば、対理に対しは、対理に対しに対しは、対理に対しに対しに対しまれば、対理に対理に対しは、対理に対しは、対理に対しは、対理に対しは、対理に対しは、対理に対しは、対理に対しに対しは、対理に対しに対しは、対理に対しに対しは、
とで、精神障害者の孤立・不安の解消、権 利擁護と、本人を主体とした円滑な地域を
一切推護と、本人を主体とした門頂な地域は
「
一
ながら、支援が必要な未治療・治療中断等
の精神障害者(疑いのある者を含む)の係
健医療福祉サービスの利用支援の充実を図
る。
(2)早期治療・支援のための相談体制の発
実
保健福祉センター健康づくり課で実施し
ているこころと体の健康相談、依存症専門
相談、依存症家族教室を実施し、本人や家
族に支援を行い、多様な精神疾患への対応
と回復につなげる。区立保健センターので
次頁へ続く 間・休日等こころの電話相談におけるピア

_					业的 JC 5 有有的 教育政界 工任于自即
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く			サポートの体制を推進することにより、利
		精神保健福祉施策の充実			用者の視点に立った相談体制を整備する。
					(3)効果的な支援のための連携体制の強
					化
					「世田谷区精神障害者等支援連携協議会」
					(保健所と障害福祉部の共同事務局)に
					おいて、保健福祉医療の連携体制によ
					る、精神保健福祉充実を図る。【再掲】
			2. 総合的な自殺対策の推進		2. 総合的な自殺対策の推進
			(1)世田谷区の自殺の特徴		「世田谷区自殺対策基本方針」に基づ
			の把握		き、自殺対策協議会を中心に、「区民の
			(2) 効果的な情報発信と啓		生きる力を高め、気づきの力を育み、声
			発の充実		かけつなぐ、支えあいの地域をめざし
			(3) 自殺対策を担う人材の		て」自殺対策を総合的に推進する。
			育成の充実		(1)世田谷区の自殺の特徴の把握
			(4) 自殺未遂者支援事業の		人口動態統計及び自殺統計のプロファ
					イリング等の基礎データをもとに、庁内
			拡充		関連所管課や関係団体と情報交換を行
					い、自殺対策に有効な取組みを進める。
					(2) 効果的な情報発信啓発の充実
					子ども・思春期世代を中心としたアニ
					メーションによるメンタルケア、メンタ
					ルコントロールに対するポジティブイメ
					ージの情報発信を進める。教育と保健の
					連携による児童・生徒のタブレットを活
					用した情報発信を継続する。
					(3)自殺対策を担う人材育成の充実
					ゲートキーパー講座、依存症講座等、
					区窓口等での気づきの感度を上げ、適切し
					な支援へと繋げる人材育成にかかる事業
		W-F (#)			を実施する。また、令和3年から実施し
		次頁へ続く			てきた「出前型ゲートキーパー講座」を

区 分 事務事業名及び所管課 6年度事業(目標) 6年度当初千算 事務事業の内容及び手法 前頁から続く 精神保健福祉施策の充実 専門事業者に委託し、対応回数を拡大することできらに普及啓発を促進する (4)自殺未遂者支援事業の拡充 連携することで、自殺未遂者の再介図防止の支援かの強化につなける。 さらに、NPOとSNS 活用によるつなぎ支援についての連携協定を新た自殺未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS和該のにくい方への敷居の低い相談の機会を増やす。SNS村談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。				世田台木) [2] 松	口义川 悍舌怕1	业前 丁とも・石有前 教育政界・生佐子首前
精神保健福祉施策の充実 ることでさらに普及啓発を促進する (4)自殺未遂者支援事業の拡允 連携する東京医療との定期的な事例検討会を実施することで、自殺未遂者の再企図防止の支援力の強化につなげる。 さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに自殺未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の表表ともにSNS和談の情報を提供する ととし、支援につながりにくい方への数居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。	区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	
(4) 自殺未遂者支援事業の拡充 連携する京原医療センターと支援を行う 区の保健師等との定期的な事例検討会を実施することで、自殺未遂者の再企図防止の支援力の強化につなげる。 さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに結ぶ。東京医療センターに散送さ扱事業の案内とともにSNS和談の情報を提供することで、対談の情報を提供することで、対談の機会を増やするNS和談の機会を増やするNS和談の機会を増やするNS和談の機会を増やするNS和談の機会を増やするNS和談の機会を増やするNS和談の機会を指令の対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。			前頁から続く			
連携する東京医療センターと支援を行う 区の保健師等との定期的な事例検討会を実施することで、自殺未遂者の再企図防止の 支援力の強化につなげる。 さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに結ぶ。東京医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS和談の情を提供することで、支援につながりにくい方への敷居の低い和談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。			精神保健福祉施策の充実			ることでさらに普及啓発を促進する
区の保健師等との定期的な事例検討会を実施することで、自殺未遂者の再企図防止の支援力の強化につなげる。 さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに紛ぶ。東京医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS和談の情報を提供することで、支援につながりにくか方への敷居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						(4) 自殺未遂者支援事業の拡充
施することで、自殺未遂者の再企図防止の支援力の強化につなげる。 さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに結ぶ。東京医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS相談の情報を提供することで、支援につながりにくい方への敷居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						連携する東京医療センターと支援を行う
支援力の強化につなげる。 さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに結ぶ。東京医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS相談の情報を提供することで、支援につながりにくい方への敷居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						区の保健師等との定期的な事例検討会を実
さらに、NPOとSNS活用によるつなぎ支援についての連携協定を新たに結ぶ。東京医療センターに搬送された自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS相談の情報を提供することで、支援につなながりにくい方への敷居の意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						施することで、自殺未遂者の再企図防止の
なぎ支援についての連携協定を新たに結 ぶ。東京医療センターに搬送された自殺 未遂者を対し、自殺未遂者支援事業の 内とともにSNS和談のにくい方への敷 居の低い相談の機会を増やす。SNS相 談で同意を得られた対象者を区につな ぎ、必要な支援を行う。						支援力の強化につなげる。
ぶ。東京医療センターに搬送された自殺 未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案 内とともにSNS相談の情報を増やす。 ことで、支援につながりにくい力への敷 居の低い相談の機会を増やす。SNS相 談で同意を得られた対象者を区につな ぎ、必要な支援を行う。						さらに、NPOとSNS活用によるつ
未遂者に対し、自殺未遂者支援事業の案内とともにSNS相談の情報を提供することで、支援につながりにくい方への敷居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						なぎ支援についての連携協定を新たに結
内とともにSNS相談の情報を提供することで、支援につながりにくい方への敷居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						ぶ。東京医療センターに搬送された自殺
ことで、支援につながりにくい方への敷 居の低い相談の機会を増やす。SNS相 談で同意を得られた対象者を区につな ぎ、必要な支援を行う。						
居の低い相談の機会を増やす。SNS相談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						内とともにSNS相談の情報を提供する
談で同意を得られた対象者を区につなぎ、必要な支援を行う。						
ぎ、必要な支援を行う。						居の低い相談の機会を増やす。SNS相
						談で同意を得られた対象者を区につな
次頁へ続く						ぎ、必要な支援を行う。
次頁へ続く						
次頁~続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
次頁へ続く						
			次頁へ続く			

			世田谷保健所一総合		止部 ナとも・右有部 教育政策・生涯字智部
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	3. 精神障害・精神疾患につい		3. 精神障害・精神疾患について偏見や誤解
		精神保健福祉施策の充実	て偏見や誤解のない地域づく		のない地域づくり
			り		(1) こころの健康や精神障害・疾患の理解
			(1) こころの健康や精神障		促進
			害・疾患の理解促進		ライフステージに応じた普及・啓発の実
			(2) 地域におけるこころの健		施や「こころとからだのプチアニメ」動画
			康づくり		の配信、モバイル等を活用したメンタルへ
			(3)地域におけるこころの健		ルスチェック「こころの体温計」など、区
			康づくりを支える人材育成		民に対してわかりやすく届きやすい啓発を
			AC - C / C / C / C / C / C / C / C / C /		広く行う。
					区立保健センター内の「こころとからだ
					の保健室ポルタ」において、「こころの健
					康情報コーナー」の運営を行い、当事者か
					ら意見を聞きながら精神障害や精神疾患に
					関する正しい知識の普及啓発及びこころの
					健康づくりをより一層推進していく。
					(2)地域におけるこころの健康づくり
					区民や支援団体、地域活動団体等と協働
					の事業を通じて、普及啓発や生活の中で取
					り組めるこころの健康づくり活動を支援し、地域
					におけるこころの健康づくりを推進する。
					(3) こころの健康づくりを支える人材育成
					区立保健センターで、ゲートキーパー講
					座に加え、メンタルヘルスファーストエイ
					ドを元に悩んでいる人への接し方を学ぶこ
					ころサポーター事業の試行実施や、ピア電
					話相談員の育成など、こころの健康づくり
					のための人材育成を進める。
		次頁へ続く			

区分 事務事業名及び所管課 前頁から続く 精神保健福祉施策の充実 6年度事業(目標) 6年度当初予算 集務事業の内容及び手法 事務事業の内容及び手法 (1) 個別相談の利用促進及び普及・啓発の推進 (2) グリーフサポート専門部会の設置 4. グリーフサポート・する。 (1) 個別相談の利用促進及び普及・啓発の 推進 と映画を抱える区民に個別相談の機会を提供するとともに、同事業の普及・啓発のために、区民や支援者に向けてグリーフサポート課座などを実施する。保健福祉センター保健師等を対象に専門所修を開催し、区民への支援の底上げを図る。 (2) グリーフサポート専門部会の設置 世田谷区自殺対策協議会に、グリーフサポート専門部会を設置し、これまでのグリーフサポート事業に加え、遺族などののこされた人への支援の充生のため、グリーフサポートについての顔の見える関係づくりをすすめる。			世田谷保健所 総行	子文川 厚青偏位	正部 十とも・右右部 教育以末・生涯字首部
施 (1) 個別和談の利用促進及び普及・啓発の推進 (2) グリーフサポート事門部会の設置 「会の設置 「会の表現である。」 「会の表現である。」 「会の表現である。」 「会の表現では、一般などを実施する。」 「会の表現では、一般などののというない。」 「会の表現では、一般などののというない。」 「会の表現のでは、「会ののと、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会ののと、「会のない。」 「会の表現では、「会ののと、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会の表現では、「会ののと、「会のない。」 「会の表現では、「会のない。」 「会のない。」 「会のない、」 「会のない、、「会のない、」 「会のない、」 「会のない、、「会のない、」 「会のない、」 「会のない、、「会のない、」 「会のない、、「会のない、」 「会のない、、「会のない、」 「会のない、」 「会のない、、「会のない、」 「会のない、「会のない、」 「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のない、「会のないい、「会のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	7 77 7 71 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		前頁から続く	4. グリーフサポート事業の実施 (1) 個別相談の利用促進及び 普及・啓発の推進 (2) グリーフサポート専門部		4. グリーフサポート事業の実施 死別等の喪失による悲嘆を抱えている 区民を支援(グリーフサポート)する。 (1)個別相談の利用促進及び普及・啓発の 推進 悲嘆を抱える区民に個別相談の機会を 提供するとともに、同事業の方との 提供するとともに、同事業に向けてグリーフサポート講座などを実施に専門研修を 開催し、区民への支援の底上げを図る。 (2)グリーフサポート専門部会の設置 世田谷区自殺対策協議会に、グリーフサポート専門部会を設置し、これまどののフサポート専門部会を設置し、これまどののコーフサポート専門の支援の充め、グリーフサポート事業に加え、遺族などののこされた人への支援の充実のため、グリーフサポートについての顔の見える関係づくり

 ○ 今務事業名及び所管課 前預から続く 精神障害者の地域生活支援 (1) 地域で生活する精神障害者等の相談事業やデイケア事業の実施 (2) 関係機関との連携の強 (2.) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 「精神障害にも対応した地域包括ケアシア事業を、個別支援活動や地域ネットワークとの連動により進める。 (2.) 関係機関との連携の強化、生活和談や支援体制等の検討 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害 (1.) 子どたちへの薬物乱用防 (1.) 子どたちへの薬物乱用防 (1.) 子どたちへの薬物乱用防 (1.) 子どたちへの薬物乱用防 (1.) 子どたちへの薬物乱用防 (1.) 子どたちへの薬物乱用防止の教育 (2.) 区民への機存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (3.) 区民への体存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4.) 和談支援体制の充実 (5.) 当事者団体との連携 (2.) 区民への乗物乱用防止がよた、区内の中学生を対象に薬物礼用防止がより、足区への乗物乱用防止の意識を発金図る。 (2.) 区民への乗物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物利用防止者を図っていて。 (2.) 区民への乗物乱用防止を対象の (2.) 区民への乗物乱用防止の音及・啓発 東京都薬物利用防止性の音及・啓発 東京都薬物利用防止性の音及・啓発 東京都薬物利用防止性音池世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチランの配布や、区の呼、X.(旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物利用防止の普 			I			
(1) 地域で生活する精神障害者等の相談事業やデイケア事業の実施(2) 関係機関との運携の強化、生活和談や支援体制等の検討 (2) 関係機関との運携の強化、生活和談や支援体制等の検討 (2) 関係機関との運携の強化、生活和談事業と、精神疾患の病状に合わせながら地域生活する精神障害者や家族等に対する相談事業と、精神疾患の病状に合わせながら地域生活の早期回復を目指すデイケア事業を、側別支援活動や地域ネットワークとの連動により進める。(2) 関係機関との連携の強化、生活和談や支援体制等の検討「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していく、精神障害者が地域で安心して生活していく、特神障害者が地域で安心して生活していく。 6. 依存症対策の充実、薬物利用防止の教育(1) 子どもたらへの薬物利用防止が教の推進(1) 子どもたらへの薬物利用防止が数育を配すった。ともに、地区の薬利部会に出前議座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物利用防止ボスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物利用防止の意識啓発を関る。(2) 区民への薬物利用防止が音を発展を顕える。(2) 区民への薬物利用防止推進性用谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区の呼、X (旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物利用防止の普	区	分			6年度当初予算	7 12 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
			1	5. 精神障害者の地域生活支援		
地域で生活する精神障害者や家族等に対する相談事業と、精神疾患の病状に合わせないら地域生活の早期回復を目指すデイケア事業を、個別支援活動や地域ネットワークとの運動により進める。 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止の数音が必ずを発している。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止の整発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止の教育の立い中学校に薬物乱用防止がありません。 (2) 区民への薬物乱用防止の教育の立い中学校に薬物乱用防止リーブレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の主が多り、といい知識の普及・啓発集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の音及・啓発集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の音及・啓発集することにより、イベント等でのチラシの配布や、区の即、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普			精神保健福祉施策の充実	(1)地域で生活する精神障害		
(2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 (2) 関係機関との連携の強を表す。 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 (3) 関係機関との連携を強いないと地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 (4) 保存症対策の充実、薬物乱用防止対策の指進(1) 子どむたちへの薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止が多くに出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を要している。 (3) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発学を対象に薬物乱用防止がスター・標語を事業することにより、子どもたちへの薬物乱用防止が多ーを発生を対象に薬物乱用防止がスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の主が、大学に大の事業を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都主動和用防止性進世田合や地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区の即、X (旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				者等の相談事業やデイケア		7,7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7
(2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 ながら地域生活の早期回復を目指すデイケア事業を、個別支援活動や地域ネットワークとの連動により進める。 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止が表の作進、 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止が表の中学生を対象に薬物乱用防止がスター・標語を裏である。 (3) 区民への権存症に関する正しい知識の普及・啓発集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止がえター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の音及・啓発東京都楽物乱用防止性進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のIF、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				事業の実施		
(人、生活相談や支援体制等の検討 (根) 大きに (関) 支援活動や地域ネットワークとの連動により進める。 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 (4) 日本の教育 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱 用防止の 学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱 用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止性進世田令地区協議会と連携した、メント等でのチラシの配布や、区のHP、X (旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				(2) 関係機関との連携の強		
の検討				. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		/ / / / / / / / / / / / / / / / /
(2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の指進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に当済を必要を(3) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発(4) 相談支援体制の充実(5) 当事者団体との連携 (2) 区民への薬物乱用防止が変勢を図る。(2) 区民への薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止がよター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の音及・啓発東京都薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止性進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X (旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
支援体制等の検討 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止の教育区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を事ますることにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意及・啓発集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意及・啓発薬することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意及・啓発薬することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の音及・啓発東京都薬物乱用防止を強度を連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				(2/1) (2/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1) (1/1)		
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ボスター・標語を事集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止がスター・標語を事集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止作進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X (旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
ステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (2) 区民への薬物乱用防止のできないでは、表別に変し、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区の旧、X (旧ツイッター) などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
審者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物 乱用防止対策の推進						
 6. 依存症対策の充実、薬物 乱用防止対策の推進 (1)子どもたちへの薬物乱用防止の教育 止の教育 (2)区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (3)区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4)相談支援体制の充実 (5)当事者団体との連携 (5)当事者団体との連携 (6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1)子どもたちへの薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2)区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止性進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のIP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普 						
(4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 「フークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を悪しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実(5) 当事者団体との連携 「フークの推進を図っていく。 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
6. 依存症対策の充実、薬物 乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 6. 依存症対策の充実、薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に 出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を 募集することにより、子どもたちへの薬物乱 用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止が選り、 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のIP、X (旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						クークの推進を囚っていて。
乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 にの教育 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				6. 依存症対策の充実、薬物		 6 依存症対策の充実 薬物利用防止対策の
(1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 にの教育 (2) 区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止性進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				乱用防止対策の推進		,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
正の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
(2) 区民への薬物乱用防止の 普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 トを配布するとともに、地区の薬剤師会に 出前講座の講師を依頼する。また、区内の中 学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を 募集することにより、子どもたちへの薬物乱 用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のHP、X(旧ツイッター)などに よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,		
普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 出前講座の講師を依頼する。また、区内の中 学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を 募集することにより、子どもたちへの薬物乱 用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のHP、X(旧ツイッター)などに よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				~		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(3) 区民への依存症に関する 正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (5) 当事者団体との連携 (2) 区民への薬物乱用防止が高を地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のHP、X(旧ツイッター)などに よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,		
正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 募集することにより、子どもたちへの薬物乱 用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のHP、X(旧ツイッター)などに よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携 (5) 当事者団体との連携 (5) 当事者団体との連携 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
(2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議 会と連携した、イベント等でのチラシの配 布や、区のHP、X(旧ツイッター)などに よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				(4)相談支援体制の充実		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、X(旧ツイッター)などによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普				(5) 当事者団体との連携		, , ,
布や、区のHP、X(旧ツイッター)などに よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						
よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普						' ' ' - ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
$\rightarrow t \rightarrow t$						よる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普
次頁へ続く			次頁へ続く			及・啓発を図る。

			世田谷保健所 総行	了文川 厚吉倫伯	止部 十とも・右有部 教育政策・生涯学習部
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ガ	前頁から続く精神保健福祉施策の充実	0 年及事業(日保)	0 年度目 似了异	(3) 区民への依存症に関する正しい知識の 普及・啓発 依存症等に関する講演会等を通じ、区民 の依存症の予に関する講演会等を通じ、区民 の依存症の予防いい神識の普及・啓発を にの依存症の所述が発生した。 をはないのでは、 をはないないでは、 をはないでは、 をはないでは、 をはいれるでは、 を実施する。 (4) 相談を実施する。 (4) 相談を実施する。 (4) 相談を実施する。 (4) 相談を実施する。 (5) 当時にはいるでは、 を実施する。 (5) 当時にはいるでは、 を実施する。 (5) 当が実施する。 (5) 当が実施する。 (5) 当が実施する。 (5) 当が実施する。 (6) が実施する。 (6) が実施する。 (7) がまたを強いなが、 を実施する。 (8) がまたを強いなが、 を実施する。 (9) がまたを強いなが、 を実施する。 (1) がまたを強いなが、 を実施する。 (1) がまたる。 (2) がまたる。 (3) がまたを強いなが、 を実施する。 (5) がまたる。 (6) がまたる。 (6) がまたる。 (7) がまたる。 (7) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (9) がまたる。 (1) がまたる。 (1) がまたる。 (2) がまたる。 (3) がまたる。 (4) がまたる。 (5) がまたる。 (6) がまたる。 (6) がまたる。 (7) がまたる。 (7) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (9) がまたる。 (1) がまたる。 (1) がまたる。 (2) がまたる。 (3) がまたる。 (4) がまたる。 (5) がまたる。 (5) がまたる。 (6) がまたる。 (6) がまたる。 (7) がまたる。 (7) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (9) がまたる。 (9) がまたる。 (1) がまたる。 (1) がまたる。 (1) がまたる。 (2) がまたる。 (3) がまたる。 (4) がまたる。 (5) がまたる。 (6) がまたる。 (6) がまたる。 (7) がまたる。 (7) がまたる。 (8) がまたる。 (8) がまたる。 (9) がまたる。 (9) がまたる。 (1) がまたる。 (1) がまたる。 (1) がまたる。 (2) がまたる。 (3) がまたる。 (4) がまたる。 (5) がまたる。 (6) がまたる。 (6) がまたる。 (7) がまたる。 (7) がまたる。 (7) がまたる。 (8) がまたる。 (8

世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部

				世田谷保健所 保健福祉以東部 局虧福祉部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	歯科保健事業の推進 (健康推進課) (保健医療福祉推進課) (介護予防・地域支援課)	1. 成人歯科健診及び歯周疾患 改善指導事業の推進 (1)成人歯科健診の実施 (2)成人の歯周疾患改善指導 (歯磨き指導等)の実施	千円 110,860	1. 区民の健康を保持増進するための成人歯科健診及び歯周疾患改善指導事業の推進(1)成人歯科健診の実施40歳から5年ごとに70歳までの区民を対象に、成人歯科健診を地区歯科医師会に委託して実施する。受診予定者約5,000人(2)成人の歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)の実施成人歯科健診の要指導者等を対象に歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)を、歯科健診実施の医療機関で実施する。受診予定者約4,000人
	次頁に続く	2. 口腔ケア事業の推進 (1) 75歳以上の区民の方等 の口腔ケア指導の実施(す こやか歯科健診) (2) 歯科医師等への認知症理 解促進の研修の実施 (3) 在宅障害者、要介護高齢 者訪問歯科指導の実施(訪問口腔ケア推進事業) (4) かかりつけ歯科医機能促進事業の実施		2. 口腔ケア事業の推進 (1) 75歳以上の区民の方等の口腔ケア指導の実施(すこやか歯科健診) ケアマネジャー等が気づいた口腔ケアの必要な認知症等高齢者に、地域の歯科診療所で健診やオーラルフレイルを含む口腔ケアの指導を行う。 なお、長寿健診対象者に送付する「各種検(健)診のご案内」に本事業の記事を掲載して、広く対象者へ周知を行う。受診予定者約00人 (2)歯科医師等への認知症理解促進の研修の実施認知症等高齢者の健診を行う歯科医師等を対象に、認知症への理解を深めるための研修を実施する。

世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部

				世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 歯科保健事業の推進	3. 口腔がん検診及び啓発の推進 (1)口腔がん検診の実施 (2)口腔がん予防講演会の開催		(3) 在宅障害者、要介護高齢者訪問歯科指導の実施(訪問口腔ケア推進事業)外出が困難な在宅障害者、要介護高齢者で健診希望者の自宅に歯科医師と歯科衛生士が訪問し、健診及び本人・家族への指導を行う。 受診予定者 約40人 (4) かかりつけ歯科医機能促進事業の実施在宅障害者等の歯科医療を行うかかりつけ歯科医への研修等を行う。 3. 口腔がん検診及び啓発の推進(1) 口腔がん検診の区民を対象に、口腔がん検診の区民を対象にして実施がある。なお、61歳の区民には勧奨通知を送付する。。参予定者 約1,400人 (2) 口腔がん予防講演会等の開催口腔がん予防のため、オンラインを活用した講演会を開催し、区民に対し、セルフチェック等の普及啓発を図る。

					世中台怀健州 「花石又別」
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		食育の推進	1. 効果的な食育の推進	千円	1. 効果的な食育の推進
		(健康推進課)		4, 484	官民一体となり望ましい食事の実践と食
		(健康づくり課)			事を楽しむ大切さを伝え、食育を理解する
					区民を増やし、地域や区民と連携した世田
					谷らしい食育の推進を図る。
			 2. 高齢者の低栄養予防の取組		2. 高齢者の低栄養予防の取組み
			2. 同間日の区水投 1 例の 水温 み		(1) 食生活チェックシートを活用した低栄
			°´´		養予防普及啓発
			活用した低栄養予防普及啓		「食生活チェックシート」を活用し、あ
			発		んしんすこやかセンター等と連携して、フ
			(2) 栄養情報提供書の活用		レイルの要因のひとつである低栄養予防の
					ための望ましい食習慣の普及啓発に取り組
					む。
					(2) 栄養情報提供書の作成及び活用 区内管理栄養士等連絡会で作成した栄養
					情報提供書を活用して、区内病院、高齢者
					施設、訪問等の管理栄養士で高齢者の食形
					態に関する連携を図る。
					2 547 4.243 3 1 4 1
			 3. 野菜と適塩の摂取を重視し		3. 野菜と適塩の摂取を重視した取組み
			ト 取組み【新規】		(1) 自然に健康につながる食環境づくり
			/こり入が正のケ 【初入元】		(せたミール)の実施
					令和6年4月から、健康せたがやプラン
					(第三次) のリーディングプロジェクト
					「自然に健康になれる環境づくり」の「せ」
					たミール」を本格的実施する。
					(2)野菜摂取量推定機器や、食塩含浸ろ紙
					を活用して適切な野菜・食塩摂取の普及啓
					を佰用して適切な野来・良塩採取の音及俗 発を行う。
					光で打り。
		次頁に続く			

			•		世田谷保健所一総合文所
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	4. 特定給食施設における栄養		4. 特定給食施設における栄養管理に関する
		食育の推進	管理に関する指導・助言		指導・助言
					健康増進を目的として給食を実施している施
					設に対して、健康増進法に基づき利用者に応
					じた食事計画、栄養の評価、改善に取り組む
					よう、実態把握及び指導・助言を実施する。

	1	T .	T .	世田谷休健別 「総百又別
区	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	感染症対策事業	1. 結核対策の推進	千円	1. 結核対策の推進
	(感染症対策課)	(1)結核患者医療費公費負担	28, 585	結核患者の治療完遂と早期社会復帰、感
	(健康づくり課)	(2)DOTS(対面服薬確認及		染の早期発見と感染拡大防止の対策を図
		び相談指導)の実施		る。
		(3) 早期発見・拡大防止の普		(1)結核患者医療費公費負担
		及啓発		治療終了まで結核患者に適切な療養支援
		(4)接触者健診の実施		を行う。
				感染症診査協議会開催 年約50回
				※緊急診査会を含む
				(2)DOTS(対面服薬確認及び相談指導)の
				実施
				結核対策特別促進事業を活用したDOT
				S専門員を配置し、効果的なDOTSを実
				施し在宅療養者の確実な服薬継続を支援す
				る。
				(3)早期発見・拡大防止の普及啓発
				区のおしらせ、ウェブサイトで結核につ
				いて案内する。
				(4)接触者健診の実施
				患者の家族や接触者の感染の早期発見の
				ために適切な積極的疫学調査による対象
				者に接触者健診を実施する。
				・接触者健診(月2回/血液検査(IG
				RA検査)及び胸部エックス線検査)の他
				対象の特性に応じて随時
	次頁に続く			

日本度事業(目標) 6年度当初予算 事務事業の内容及び手法 2. 感染症対策の実施					世田谷保健所一総合文所
 感染症対策事業 (1)防疫対策 (2)HIV感染症対策 (3)性感染症予防啓発 (4)各総合支所保健師等との連携及び調整の強化 (4)各総合支所保健師等との連携及び調整の強化 (1)防疫対策 多様化する感染症の発生予防及び感染拡大の防止を図る為の普及啓発と有用な情報の収集、迅速的確な調査・指導を行う。。また、蚊媒介感染症(デング熱・ジカウイルス感染症等)等の輸入感染症や新興感染症対策では、区民に的確な情報を提供するとともに、院内感染対策を滅やがに実施できるよう国・東京都・区内医療機関と連携を図る。 ① 1~5類感染症の発生による医療機関からの発生届受理に伴い、積極的疫学調査、入院制告、健康診断、保健指導等の対応を行う。 ② 感染症発生動向調査を活用し、発生状況を的確に把握し、感染拡大防止策を講じる。 ③ 保育施設、学校関係、高齢・障害者を施設等に対し、感染症力氏・破染症の正しい知識をを講じる。 ③ 保育施設、学校関係、高齢・障害者を施設等に対し、感染症の正しい知識をを講じる・ ※ 原発に大り、感染症の正しい知識をを講じる・ ※ 原発に大り、感染症の正しい知識をを講じる・ ※ 原発に大り、感染症が異々とますの実施や、感染拡大防止策制知 	区		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
する。 次頁に続く		感染症対策事業	(1)防疫対策(2)HIV感染症対策(3)性感染症予防啓発(4)各総合支所保健師等との連		感染上で下下、拡大的、大変を表示である。 感染との連携のもと、のもと、のもと、のもと、のもと、のもと、のもと、のもと、のもと、のもと、

区 分 事務事業名及び所管課 6年度事業(目標) 6年度当初予算 事務事業の内容及び手 検査・相談の実施により感見 見と感染拡大の防止、不安な る。近年、梅毒の報告数も増 感染症検査の機会を提供した る。 ① 検査・相談 HIV抗体検査・相談の実施 (検査は月一回、年二回夜 する) ② 普及啓発活動 またね。ずまくしる窓中人
「
主にウェブサイトで案内し (3)性感染症予防啓発 思春期世代に対して、必要に

	1	T		世山谷床庭/ 心口文/
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	予防接種事業	1. 小児の定期予防接種の実	千円	1. 小児の定期予防接種の実施
	(感染症対策課)	施	4, 147, 495	予防接種法に定めるA類疾病対策とし
	(健康づくり課)	(1)小児の定期予防接種の推		て子どもの定期予防接種を実施する。ま
		進		た、予防接種による健康被害の救済給付
		(2)予防接種健康被害対応		申請に対応する。
				(1) 小児の定期予防接種の推進
				① 実施場所:指定医療機関
				② 自己負担額:無し
				③ 予防接種の種類:
				H i b、小児用肺炎球菌、B型肝
				炎、ロタウイルス、四種混合、二種混
				合、BCG、水痘、麻しん風しん、日
				本脳炎、子宮頸がん、五種混合
				④ 対象者
				予防接種の種類ごとに、予防接種法施
				行令第一条の三に定めるとおり。対象者
				に予診票を個別郵送。
				⑤ HPV (子宮頸がん) 予防ワクチン
				令和4年度より定期予防接種の積極的
				勧奨を再開。また積極的勧奨を差し控え
				により接種機会を逃した方へのキャッチ
				アップ接種は令和7年3月31日までの
				ため、その旨を対象者に周知する。ま
				た、対象者の年代を考慮し、区内大学と
				も連携し情報提供を行っていく。
				子宮頸がん予防については、ワクチン
				とともにがん検診や性感染症予防啓発等
) 次頁に続く			も含め、総合的に取り組む。
	1人只《二形仁			
		· ·		

				世山行体庭別 松日久別
区分	7 27 7 27 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く			(2)予防接種健康被害対応
	予防接種事業			定期予防接種により生じた副反応により
				健康被害が生じた場合の救済給付申請への
				対応を行う。
				① 世田谷区予防接種健康被害調査委員
				会の開催
				予防接種による健康被害の適正かつ
				円滑な処理を図るため、区長の附属機
				関である世田谷区予防接種健康被害調
				査委員会を開催し、救済給付申請を国
				に適切に進達する。
				② 予防接種健康被害救済給付金の支給
				予防接種による健康被害であると認
				定された方に対し、救済給付金を支給
				する。
				③ 予防接種健康被害に関する相談対応
				予防接種による健康被害に関する相
				談に対応する。
		 2. 高齢者インフルエンザ定		2. 高齢者インフルエンザ定期予防接種の
		2. 同断有インブルエンリル 期予防接種の実施		実施
		朔丁例按性》大腿		予防接種法に定めるB類疾病対策とし
				て、高齢者のインフルエンザ定期予防接
				種を実施する。
				(1) 実施場所
				指定医療機関
				10.7 <u>— — — — — — — — — — — — — — — — — — —</u>
	次頁に続く			

				世山甘休庭川 心口又川
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 予防接種事業	3. 子どもインフルエンザ予	0 千及 日初 了 异	(2) 自己負担額 2,500円 ・生活保護受給者及び中国残留邦人等 支援受給中の方は無料 ・施設入所等の理由により指定医療機 関外で接種する場合は償還払いによ り助成。 (3)対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 3.子どもインフルエンザ予防接種費用助
	次頁に続く	防接種費用助成の実施		成(区独自事業)の実施 子どものインフルエンザの発症及び重症化予防、保護者の負担軽減を目的として、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施する。 (1)実施場所指定医療機関 (2)助成額 1回につき 1,000円・1~12歳は2回まで・13~15歳は1回まで・13~15歳は1回まで・13~15歳は1回まで・1分~15歳は1回まで・13~15歳は1回まで・1分~15歳は1回までも対けたしよりも成りまりも成りまりも成りまりも成ります。

				世田谷保健所 総合文所
区分	1 20 1 211 112 1 22 1 21 21 21	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 予防接種事業	4. 高齢者肺炎球菌定期予防 接種の実施	0 年度自创了界	4. 高齢者肺炎球菌定期予防接種の実施 予防接種法に定めるB類疾病対策として、高齢者の肺炎球菌定期予防接種を実施する。 (1)実施場所 指定医療機関 (2)自己負担額 1,500円 ・生活保護受給者及び中国残留邦人 等支援受給中の方は無料 ・施設入所等の理由により指定医療機 関外で接種する場合は償還払いにより助成 (3)対象者
		5. 帯状疱疹予防接種費用助成 の実施【拡充】		 ・65歳及び60~64歳で一定の障害のある区民約9,900人 ・65歳の対象者に予診票を個別郵送。 5. 帯状疱疹予防接種費用助成の実施帯状疱疹の発症及び重症化を予防するため、帯状疱疹予防接種費用の一部助成を実施する。 (1)実施場所指定医療機関 (2)助成金額生ワクチン4,000円(1回)不活化ワクチン10,000円(1回)×2回
	次頁に続く			

			T	1	
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く			(3)対象者
		予防接種事業			満50歳以上及び帯状疱疹の発症リス
					クの高い満18歳以上50歳未満の区民
					389,000人
			6. 風しん対策事業		6. 風しん対策事業
			0. 本0/0/1/木手术		近年の風しんの流行を受け、先天性風し
					ん症候群発生防止を目的とした区の風しん
					対策に加え、さらなる感染拡大防止を図る
					ため、抗体保有率が低い男性に対する予防
					接種法に基づく風しんの第5期定期接種の
					追加対策を継続する。
					(1)世田谷区風しん対策事業
					①抗体検査(全額助成)
					・妊娠希望の女性及びその同居者
					・風しんの抗体価が低いことが判明して
					いる妊婦の同居者
					(対象外:抗体検査実施済、予防接種歴
					あり、風しんの既往歴あり、妊婦)
					②予防接種(一部助成)
					・妊娠希望の19歳以上の女性及び妊婦の
					同居者で、抗体検査の結果、抗体価が
					低いことが判明した者
					(2) 国による風しん追加対策
					風しん予防接種の接種機会が与えられ
					なかった世代の男性を予防接種法に基づ
					く風しんの第5期定期接種の対象とし、令
					和4年4月から令和7年3月までの約3年間、
					抗体検査を前置とした定期予防接種を実
		 次頁に続く			施する。対象者は抗体検査・予防接種と
		9 × 2 × 1 = 1/2 ×		L	NE / O

Y					
(ア) 区内対象者 約96,000人 (イ) 実施方法 全対象者のうち抗体検査未受診者に対 し、個別勧奨を行う。 7. 新型コロナワクチン定期予 防接種の実施【新規】 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種法に定めるB類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す	区分		6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
(イ) 実施方法 全対象者のうち抗体検査未受診者に対し、個別制奨を行う。 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 「新規」 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種法に定める B 類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者ンフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施 「新規」 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施おたふくかが可の発症と電篤な合併症を予防するため、今和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					もに無料。
(イ) 実施方法 全対象者のうち抗体検査未受診者に対し、個別勧奨を行う。 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種の実施【新規】 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種法に定めるB 類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施おたふくかが可発症と重篤な合併症を予防するため、合利6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施す		予防接種事業			(ア) 区内対象者
全対象者のうち抗体検査未受診者に対し、個別勧奨を行う。 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 子防接種法に定めるB 類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかでの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					約96,000人
 7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種に定めるB類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2)自己負担額 未定 (3)対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施すりカチン子防接種費用の一部助成を実施すり 					(イ) 実施方法
7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種の実施 予防接種の実施 予防接種に定めるB 類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施 【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					全対象者のうち抗体検査未受診者に対
 防接種の実施【新規】 イ・新型コロナリクチン定期で防接種の実施として、高齢者の新型コロナワクチン定期で防接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民約200,000人・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施「新規】 8. おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施すりのチンテ防接種費用の一部助成を実施する。 					し、個別勧奨を行う。
 「防接種の実施【新規】 「お型コロテリクチン定期予防接種の実施子防接種とに定めるB類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所指定医療機関による個別接種(2)自己負担額未定(3)対象者・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民約200,000人・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施するのサンチン・のであると、 			7 新刑コロナロカチン完期子		
すり					7. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施
接種を実施する。 指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1)実施場所 指定医療機関による個別接種 (2)自己負担額 未定 (3)対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施す			別佞性の夫虺【利成】		予防接種法に定めるB類疾病対策とし
指定医療機関での個別接種を原則とし、高 齢者インフルエンザと同様の対象者に対して 接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					て、高齢者の新型コロナワクチン定期予防
指定医療機関での個別接種を原則とし、高齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					接種を実施する。
 齢者インフルエンザと同様の対象者に対して接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者					
接種を行う。 (1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					
(1) 実施場所 指定医療機関による個別接種 (2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					
指定医療機関による個別接種 (2)自己負担額 未定 (3)対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					21.— - 11 2 3
(2) 自己負担額 未定 (3) 対象者 ・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の ある区民 約200,000人 ・65歳以上の対象者に予診票を個別郵 送。 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
**定 (3)対象者					
(3) 対象者					
					· · · / —
8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					(3)対象者
8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					・65歳以上及び60~64歳で一定の障害の
8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					ある区民 約200,000人
8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					・65歳以上の対象者に予診票を個別郵
8. おたふくかぜ予防接種費用 助成の実施【新規】 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予 防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					送。
助成の実施【新規】 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					~_0
助成の実施【新規】			8. おたふくかぜ予防接種費用		 8. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施
防するため、令和6年7月よりおたふくかぜ ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す			助成の実施【新規】		
ワクチン予防接種費用の一部助成を実施す					
					る。
次頁に続く (1)実施場所		次百に続く			
指定医療機関		>			

					世田谷保健所
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区	分	事務事業名及び所管課前頁から続く 予防接種事業	9.世田谷区予防接種コールセンターの開設【新規】	6年度当初予算	

					世田谷保健所 総合文所
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		小児慢性特定疾病医療費給付	1. 小児慢性特定疾病医療費	千円	1. 小児慢性特定疾病医療費給付等の実施
		(感染症対策課)	給付等の実施	224, 147	児童相談所設置市事務として、小児慢性
		(健康づくり課)	(1) 小児慢性特定疾病医療		特定疾病医療費給付等を実施する。
			費給付		(1) 小児慢性特定疾病医療費給付
			(2) 小児慢性特定疾病児童		小児慢性特定疾病にり患していることに
			等自立支援事業		より長期にわたり療養を必要とする児童等
					の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病
					医療に係る医療費の一部を助成する。 ・対象者数:約525人
					(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事
					(2) 小儿慢性付足法例儿里等日立义扳手 業
					・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
					の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言
					を行う希少な疾患とその特性に応じた専門
					性を必要とする自立支援の事業は、東京都
					事業の経費を一部負担する手法で継続す
					る。
		難病対策事業	1. 難病対策事業の実施	千円	1. 難病対策事業の実施
		(感染症対策課)	(1)難病無料検診・相談会の	3, 525	(1) 難病無料検診・相談会の実施
		(健康づくり課)	実施		医療面、生活面等において様々な問題を
			(2) 難病対策等地域協議会の		抱えている区内の難病患者に対し、専門医
			開催		等による検診・相談会を実施する。(年4
					回実施)
					(2) 難病対策等地域協議会の開催
					難病患者及びその家族に対する支援体制
					の課題を共有し地域における難病対策の在
					り方や支援体制の整備等について協議する
					ため、難病対策等地域協議会を開催する。
					併せて、庁内の関係所管による庁内連絡
					会を開催する。
L				l	

			T	世田谷体)
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	食の安全確保	1. 食品関係営業施設の安全	千円	1. 食品関係営業施設の安全確保
	(生活保健課)	確保	15, 116	区民が利用する食品関係営業施設の安全確
				保のため、世田谷区食品衛生監視指導計画に
				基づいて適正基準の遵守等衛生管理の徹底を
				図る。また、世田谷区食品衛生協会と連携し
				食品等事業者による自主的な衛生管理を推進
				する。
				(1)営業許可・届出、監視指導
				・許可施設数(飲食店、食品製造業等)
				11,790施設(令和6年4月1日現在)
				・営業届出施設数(食品販売業等)
				4,155施設(令和6年4月1日現在)
				(2) HACCPに沿った衛生管理の義務化に伴
				い、区内事業者にHACCP制度化の周知と導
				入支援を行う。
		2. 食品に対する不安の解消		2. 食品に対する不安の解消
				食品等の安全基準の遵守と事故防止対策、
				各種調査の実施、及び表示の監視指導強化に
				取り組む。また、地域における食品衛生の向
				上のため、世田谷区食品衛生推進会議を開催
				し、意見や助言を得る。
				(1)食中毒事故防止対策事業(ノロウィルス・
				生食肉・アニサキス食中毒・テイクアウ
				トやデリバリー・行事等の衛生対策)
				(2)夏期・歳末一斉監視事業(都・区共同事業)
				(3) 学校、保育所等給食施設への重点的監
				視指導及び子ども食堂への衛生指導
				(4) 食品の適正表示に対する指導強化及び
				普及啓発
	次頁に続く			(5) 広域流通・輸入食品の安全確保

				世田谷保健所
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く食の安全確保	3. 普及啓発事業の実施		3. 普及啓発事業の実施 食の安全・安心を確保するための情報提供 及び意見の交換(リスクコミュニケーション) を実施する。 (1) 広報紙、区ホームページ、出張講習会 等による情報提供 (2) 食品衛生法違反者等の指導・公表 (3) 電話等による相談の実施 (4) 食品衛生月間イベント「食とくらしの 健康フェスタ」での講演、展示及びワー クショップ等の実施 (5) 区民・事業者・行政の三者による意見 交換による食のリスクコミュニケーショ ンを推進
		4. 食品衛生に係る人材の育成		4. 食品衛生に係る人材の育成 (1) 食品衛生事業者等を対象とする講習会の実施 (2) 食品衛生監視員の知識習得と技術向上のため、厚労省、東京都及び特別区が実施する専門研修の受講

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	環境衛生の充実 (生活保健課)	1. 環境衛生営業施設の衛生水準の維持向上	千円 18,932	1. 環境衛生営業施設の衛生水準の維持向上 (1) 環境衛生営業施設の許認可、監視指導 ・施設数(理・美容所、クリーニング所、公衆浴 場等) 3,775施設 (2) 営業者による自主的な衛生管理を推進 するための支援 (3) 公衆浴場等におけるレジオネラ症発生 予防対策のための検査及び指導
		2. ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上		2. ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上 (1) ビル、マンション等の衛生的環境を確保するため立入り指導等を行う。 ① 建築物衛生法対象施設(10,000㎡以下) 113施設 ② 水道法対象施設 789施設 (内訳)・専用水道 5施設・簡易専用水道 784施設 ③ 小規模給水施設(法規制対象外) 3,874施設 ④ 貯水槽等維持管理普及啓発パネル展示 1回 (2) 特定建築物衛生管理講習会特定建築物の所有者、管理者等を対象に特定建築物の維持管理に関する講習会を開催する。 1回
	次頁に続く			

				T	世 田 谷 休 健 別
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	3. 高齢者利用施設等のレジオ		3. 高齢者利用施設等のレジオネラ症予防
		環境衛生の充実	ネラ症予防		高齢者利用施設等の循環式浴槽、公園の修
					景水などにおけるレジオネラ属菌等の調査を
					実施し、適正な管理の普及に努める。レジオ
					ネラ属菌が検出された施設については、改善
					指導を行う。また、高齢者利用施設のレジオ
					ネラ症予防対策の自主管理の推進を図る。
			 4. 住宅宿泊事業の適正な運営		
					4. 住宅宿泊事業の適正な運営
					旅行者等の増加に伴い住宅宿泊事業施設が 増加傾向にある。施設の適正な運営に向け、
					事業者への指導・助言等に取り組む。
					(1)事業者を対象とした研修会の実施及び
					事業者による自主勉強会の支援
					(2) 事業者からの宿泊実績に関する定期報
					告(2か月毎)等に基づく指導・助言
					(3) 違法民泊(旅館業法違反)に関する監
					視指導 届出住宅数
					カー カー
					昨年度宿泊実績のある届出住宅数
					(令和6年3月31日時点)
					220件
					研修会及び自主勉強会開催回数 1回
					旅館業法許可施設数
					(令和6年3月31日時点)
					137件
		次頁に続く			

			T		世山石' 床) / J
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		前頁から続く	5. くらしと住まいの衛生水準		5. くらしと住まいの衛生水準の向上
		環境衛生の充実	の向上		くらしと住まいの衛生に関する普及啓発及
					び相談事業の充実に取り組む。
					(1) くらしと住まいの衛生に関する話題を
					中心に、くらしと健康セミナーの実施、
					パネル展示、ホームページ、広報紙等に
					よる情報提供を行う。また、家庭内にお
					ける効果的な換気方法について、普及啓
					発を行う。
					(2)保育所等、幼稚園、小学校等のアタマ
					ジラミ感染の予防を図る。
					(3) ダニアレルゲン検査の実施及び対策の
					助言により、ダニアレルギーの予防を図る。
					(4)シックハウスやダニ、カビ、結露等の
					住まいに関する相談を受け、居住環境改
					善のための助言を行う。
					(5) 「区施設シックハウス対策ガイドライ
					ン」に基づく空気環境調査を実施し、区
					施設の快適な空気環境の維持を図る。
					旭政の人週な主风塚児の雁行を凶る。
					6. 害虫等対策の実施
			6. 害虫等対策の実施		る. 音岳寺が床の美施 ネズミやハチ等の衛生害虫による被害防止
					のための相談対応、普及啓発を実施する。
					(1) ネズミ被害に対する防除指導
					(予定数) 182回
					(2) ネズミ・ハチ等の習性や対策の普及啓
					発(広報紙、ホームページ、チラシな
					ど)
					(3)デング熱等の蚊媒介感染症対策とし
					て、区民や区内施設に対し、蚊の発生予防の
					普及啓発
		 次頁に続く			
		2			

				世田谷保健所
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 環境衛生の充実	7. 災害時等における消毒活動の実施		7. 災害時等における消毒活動の実施 台風第19号では浸水被害対応を行った。 災害時等の消毒活動が迅速に行えるよう、関係団体との「災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定」を継続するとともに、令和2年度より新たな事業者とも協定を締結し、台風接近等で水害等災害が発生する危険性があった際に、速やかに消毒活動を行える体制を整えた。 また、区民に効果的で適時的な消毒方法を周知する。
		8. 地下水汚染に伴う井戸水への対策		8.地下水汚染に伴う井戸水への対策 水質基準逐次改正検討会におけるPFOS及び PFOAについて今後の対応としては、諸外国の 動向及び内閣府食品安全委員会による健康影響評価を踏まえて、引き続き水質基準項に ついて検討が進められている。東京都において、国内等で現在明らかになっているPFASに 関する情報を伝えるために電話相談窓口を開 設している。また、水質汚濁防止と域 に基づき、水質汚出と域 によるによりの調査を進めている。区におり よを除く)の調査を進めている。区におり よを除く)の調査を進めている。区におり は、従前どおり井戸水は飲用しない旨、周知 を徹底し、汚染状況に応じて世田谷区地 等汚染対策連絡会の開催等、環境保全課と協 議、連携して、電話相談の受払拭に向けて適 切に対応する。
	次頁に続く			

				世田谷保健所
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
区分	事務事業名及び所管課前頁から続く環境衛生の充実	6年度事業(目標) 9. 身の回りの化学物質に関する取り組み	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法 9. 身の回りの化学物質に関する取り組み 香りつきの日用品など化学物質に頼りすぎ ない生活を送るための情報に関し、チラシ、 パネル展示、区で独自に作成した動画の配信、 ホームページやX(旧ツイッター)による発信 等を行うとともに庁内関係所管と連携し、様々 な世代、様々な立場の区民に更なる周知を図る。

					世田谷保健所
区	分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		医事・薬事環境の向上	1. 安全な医療サービスの確保	千円	1. 安全な医療サービスの確保
		(生活保健課)		3, 099	区民が適切で安全な医療サービスの提供が
					受けられるような医療環境の適正水準の遵守
					に向け取り組む。また、新規開設に基づく定
					例監視に加え、苦情等必要に応じ随時監視、
					改善指導を行う。
					診察所等医療関連施設届出・許可・監視指
					導の実施
					① 診療所 964施設 7504 1577
					② 歯科診療所 793施設 793施設
					③ 助産所53施設(出張含む)④ 施術所(マッサージ院等)1013施設
					(5) 施術所(接骨院等) 416施設 41
					⑥ 出張施術(マッサージ等) 1022届出
					⑦ 歯科技工所104施設
					⑧ 衛生検査所
					© 11/12/21/21
		次頁に続く			

				世田谷保健所
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く医事・薬事環境の向上	2. 安全な医薬品の提供並びに 毒物劇物の安全管理		2. 安全な医薬品の提供並びに毒物劇物の安全管理 安全な医薬品等の提供を受けられるような薬局等の適正基準の確保及び毒劇物販売業者等の毒物劇物の取り扱いと管理の徹底を図る。 (1) 薬局等の許可及び毒物劇物販売業登録及び一斉監視指導の実施 ① 薬局 424施設 ② 医薬品販売業 152施設 ③ 薬局製剤製造業等 20施設 ④ 麻薬小売業者 367施設 ⑤ 業務上取扱者(届出・非届出) 186施設 ⑦ 管理医療機器販売業及び貸与業 1,575施設 ⑧ 高度管理医療機器販売業及び貸与業 452施設
		3. 家庭用品等の調査		3. 家庭用品等の調査 区民の家庭用品等の化学物質による被害の 防止に向け、家庭用品等の試買調査を行う。 基準の適否を検査し、被害防止のための必要 な指導を行い、区民の健康被害を防止する。

			-	
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	人と動物との調和のとれた	1. 人と動物との調和のとれた	千円	1. 令和5年度改定の「世田谷区人と動物と
	共生社会の推進	共生社会の実現に向けた事業	16, 635	の調和のとれた共生推進プラン(第2
	(生活保健課)	の展開		次)」に基づき、人と動物との調和のとれ
				た共生社会の実現に向けて事業を推進・充
				実させる。(改定プランに基づく事業の推
				進・充実)
				(1)動物に対する理解の促進、動物との共 生の普及啓発
				(2) 飼い主のいない猫対策セミナーの実施
				2回 (予定)
				(3) 飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・
				去勢手術費助成【拡充】
				(予定数) 飼い猫 オス 3,000円 570件
				メス 6,000円 590件
				飼い主のいない猫 (地域ねこ)
				オス10,000円 70件
				メス20,000円 90件
				飼い主のいない猫 (地域ねこ譲渡)
				オス20,000円 85件
				メス30,000円 110件
				(4) 飼い主のマナー向上の啓発(啓発プレ
				ート、マナーPRカードの配布など)
				(5) 犬のしつけ方教室、及び犬の飼い方入
				門講座 2回 (予定)
				(6)区立小学校、区立幼稚園、区立保育園
				で飼育する小動物の治療及び飼育指導
				(7)災害に対する飼い主の備えの普及啓発
				及び被災動物ボランティアの活用
				登録人数 165名
	次頁に続く			講習会開催(1回、参加25名)

				世田谷保健所
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 人と動物との調和のとれた 共生社会の推進			講習会の参加率向上と地域での活動に向けた支援に取り組む。 (8)災害時のペット同行避難のための啓発 (リーフレットの全面改訂)
		2. 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の開催		2. 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の開催 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざし、多様な立場の関係者が参加する「人と動物との共生推進のための連携協議会」を今年度2回開催(予定)する。 令和5年4月に改定した「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)」に基づき、人と動物との共生社会の実現を図るべく、4つの目標を達成するための重点施策の実施に取組む。 同協議会における議論に基づき、関係所管と調整し、ふるさと納税の動物関連施策の使途を拡充する。
		3. 「世田谷区動物連絡員」制度の充実		3. 「世田谷区動物連絡員」制度の充実 飼い主の高齢、健康状態など様々な理由によ り、適正飼育が困難な状況になる場合や地域で 問題となる多頭飼育崩壊等に至る前に予防・防 止する活動として、区民からの連絡・相談に対 し、区と協働して課題把握に取組む「世田谷区 動物連絡員」について、随時募集を行い、さら なる人員の充実を図る。また、区民への認知度 を向上させるとともに、地域と協働して取り組 む体制を強化する。

				世田谷保健所
区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	狂犬病予防法事務	1. 犬の登録及び狂犬病予防の	千円	1. 犬の登録及び狂犬病予防の推進
	(生活保健課)	推進	14, 828	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病
				予防注射の接種など予防対策を推進し、啓発
				の強化により接種率の向上に向けて取り組
				t.
				(1) 犬の登録の推進 登録頭数
				44,099頭
				新規登録(転入含) 5,045件
				(※令和5年度)
				(2) 狂犬病予防注射の接種の推進
				SNS、広報紙、ホームページ、登録者へ
				の案内文の送付など
				接種数 27,715件
				(※令和5年度)
				(3)狂犬病予防の普及啓発(SNS、広報紙、
				ホームページ、ポスターの掲示、庁内広
				告付映像モニターでの周知、チラシの配
				布、愛犬マナーPRカード、愛犬手帳、マ
				ナーブックの配布など)
				(4)新たな行政経営への移行実現プランに基
				づく畜犬登録関連入力事務委託【新規】
				(5)新たな行政経営への移行実現プランに基
				づく狂犬病予防注射済票交付事務の電子化
				及び、各種問合せ手法の見直しに向けた準
				備【新規】

保健福祉領域

				木 使怕性
区分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び保健福祉領域に関連する分野別政策を推進する。		1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。 (1)子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 (2)新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 (3)多様な人が出会い、支え合い、活動で充実 (3)多様な人が出会い最近。 (4)誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化 (5)自然との共生と脱炭素社会の構築 (6)安全で魅力的な制出 2. 基本計画に掲げる分野別政策 (1)若者が力を発揮できる環境づくり (2)健康づくりの推進 (3)福祉につながるネットワークの強化 (4)地域福祉の推進と基盤整備 (5)安全・安心のまちづくり

保健福祉領域

区分		6 年度事業 (日煙)	6 年	事務事業の内容及び手法
	事務事業名及び所管課 新たな行政経営への移行実現プランの推進	6年度事業(目標) 新たな行政経営への移行実現 プランにおける保健福祉領域 に関連する取組みを推進す る。	6 年度当初予算 一	事務事業の内容及び手法 1. 新たな仕組みづくり (1) 施策構築における歳入の観点の強化 (2) 時代に即した事業の再構築 2. 区民目線からのサービス利便性の向上 (1) 支払いの利便性向上 (2) 申請・届出の利便性の向上 (3) より利用しやすいサービスの構築 3. 職員の時間の効果的活用 (1) 内部定型事務の効率的運用 (2) DXによる事務の効率化 (3) 補助金・助成金申請の利便性向上 4. 組織力の向上・人材の育成(専門性の向上) (1) 職員等の専門性の向上 (2) 災害等に対する危機管理体制の強化